分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ほろむい太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	ほろむい太鼓同志会 北海道岩見沢市幌向南2条3丁目315-18		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 岩見沢剣道連盟　子ども剣道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	岩見沢剣道連盟 北海道岩見沢市美園2条7丁目3-14		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	266,000	266,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化茶道・煎茶道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大和遠州流茶道・静月流煎茶道静月会空知支部 北海道滝川市緑町1丁目2番15号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	324,000	324,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ゆう楽亭！キッズ落語教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人ゆう 北海道砂川市東3条北2丁目3-3	9430005007567	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	331,000	331,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 茶の湯と香の親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	一般社団法人北海道茶道文化振興協会 北海道札幌市北区新川2条4丁目6-19-201	8430005013665	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	168,000	168,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊を踊りましょう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西川流　之恵の会 北海道札幌市東区北35条東23丁目3-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	295,000	295,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 麻生地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	麻生地区伝統文化いけばな親子教室 北海道札幌市北区北38条西8丁目1-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 澄川こどもいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	澄川こどもいけばな教室 北海道札幌市南区澄川3条4丁目4-16-1407		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 南平岸はなの会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	南平岸はなの会 北海道札幌市北区北20条西5丁目2-5-1101		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 栄地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	栄地区伝統文化いけばな親子教室 北海道札幌市中央区北3条西17丁目2-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 八軒地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	八軒地区伝統文化いけばな親子教室 北海道札幌市西区発寒4条5丁目7-11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 東白石児童会館いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	東白石児童会館いけばな教室 北海道札幌市中央区南19条西16丁目8-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	213,000	213,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化子ども日本舞踊教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	花柳流　寿美喜衛会 北海道札幌市東区北31条東7丁目3-24		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化子ども日本舞踊教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	花柳喜衛文舞踊研究所 北海道札幌市北区北25条西8丁目1-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化札幌将棋親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化札幌将棋親子教室 北海道札幌市白石区菊水元町5条1丁目14-1-103		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	429,000	429,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 東月寒いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	東月寒「紬の会」 北海道札幌市豊平区西岡3条11丁目16-13		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 羊丘地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	羊丘地区伝統文化いけばな親子教室 北海道札幌市豊平区月寒東2条17丁目6-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	261,000	261,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 円山児童会館伝統文化いけ花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	池坊紅友会 北海道札幌市中央区南1条西23丁目1-15-1106		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	78,000	78,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 西岡こどもいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西岡こどもいけばな教室 北海道札幌市豊平区中の島1条11丁目5-26		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	308,000	308,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 西宮の沢児童会館こども生け花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西宮の沢児童会館伝統文化こども教室実行委員会 北海道札幌市手稲区西宮の沢2条4丁目6-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	132,000	132,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子教室inSapporo	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな小原流華翔会 北海道札幌市厚別区厚別中央3条5丁目7-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	344,000	344,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 平岸いけばな伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな小原流わかばの会 北海道札幌市豊平区月寒東2条18丁目1-1-101		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 びあ・いけばなジュニア教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	びあ・いけばなジュニア教室 北海道札幌市厚別区厚別東2条7丁目12-24		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども邦楽体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	札幌恵会 北海道札幌市西区八軒6条東5丁目4-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	307,000	307,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 真駒内地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	真駒内地区伝統文化いけばな親子教室 北海道札幌市南区真駒内曙町4丁目8-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 カトレア会伝統文化いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	池坊小野田社中カトレア会 北海道札幌市豊平区美園9条7丁目3-7-902		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	190,000	190,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 なかよし親子いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	なかよし親子いけばな教室 北海道札幌市豊平区西岡4条13丁目19-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな伝統文化宮の森教室 北海道札幌市豊平区美園5条2丁目1-28		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	375,000	375,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 札幌市伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	札幌市伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 北海道札幌市西区福井3丁目5-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 下の句かるたこもれび教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	さっぽろっこ一心かるたクラブ 北海道札幌市清田区里塚緑ヶ丘1丁目12-21		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いしやま伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いしやま伝統文化いけばな親子教室 北海道札幌市南区常盤1条2丁目17-13		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 藤野地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	藤野地区伝統文化いけばな親子教室 北海道札幌市南区藤野4条9丁目8-25		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 将棋を指す場の創出と子どもの可能性を引き出す親子教室事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	さっぽろ将棋普及の会 北海道札幌市東区北44条東2丁目1-35-603		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	276,000	276,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 円山地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	円山地区伝統文化いけばな親子教室 北海道札幌市中央区北1条西25丁目2-7-807		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	251,000	251,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子茶の湯教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本文化を楽しむ会 北海道札幌市西区二十四軒4条2丁目8-31		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 北白地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	北白地区伝統文化いけばな親子教室 北海道札幌市中央区大通西28丁目1-22-205		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	206,000	206,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 とよひら子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	札幌いけばな教室 北海道札幌市豊平区豊平8条11丁目3-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	263,000	263,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こどもいけばな花とあそぼう！フラワーキッズクラブ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化こども教室こどもいけばなフラワーキッズクラブ 北海道札幌市北区新琴似1条11丁目9-14		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	129,000	129,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子民謡教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	恵庭民謡連合会 北海道恵庭市恵み野北1丁目10番18号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	346,000	346,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化子供日本舞踊教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	花柳咲つぶら会 北海道札幌市中央区南5条西24丁目1-22-403号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いしかり伝統文化いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いしかり伝統文化いけばな親子教室 北海道札幌市北区新琴似8条6丁目5-22-504		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 すずめ踊り親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	とべのすけすずめ踊り保存会 北海道石狩郡当別町元町51-12		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	386,000	386,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 小樽市伝統文化親子体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化親子体験教室小樽実行委員会 北海道小樽市望洋台2-19-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	905,000	905,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 室蘭会いけばな子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな池坊室蘭会伝統文化子ども教室 北海道室蘭市祝津町2丁目33-15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	227,000	227,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 おはな教室ことりクラブ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	おはな教室ことりクラブ 北海道苫小牧市弥生町2丁目9番6-304号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和太鼓こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	勇払千人隊御会所太鼓 北海道苫小牧市字勇払37番地の15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 コミセンふれあい囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	苫小牧囲碁伝統文化普及会 北海道苫小牧市明野新町3丁目17番3号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	287,000	287,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 苫小牧日本舞踊こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	苫小牧日本舞踊こども教室 北海道苫小牧市明徳町4丁目8番4-302号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	229,000	229,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 苫小牧親子将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	苫小牧こども将棋教室 北海道苫小牧市東開町5丁目9番19号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 未来の花クラブ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	一葉の会 北海道苫小牧市しらかば町6丁目27番1号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化伊達いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化伊達いけばな親子教室実行委員会 北海道伊達市梅本町35番地5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化雅楽子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日高雅楽会 北海道沙流郡平取町字荷菜11-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	433,000	433,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	函館囲碁普及推進委員会 北海道函館市柏木町37-16		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 もりっこいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな小原流森町伝統文化こども教室 北海道茅部郡森町駒ヶ岳97-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	136,000	136,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 旭川囲碁親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本棋院旭川支部 北海道旭川市2条通9丁目プリモ2・9ビル3F		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	129,000	129,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こどものための生け花と茶の湯教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	MOA美術館ボランティア旭川支部 北海道旭川市1条通21丁目1974-123		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 永山伝統文化伝承事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	永山伝統文化伝承事業実行委員会 北海道旭川市永山4条14丁目3-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	422,000	422,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 旭川生活文化振興事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	旭川生活文化振興事業実行委員会 北海道旭川市永山6条16丁目4-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	422,000	422,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 緑が丘・東光地区いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化「いけばな」推進委員会 北海道旭川市東光10条4丁目4-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	212,000	212,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化茶道・いけばな親子教室（あたご）	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	生活文化茶道・華道後継者育成実行委員会 北海道旭川市6条通23丁目17番		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 なよろ伝統文化伝承教室事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	なよろ伝統文化伝承教室実行委員会 北海道東3条南3丁目8番地1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	310,000	310,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばな子供教室たかす	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな子供教室たかす実行委員会 北海道上川郡鷹栖町北野東5条1丁目3-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	172,000	172,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化東神楽こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化東神楽こども教室実行委員会 北海道上川郡東神楽町13号南区画外5番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	422,000	422,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 北見市いけ花子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	北見市伝統文化いけばな研究会 北海道北見市北2条東8丁目12-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	104,000	104,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 北見市和太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	北見風雪太鼓保存会 北海道北見市高栄西町5丁目8番4-203		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども能楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	オホーツク芝能実行委員会 北海道網走市南４条東２丁目		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化（華道・茶道）親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西興部伝統文化伝承教室実行委員会 北海道紋別郡西興部村字西興部243番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	238,000	238,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 百年亭子ども落語教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人まくべつ町民芸術劇場 北海道中川郡幕別町字千住180番地の１	4460105001793	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	257,000	257,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	池坊帯広支部青年部 北海道河東郡音更町北3丁目3－16		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	189,000	189,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 十勝地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	十勝地区伝統文化いけばな親子教室実行委員会 北海道中川郡本別町北6丁目12－4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	417,000	417,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 釧路市伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	釧路市伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 北海道釧路市武佐１－５１－１０		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	415,000	415,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化子供日本舞踊教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	花柳咲つぶら会 北海道札幌市中央区南5条西24丁目1-22-403号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化子供日本舞踊教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	花柳喜洲順の会 北海道根室市落石東325番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	301,000	301,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 青森西地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	青森西地区伝統文化いけばな親子教室実行委員会 青森県青森市三内字稲元25-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 青森東地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	青森東地区伝統文化いけばな親子教室実行委員会 青森県青森市自由ヶ丘1-16-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子で学ぶ伝統文化将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	青森県将棋連盟 青森県青森市緑3-1-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 青森中央地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	青森中央地区伝統文化いけばな親子教室実行委員会 青森県青森市桂木3-15-22		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	一般財団法人小原流弘前支部 青森県弘前市大町3-9-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	98,000	98,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化子どもお琴教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	生田流正派　うたとし会 青森県弘前市鷹匠町10-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	290,000	290,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化こどもいけばなクラブ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	華道家元池坊弘前支部 青森県弘前市城東中央4-9-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	136,000	136,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 弘前・おやこ仕舞教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	弘前能楽普及座 青森県弘前市笹森町35		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 西川菊静日本舞踊教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西川菊静日本舞踊教室 青森県弘前市青山3-5-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 弘前市日本舞踊教室弘扇会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	弘前市日本舞踊教室弘扇会 青森県弘前市稲田1-4-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化子ども着つけ教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	青森わごころの会 青森県弘前市北瓦ケ町18-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化子ども茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	江戸千家不白会弘前支部 青森県弘前市下白銀町17-57		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	245,000	245,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 三八地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	三八地区伝統文化いけばな親子教室実行委員会 青森県八戸市田向向平32-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本の音を奏でてみよう！日本の音で踊ってみよう！伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	泉彩菜日本舞踊稽古所 青森県八戸市湊高台2-11-14		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子和太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	あそびっ鼓組　遊 青森県八戸市湊高台6-1-15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊と邦楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本舞踊と邦楽を子ども達に繋ぐタンポポの会 青森県八戸市岬台3-19-29		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばな親子教室・ひまわり会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	八戸東地区いけばな親子教室実行委員会 青森県八戸市新井田字朴木沢12-20		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	花柳流　葉昌栄会 青森県八戸市青葉1-10-29		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	333,000	333,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 えんぶり親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	塩町えんぶり組 青森県八戸市柏崎3-13-53		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 晴山獅子舞親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	晴山獅子舞保存会 青森県十和田市深持字南平2-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子で楽しむ茶道	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	親子で楽しむ 茶道青森県十和田市西一番町10-46		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	251,000	251,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	若柳流　柳尚会 青森県十和田市西二十一番町48-29-15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 十和田親子ふれあい文化教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	十和田親子ふれあい文化教室 青森県十和田市西一番町13-26		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 「日舞・太鼓・小鼓」教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	花柳流　花すず会 青森県十和田市東二番町2-31		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	363,000	363,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 青山御流子どもいけはな教室“花はともだち”	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	青山御流子どもいけはな教室“花はともだち” 青森県十和田市大字三本木字並木西429-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	369,000	369,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 六日町鶏舞親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	六日町鶏舞保存会 青森県十和田市相坂字高見53-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	414,000	414,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 三沢市伝統文化親子いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	三沢伝統文化親子いけばな教室実施委員会 青森県三沢市岡三沢2-7-11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	京都古流生花教室 青森県三沢市松園町3-7-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	174,000	174,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子どもおこと教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化邦楽愛好会 青森県三沢市三沢字園沢219-444		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟三沢支部 青森県三沢市三沢字堀口94-1339		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 三沢伝統文化子供茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	三沢伝統文化茶道愛好会 青森県三沢市千代田町4-140-50		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	桜泉会 青森県三沢市東岡三沢2-41-316		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 三沢市日本舞踊親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本舞踊こども紘柳会 青森県三沢市大町3-11-47		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	300,000	300,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 「日本舞踊、小鼓」教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	古典舞踊サークル 青森県上北郡東北町字大久保46-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	261,000	261,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	五戸地域伝統文化いけばなこども教室実行委員会 青森県三戸郡五戸町字土井頭22-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 黒川さんさ踊り子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	黒川参差踊連中 岩手県盛岡市黒川13-14		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大宮神楽こども教室事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大宮神楽保存会 岩手県盛岡市本宮字大宮51　大宮神社		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	170,000	170,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 つなぎ伝統さんさ親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	つなぎ伝統さんさの会 岩手県盛岡市紫字館市85-14		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	316,000	316,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 乙部地区郷土芸能伝承教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	乙部地区郷土芸能推進会 岩手県盛岡市黒川21-51		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	280,000	280,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 仙北小鷹さんさ踊り親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	仙北小鷹さんさ踊り保存会 岩手県盛岡市南仙北2-15-21		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 滝の下さんさ踊り継承事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	滝の下さんさ踊り保存会 岩手県盛岡市川目14-101-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	内丸地区伝統文化いけばな親子教室の会 岩手県盛岡市境田町3-50		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	284,000	284,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化こどもいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	華道家元池坊岩手支部青年部 岩手県盛岡市長田町12-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	185,000	185,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 渋民いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	梶井宮御流いけばな親子教室 岩手県盛岡市下ノ橋町3-14		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	176,000	176,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子供茶道教室―お茶を楽しもう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	茶道裏千家椿会 岩手県大船渡市猪川町字冨岡133－2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 表千家大船渡清和会茶会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	表千家大船渡清和会 岩手県大船渡市大船渡町字野々田152－206		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	235,000	235,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 花巻市伝統文化こども教室事業実行委員会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	花巻市伝統文化こども教室事業実行委員会 岩手県花巻市豊沢町8-47		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 花巻市伝統文化親子体験教室事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	花巻市伝統文化親子体験教室事業実行委員会 岩手県花巻市鍋倉地森76		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 花巻市伝統文化親子体験教室滝沢教室事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	花巻市伝統文化親子体験教室滝沢教室事業実行委員会 岩手県花巻市鍋倉地森76		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	北上市伝統文化工芸活性化事業実行委員会 岩手県北上市更木33地割206番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 百人一首体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人子ども＆教師銀河夢サポート 岩手県大船渡市猪川町字久名畑76番地2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 東山町鵜舞教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	一関市東山芸術文化協会 岩手県一関市東山町長坂字柴宿7-30		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 釜石市茶道こども教室（表千家）	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	釜石市伝統文化表千家茶道こども教室実行委員会 岩手県釜石市野田町2-26-20		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	305,000	305,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 釜石市茶道こども教室（裏千家）	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	釜石市裏千家茶道こども教室実行委員会 岩手県釜石市野田町1-14-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 おうしゅう伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	奥州市芸術文化協会 岩手県奥州市水沢佐倉河字石橋41　奥州市文化会館内		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	774,000	774,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 元村地区伝統さんさ親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	元村こどもさんさ愛好会 岩手県滝沢市湯舟沢222-95		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 滝沢子ども生け花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	花芸安達流岩手県支部 岩手県滝沢市室小路648番地9		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	102,000	102,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 雫石よしゃれ親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	桜蓮迦 岩手県岩手郡雫石町小日谷地58-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども鹿踊教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	こども鹿踊教室 岩手県紫波郡紫波町二日町字山子25-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	215,000	215,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子合気道　紫波教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	合気道　紫波道場 岩手県紫波郡紫波町日詰字下丸森23-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 千菜会こども日本舞踊教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	千菜会こども日本舞踊教室 仙台市青葉区南吉成2丁目11－2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	313,000	313,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 仙台伝統文化『すずめ踊り』教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	天地芦鼓連 宮城県仙台市太白区西の平2丁目30－11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 まつかさ親子茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	まつかさ伝統文化普及協議会 宮城県仙台市太白区向山4-22-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 太白区の百人一首親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	太白区の百人一首親子教室実行委員会 宮城県仙台市太白区西多賀3-13-37		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	254,000	254,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 せんだい舞舞キッズ日本舞踊教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	舞舞倶楽部 仙台市太白区越路16-29		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 仙台地区伝統文化いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな小原流仙台地区こども教室 宮城県名取市ゆりが丘2丁目10－4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	405,000	405,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 みやぎの伝統文化親子華道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	みやぎの伝統文化親子華道教室 宮城県仙台市宮城野区原町3-2-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	350,000	350,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 秋保の伝統芸能を守るための研修会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	仙台市立秋保中学校父母教師会 仙台市太白区秋保町長袋字大原45-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	169,000	169,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 太白こども邦楽と舞のサークル	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	太白こども邦楽と舞のサークル 宮城県仙台市太白区富沢3-1-15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	315,000	315,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 みやぎ和の学校親子茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	みやぎ和の学校親子未来協会 仙台市太白区八木山香澄町25の1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 すずめ踊り親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	荒町すずめっこ 宮城県仙台市若林区土樋17番地7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 国見こども囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本棋院杜の都支部 仙台市青葉区国見1-19-6-205		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 あか松っ子日本伝統文化親子茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	あか松っ子日本伝統文化親子育成協会 仙台市青葉区花壇4-30-30チェリス花壇307		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 あおば晩翠伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	あおば晩翠伝統文化推進協議会 仙台市太白区郡山3-5-25山田ハイツ202		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 杜の都伝統文化親子茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	杜の都伝統文化活性化実行委員会 仙台市太白区鹿野2-4-25-502		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	862,000	862,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 みやぎの伝統文化親子おこと教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	みやぎの伝統文化親子おこと教室 仙台市宮城野区清水沼1-4-14		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 連坊マイスクール・荒町児童館　茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	清翠庵表流茶道教室 宮城県仙台市青葉区桜ケ丘5丁目40-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	313,000	313,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 杜の都子供将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟　杜の都支部 宮城県仙台市太白区西中田6-13-15-1208		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 長町こども囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	長町こども囲碁教室 宮城県仙台市太白区長町3-13-1　日本棋院仙台長町支部内		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 仙台市宮城野区伝統文化教室（百人一首に親しもう）	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	TOSS宮城野区伝統文化教室 宮城県仙台市宮城野区二十人町308-15 エルスタンザ榴岡公園204		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	333,000	333,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本将棋連盟仙台中央支部親子将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟仙台中央支部 宮城県仙台市宮城野区五輪1-6-12-903		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	603,000	603,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	碁ランティア 仙台市宮城野区清水沼2-11-13-201		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 宮城の手すき和紙体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	任意団体　東北工芸ことはじめ 仙台市若林区清水小路6-1 東日本不動産仙台ファーストビル１Ｆ		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	210,000	210,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 つぱめっこ伝統文化クラブ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人　つぱめっこ 宮城県仙台市泉区七北田字日野123-9	9370005002525	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 おこと体験さくらクラブ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西多賀筝曲会 仙台市泉区向陽台2-9-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 片平小　和文化体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	片平筝曲会 仙台市泉区鶴が丘1-3-9		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 おこと体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	楽しむ会 伊勢原市東成瀬30-6-506		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 鶴小　おこと教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	鶴谷箏曲会 仙台市宮城野区安養寺2-27-15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 にほんのがっき体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	松陵箏曲会 仙台市青葉区上杉3-4-40-203		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 松森小　親子でおことの体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	松森箏曲会 仙台市宮城野区安養寺2-27-15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 宮城野区日本舞踏こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	仙台市宮城野区日本舞踏連盟 仙台市宮城野区福室5-19-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 能の仕舞・謡親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	仙台喜章会 仙台市若林区大和町一丁目12-16-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	370,000	370,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 能の仕舞・謡親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	仙台寛松会 仙台市泉区将監一丁目20-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	383,000	383,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 能の仕舞・謡親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	香扇会 仙台市宮城野区岩切字東河原173		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	377,000	377,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 能の仕舞・謡親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	昇泉会 仙台市泉区南光台南三丁目12-19		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	373,000	373,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 おこと教室　てんとんしゃん	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	枡江筝曲会 仙台市泉区鶴が丘1-3-9		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	776,000	776,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟石巻支部 石巻市中里6丁目4-25		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 塩釜地区伝統文化いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	塩釜地区伝統文化いけばな親子教室実行委員会 宮城県塩竈市泉ヶ岡11－21		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	295,000	295,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 早稲谷鹿踊親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	早稲谷鹿踊保存会 宮城県気仙沼市早稲谷１８５		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊親子体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	寿々菊会 宮城県気仙沼市笹が陣２－４１		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	74,000	74,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊と邦楽こども体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本舞踊と邦楽こども体験教室 宮城県気仙沼市幸町３－２－１幸町市営住宅２－３０８		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	278,000	278,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 浪板虎舞親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	浪板虎舞保存会 宮城県気仙沼市中みなと町9-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本将棋連盟白石支部将棋勉強会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟白石支部 白石市福岡蔵本西坂１１１		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 白石子ども能楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	白石皐風会 白石市西益岡町9-33		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	297,000	297,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 白石茶道子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	茶道裏千家淡交会白石地区会 白石市東町一丁目1-15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	414,000	414,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 白石子ども日本舞踊教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	宝梅会 白石市南町二丁目7-20		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	366,000	366,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 なとり日本伝統文化親子ゆめ教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	なとり日本伝統文化楽心交友会 名取市ゆりが丘4-8-4グランパリエ102		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 多賀城地区あやめ会伝統文化いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	多賀城地区伝統文化いけばな親子教室 仙台市太白区緑ヶ丘1丁目5番5号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	305,000	305,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本将棋連盟登米支部将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟登米支部 宮城県登米市南方町西山成前71-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 舞踊教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	秀扇会 宮城県登米市津山町横山字黒沢１６２－７		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 横山火伏の獅子舞教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	横山火伏獅子舞保存会 宮城県登米市津山町横山字本町24		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	新邦楽舞踊若泉流　貴智栄会 宮城県登米市南方町西山成61		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	394,000	394,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 登米市はさま日本舞踊こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	紫薫子の会登米市はさま実行委員会 宮城県登米市迫町新田字東坂戸71		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子ふれあい事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	矢本道地神楽保存会 宮城県東松島市矢本字不動前72番地1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 利府子ども囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	利府子ども囲碁教室 宮城県宮城郡利府町青葉台二丁目2-40		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	181,000	181,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 わくやこどもいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	池坊わくやこどもいけばな教室実行委員会 宮城県遠田郡涌谷町字本町38-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 秋田市伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	秋田市伝統文化親子和装礼法親子教室実行委員会 秋田県秋田市河辺北野田高屋榊表15-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 やまぱと竿燈会　親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	やまぱと竿燈会 秋田県秋田市新屋下川原町2-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	301,000	301,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和の作法とかるた教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人あきた花咲く教師力ネット 秋田県秋田市山王六丁目5-27	4410005001774	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	264,000	264,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけ花子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	華道家元池坊能代支部佐藤勝子社中 秋田県能代市元町9番10号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	138,000	138,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子教室　アカシヤフラワー教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	華道文化普及の会 秋田県能代市字一本木86-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	69,000	69,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 能代市伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	能代市伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 秋田県能代市景林町4-20		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 のしろ日本舞踊親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	のしろ日本舞踊子ども教室小桜の会 秋田県能代市二ツ井町字下野31-23		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	204,000	204,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 筝曲能代宮城会おことの教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	筝曲能代宮城会 秋田県能代市若松町11-17		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	189,000	189,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 横手伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	横手伝統文化親子教室実行委員会 秋田県横手市安田字八王寺21-43		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	334,000	334,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	おおだて日本舞踊子供教室の会 秋田県大館市字館下64-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	176,000	176,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 花くらぶキッズ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	花くらぶキッズ運営委員会 秋田県湯沢市深堀字鎌切33－3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	147,000	147,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 湯沢伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	湯沢伝統文化親子教室運営委員会 秋田県湯沢市杉沢字戸石崎121－17		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	356,000	356,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 花輪ばやし保存育成笛・三味線練習会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	花輪ばやし祭典委員会 秋田県鹿角市花輪字中花輪29　千歳盛酒造（株）内		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 鹿角市伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	鹿角市伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 秋田県鹿角市尾去沢字東在家113-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 潟上市伝統文化伝承事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	潟上市伝統文化伝承実行委員会 秋田県潟上市天王字天王71		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	881,000	881,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 山形文化伝承こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	山形花笠伝承会たから連 山形県山形市城西町３－１９－６		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 山形地区伝統文化いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	山形地区伝統文化いけばなキッズクラブ 山形県山形市南松原１－５－３７		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	215,000	215,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 フラワーキッズ・日本伝統文化おもしろこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	フラワーキッズ・日本伝統文化おもしろこども教室 山形県山形市小白川町１－８－５		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	152,000	152,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化楽しいいけばな子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	龍生派　山形県支部 山形県山形市鳥居ヶ丘１７－１９		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	236,000	236,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化こども茶の湯教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	表千家まこと会 山形県米沢市城西1-3-74		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	115,000	115,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 茶道裏千家こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	茶道裏千家和恵會 山形県川西町玉庭1847-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	67,000	67,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 キッズ米沢将棋塾	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	キッズ米沢将棋塾 山形県米沢市大字南原笹野町2965-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	334,000	334,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化こどもいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	華道家元池坊米沢支部 山形県米沢市春日1丁目5-13		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	108,000	108,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 文殊太鼓子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	文殊太鼓保存会 山形県鶴岡市矢引乙92		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	416,000	416,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本の楽器体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	山形箏曲彩音会 山形県東田川郡三川町大字押切新田字街道表10-16		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 鶴岡少年少女将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟鶴岡支部 山形県鶴岡市みどり町17.5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	354,000	354,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子ども獅子舞・子ども大黒舞教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人公益のふるさと創り鶴岡 山形県鶴岡市山王町8-21	5390005004960	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	172,000	172,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 庄内能楽館　夏休み親子仕舞教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	公益財団法人　庄内能楽館 山形県酒田市浜松町1-5	5390005002849	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—	公益財団法人	都道府県所管	3,596			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 村山子ども将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟村山支部 山形県村山市大字大久保乙79番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	232,000	232,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 少年少女念佛踊り親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伊佐沢念佛踊り保存会 山形県長井市上伊佐沢7312		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	319,000	319,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 天童少年少女将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟天童支部 天童市本町１丁目１番１号ＪＲ天童駅舎内１階		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 Look for 伝承文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	Look for伝承文化実行委員会 山形県東根市三日町2-1-27		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	########	########	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 山辺町伝統文化子ども教室合同発表会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	山辺町伝統文化子ども教室合同発表会 山形県東村山郡山辺町大字山辺975		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	433,000	433,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 八坂神社倭舞教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	八坂神社倭舞保存会 山形県東村山郡中山町大字長崎8035-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	224,000	224,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ふくしまジュニア将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟ふくしま支部 福島県福島市北矢野目字小原田西2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	284,000	284,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 福島子供囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本棋院福島県支部 福島県福島市天神町12-24		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 裏千家茶道を親子で体験「親子茶道教室」	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人子ども未来クラブ 福島県福島市方木田字田仲24-4	9380005001039	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	336,000	336,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	藤間流和由貴会 福島県福島市笹木野字天戸畑10-24		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	106,000	106,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 長唄三味線教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化みらい広場実行委員会 福島県福島市南向台1-2-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 邦舞教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	一般社団法人伝統文化みらい協会 福島県福島市桜木町9-19	4380005011109	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 能楽文化親子体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	侍city塾 福島県会津若松市中島町2-52		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こおりやま日本舞踊子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	NPO法人日本舞踊育成振興会 福島県郡山市安積2-261-2	3380005011506	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 郡山こども茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大日本茶道学会郡山支部 福島県郡山市中町9-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 白河支部こども将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟白河支部 福島県白河市白坂牛清水1-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	360,000	360,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊ココロの教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	和のココロ「福和樂衣」 福島県須賀川市稲荷町５９　パラッツォ旭ヶ丘１０７号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 二本松提灯祭伝統文化親子体験教室事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	二本松提灯祭伝統文化実行委員会 福島県二本松市金色４０３番地１		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	########	########	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大倉太々神楽子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大倉子ども会育成会 福島県田村市船引町大倉字本町130		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 三匹獅子舞教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	石沢三匹獅子舞保存会 福島県田村市船引町石沢字上青石沢15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 山根太々神楽子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	山根子ども育成会 福島県田村市常葉町山根字屋形内36		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和を楽しむ！	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	南相馬和文化振興会 南相馬市鹿島区寺内字八幡林45		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 国見町子ども太々神楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	国見町子ども太々神楽教室育成会 福島県伊達郡国見町大字藤田字鵜町四18-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	155,000	155,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 国見町子ども和楽器体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	国見古典鑑賞会 福島県伊達郡国見町大字藤田字一丁田二1-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	360,000	360,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 水戸キッズ囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	水戸キッズ囲碁教室 茨城県水戸市河和田町56-100		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	215,000	215,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 笠原音頭保存会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	笠原音頭保存会 茨城県水戸市笠原町358-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	255,000	255,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 水戸邦楽親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	水戸邦楽風鈴会 茨城県水戸市笠原町217ロイヤルガーデンサハラN-201		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 水戸市伝統文化教室（百人一首に親しもう）	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	水戸市伝統文化教室 茨城県水戸市千波町2823-35		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	422,000	422,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子どもおこと教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日立市文化少年団子どもおこと教室 茨城県日立市塙山町1-3-15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 将棋親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日立将棋連盟 茨城県日立市久慈町6-28-18		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	44,000	44,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日立華道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日立華道少年団 茨城県日立市森山町4-1-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	142,000	142,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人舞踊集団藍 茨城県日立市久慈町3-22-8	1050005007514	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	257,000	257,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 たんぽぽ子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばなたんぽぽの会 茨城県日立市東金沢町5-1-23		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	135,000	135,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日立能楽会 茨城県日立市会瀬町3-12-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	228,000	228,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化こども茶道体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	表千家不白流白和会茨城県支部 茨城県土浦市真鍋2-2-21		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	249,000	249,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 土浦市和装礼法こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	土浦市和装礼法こども教室実行委員会 茨城県土浦市桜町4-16-26		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	280,000	280,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 古河市伝統文化親子教室事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	古河市伝統芸能を考える会 茨城県古河市長谷町38-18		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	########	########	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 真家みたまおどりこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	真家みたまおどり保存会 茨城県石岡市真家1649-25		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 三村囃子子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	三村囃子子ども教室 茨城県石岡市三村1853番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	79,000	79,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化茶道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	茶道裏千家結城会 茨城県結城市山王340		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	279,000	279,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	りゅう姫会 茨城県龍ケ崎市若柴1692		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 お箏親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	香美会 茨城県龍ケ崎市馴柴町836-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 龍ケ崎柳栄会　日本舞踊親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	龍ケ崎柳栄会 茨城県龍ケ崎市松葉5-17-22		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 龍ケ崎市伝統文化親子教室事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本文化伝承の会 茨城県龍ケ崎市平台4-1-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	245,000	245,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大町はやし親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大町はやし保存会 茨城県下妻市下妻丙317		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 常総市伝統文化日本舞踊教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	常総市伝統文化日本舞踊教室実行委員会 茨城県常総市新石下220-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	高萩華道会 茨城県高萩市赤浜1431-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	312,000	312,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 茜里親子書道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	茜里親子書道教室 茨城県北茨城市関南町里根川17		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	173,000	173,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子どもいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	笠間市笠間華道連合会 茨城県笠間市下市毛992-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 取手市五色百人一首教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	TOSS Iwan 茨城県取手市井野台4-26-28-D202		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 取手市伝統文化親子教室事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	取手市伝統文化の会 茨城県取手市藤代南1-11-18		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 牛久市伝統文化親子教室事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	牛久市文化遺産活用実行委員会 茨城県牛久市中央3丁目20-1（牛久シャトー内）		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	########	########	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 つくば市親子囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本棋院つくば支部 茨城県つくば市二の宮4-8-3 2-302		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	277,000	277,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化日本舞踊こども体験教室inひたちなか市	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いばらき伝統文化日本舞踊こども教室実行委員会ひたちなか支部 茨城県ひたちなか市東石川1181-25		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ひたちなか親子囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	ひたちなかキッズ囲碁教室 茨城県ひたちなか市津田2158-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	235,000	235,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化子ども箏教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いずみ伝統音楽保存会 茨城県ひたちなか市武田885-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	352,000	352,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ひたちなか邦楽親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	邦楽サークル”風雅” 茨城県ひたちなか市峰後3-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 三社祭伝統芸能親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	平磯伝統文化保存会 茨城県ひたちなか市平磯町1305-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 鹿島市　子ども囃子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	鹿島市文化財保護活用実行委員会 茨城県鹿嶋市宮中5291-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	826,000	826,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 潮来市伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	潮来藤究会 茨城県潮来市日の出５丁目６番地２０		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子供茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	桃花会 茨城県潮来市潮来４２８番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	129,000	129,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 潮来ばやしこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	県文化財潮来ばやし保存会 茨城県潮来市潮来１１８８番地２		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	375,000	375,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	守谷市伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 茨城県守谷市みずき野2-10-21		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	255,000	255,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化日本舞踊子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	茨城県各流日本舞踊会　伝統文化日本舞踊子ども教室常陸大宮支部 茨城県常陸大宮市野中町3124		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	319,000	319,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 鷲子囃子花輪組親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	鷲子囃子保存会花輪組 茨城県常陸大宮市鷲子2351		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 常陸大宮市常磐津伝承教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西塩子の回り舞台保存会 茨城県常陸大宮市西塩子1338-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 那珂市伝統文化日本舞踊親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	茨城県各流日本舞踊会那珂支部 茨城県那珂市門部1698		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	289,000	289,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 筑西市親子いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	筑西市親子いけばな教室かんよう会 茨城県筑西市横島753		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	209,000	209,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 筑西市伝統文化和装礼法親子教室実行委員会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	筑西市伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 茨城県筑西市大関26		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	264,000	264,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 かすみがうら市太子囃子獅子舞保存会親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	かすみがうら市太子囃子獅子舞保存会 茨城県かすみがうら市安食800		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	346,000	346,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 表千家茶道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	表千家茶道宗鶴会 茨城県桜川市友部９６８－３		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	245,000	245,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 はさき鳴物親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	あばれ塾 茨城県神栖市波崎9140		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	波崎はやうち太鼓会 茨城県神栖市横瀬958-110 ラ櫻・横瀬台107-111		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 神栖伝統文化こども教室（日本舞踊）	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本舞踊教室扇会 茨城県神栖市矢田部7659		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 麻生茶道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	麻生茶道教室 茨城県行方市麻生99-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	172,000	172,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 お囃子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	麻生お囃子研究会 茨城県行方市麻生1076-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	213,000	213,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ほこた伝統親子筆文字教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	一稲書院 茨城県鉾田市新鉾田1-10-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日舞子供体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	古典舞踊普及会 茨城県つくばみらい市西ノ台10-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	267,000	267,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 あんば囃子親子伝承教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	小浦あんばの会 茨城県東茨城郡茨城町下石崎2476		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	146,000	146,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こどもはやし教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	池田中囃子保存会 茨城県久慈郡大子町池田1437		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	276,000	276,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 関東大和楽流金町若連囃子保存会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	関東大和楽流金町若連保存会 茨城県久慈郡大子町矢田1356-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	250,000	250,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 君島ひょっとこ親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	阿見町君島芸能保存会 茨城県稲敷郡阿見町君島557		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	198,000	198,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 宇都宮市豊郷伝統文化和装礼法子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	宇都宮市豊郷伝統文化和装礼法子供教室実行委員会 栃木県宇都宮市豊郷台2-46-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	294,000	294,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 宇都宮市鶴田地区伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	宇都宮市鶴田地区伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 栃木県宇都宮市鶴田1970半田ハイツA202		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	416,000	416,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 西地区ひまわり太鼓	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西地区ひまわり太鼓 栃木県宇都宮市西1-2-13		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	321,000	321,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ふる里を知る子供の郷土料理教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	ふる里を知る子供の郷土料理教室 栃木県宇都宮市西1-2-13		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	165,000	165,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子剣道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	河内剣道クラブ 栃木県宇都宮市下岡本町3759-14		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	338,000	338,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化　日本舞踊　宮の会親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化　日本舞踊　宮の会 栃木県宇都宮市雀の宮6-3-50		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	250,000	250,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばな清原地区伝統文化こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな清原地区伝統文化こども教室 栃木県宇都宮市鐺山町685-31		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子ども和太鼓下野不動太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	子ども和太鼓下野不動太鼓教室 栃木県宇都宮市鶴田町431-86		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化子ども囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	財団法人日本棋院栃木県本部 栃木県宇都宮市岩曽町1383-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和太鼓駒里会親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本民謡　和太鼓駒里会 栃木県宇都宮市岩曽町1428-136		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 宇都宮市峰茶道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	宇都宮市峰茶道親子教室実行委員会 栃木県宇都宮市泉が丘1-17-41　Ｂ201		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	163,000	163,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ひがし子ども和太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	ひがし子ども和太鼓クラブ 栃木県宇都宮市大曽5-3-54		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 百人一首かるた親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	宇都宮かるた会 栃木県宇都宮市弥生2-10-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 うつのみや西部伝統文化親子茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	うつのみや西部伝統文化活性化実行委員会 栃木県宇都宮市鶴田町2966-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	371,000	371,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 宇都宮子ども囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	宇都宮子ども囲碁教室 栃木県宇都宮市若草2丁目3番42号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 とうこうキッズ茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	東宮っ子ステーション 栃木県宇都宮市東塙田1-6-14東地域コミュニティセンター内		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子剣道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	麒麟今泉剣友会保護者会 栃木県宇都宮市御幸町48-12		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 宇都宮市宮の原伝統文化和装礼法親子事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	宇都宮市宮の原伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 宇都宮市弥生1-8-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 吟剣こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	吟剣こども教室 栃木県宇都宮市戸祭1-12-40		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	323,000	323,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子お囃子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	橋本新清流お囃子会 栃木県河内郡上三川町大字上郷2501番地1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 お囃子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	上三川町本郷北コミュニティ推進協議会 栃木県河内郡上三川町大字西汗1528番地1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	310,000	310,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日の出町こどもお囃子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日の出町お囃子保存会 栃木県鹿沼市楡木町581		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 八段囃子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	上大久保屋台囃子保存会 栃木県鹿沼市上大久保68		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 楡木寿町こどもお囃子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	楡木寿町お囃子保存会 栃木県鹿沼市楡木町666-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	344,000	344,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 おこと・三味線・尺八体験　わくわく教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	沢井箏曲院宇都宮研究会 栃木県宇都宮市中央1－5－12		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟日光支部 栃木県日光市木和田島1568－91		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	172,000	172,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日光市こどもいけ花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	草月会栃木県支部 栃木県さくら市櫻野１３６３番地１６		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	231,000	231,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 泉町おはやし会親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	泉町おはやし会 栃木県真岡市荒町1030-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	89,000	89,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 新高会お囃子連合会親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	新高会お囃子連合会 栃木県真岡市熊倉1-10-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子祭り囃子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	並木町お囃子会 栃木県真岡市並木町4-13-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	245,000	245,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いきいき親子将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	真岡市将棋連合会 真岡市並木町4-12-19		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	284,000	284,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 屋台囃子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	台町囃子連 栃木県真岡市台町4170		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	172,000	172,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 西真岡剣道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西真岡剣道クラブ　仁風会 栃木県真岡市伊勢崎438-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 悠々茶道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	悠々茶道会 栃木県真岡市熊倉1丁目14-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 やまびこ太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	和太鼓伝承活動クラブ　やまびこ会 栃木県真岡市熊倉1丁目14-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 星の宮お囃子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	星の宮お囃子会 栃木県芳賀郡益子町塙2281		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 民話語り親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	益子かたりべの会 栃木県芳賀郡益子町益子3630-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	214,000	214,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化もてぎ邦楽こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	双調会茂木支部佐藤文玉予受社中 栃木県芳賀郡茂木町茂木1801		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化日本舞踊はがの親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化日本舞踊はがの会 栃木県芳賀郡芳賀町祖母井南1-10-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 壬生町伝統文化和装礼法子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	壬生町伝統文化和装礼法子供教室実行委員会 栃木県鹿沼市中粟野430		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	294,000	294,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化・和楽器こども体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	かもめ箏の音会 栃木県小山市城山町2-10-17-504		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな親子教室 栃木県小山市小薬317		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 おやま伝統文化子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	おやま伝統文化子ども教室実行委員会 栃木県栃木市今泉町2-8-41		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	72,000	72,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 富張子どもお囃子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	富張日の出連 栃木県栃木市都賀町富張644		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	47,000	47,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 とちぎ伝統文化こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	とちぎ伝統文化こども教室実行委員会 栃木県栃木市箱森町33-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	125,000	125,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	下野市草月いけばな教室 栃木県下野市柴762-20		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子茶道体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	飯野茶華道教室 栃木県下野市文教1-1-24		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	下野市伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 栃木県下野市小金井1-9-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	189,000	189,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化おこと教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	箏・樹陽会 栃木県下野市国分寺1421		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	茶道芳月会 栃木県下野市川中子3328-126		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 小金井子供おはやし入門教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	小金井子供囃子会 栃木県下野市小金井4-12-17		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	100,000	100,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化　日本舞踊　さくら親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化日本舞踊さくらの会 栃木県さくら市葛城2033-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 氏家子どもお囃子会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	氏家子どもお囃子会親の会 栃木県さくら市氏家1508-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	285,000	285,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども常磐津教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	鳥山山あげ保存会 栃木県那須鳥山市大金240		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 西那須野少年剣道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西那須野少年剣道教室　保護者会 栃木県那須塩原市三島5丁目１		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊手ほどき親子体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	滝桜会 栃木県佐野市田沼町763-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	428,000	428,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子教室佐野クラブ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	親子教室佐野クラブ 栃木県佐野市吉水駅前2-11-24		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	284,000	284,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	佐野伝統文化茶道愛好会実行委員会 栃木県佐野市相生町2842		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 佐野地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	小原流佐野地区伝統文化いけばな親子教室実行委員会 栃木県佐野市浅沼町321-22		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばな親子教室　たんぽぽ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな親子教室　たんぽぽ 栃木県佐野市堀米町47-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ＴＡＣ和太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人　たぬまアスレチッククラブ 栃木県佐野市戸室町1592-2	4060005007733	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化お箏教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	生田流箏曲いずみ会 群馬県太田市本町40-31		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	和太鼓集団　黎明座 栃木県足利市大月町1328-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	足利地区小原流伝統文化いけばな親子教室風の子会 栃木県足利市上渋垂町967		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	285,000	285,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ～心を育む～伝統文化こども花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化こども花教室足利 栃木県足利市鵤木町248-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化子供八木節教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	足利市八木節連合会 栃木県足利市福居町580-1　足利市八木節会館内		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子長唄三味線教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	杵家会足利支所長唄登会 栃木県足利市雪輪町2521		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	253,000	253,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	足利あすなろ会 栃木県足利市西宮町2866		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 あしかが歌舞伎親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	あしかが歌舞伎親子教室実行委員会 栃木県足利市鹿島町601-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟足利支部 栃木県足利市福居町937		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	359,000	359,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子前結び和装教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	前結び和装学苑 栃木県足利市葉鹿町1-24-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	362,000	362,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子茶の湯教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	栃木官休会 栃木県足利市旭町482		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	231,000	231,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 桐生地域伝統文化いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	桐生地域伝統文化いけばな教室実行委員会 群馬県桐生市境野町3-2109-3-806		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 桐生西地区伝統文化いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	桐生西地区伝統文化いけばな教室実行委員会 群馬県桐生市本町4-339-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 太田子どもお箏教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人両毛伝統文化芸能振興会太田ぶんか倶楽部 群馬県太田市本町40-31		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 喜怒哀楽	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	太田市子どもと文化を楽しむ会 群馬県太田市本町38-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化日本舞踊こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	沼田市邦楽協会 群馬県沼田市鍛冶町928-27		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	226,000	226,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 人形芝居子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	あけぼの座 群馬県沼田市東原新町1538-20		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 渋川親子日本舞踊教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	渋川子供日本舞踊倶楽部 群馬県渋川市金井2461-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 清和会　伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	清和会 群馬県渋川市渋川2508-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 玉村八幡宮茶道会伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	玉村八幡宮茶道会 群馬県佐波郡玉村町下新田93-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大泉地区伝統文化いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大泉地区伝統文化いけばな教室実行委員会 群馬県邑楽郡大泉町日の出6-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	256,000	256,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 うらわ茶道こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	うらわ茶道こども教室 埼玉県さいたま市中央区大戸１－37－9		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	412,000	412,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 岩槻伝統文化箏教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人地域伝統文化推進機構 埼玉県さいたま市岩槻区本町４－１－６	6030005002933	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	272,000	272,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 さいたま南伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	さいたま南市民囲碁協会 埼玉県さいたま市南区鹿手袋７－11－６		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	819,000	819,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子供のためのお箏教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	埼玉県三曲協会 埼玉県上尾市谷津１－７－14		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子茶道うらわジュニア茶会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	うらわジュニア茶会 埼玉県さいたま市北区宮原町１－154－201		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大砂土囲碁初級教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大宮ジュニア囲碁普及会 埼玉県さいたま市北区土呂町１－82－７		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ひがしっこの間子ども囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	さいたま囲碁普及振興会 東京都葛飾区新宿６－２－１シティタワー金町2918		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	310,000	310,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ひな・みやび親子筆文字教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	光陽書道研究会 埼玉県さいたま市岩槻区南平野３－１６－１２		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 山崎和太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	山崎子竜太鼓 埼玉県さいたま市緑区宮本１－14－21		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 かすみ野自治会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	かすみ野自治会 埼玉県川越市かすみ野2-9-9		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 川越市等・尺八こども伝統文化教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	音楽といっしょに育つ会 埼玉県川越市仲町7-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	140,000	140,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	川越igoまち倶楽部 埼玉県川越市中台元町2-7-12		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	300,000	300,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 熊谷伝統文化親子教室事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	熊谷伝統文化事業実行委員会 埼玉県熊谷市妻沼330-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 芝ふれあい和太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	芝ふれあい太鼓普及会 川口市並木4-15-36		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	733,000	733,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 西公民館　親子おはやし教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	松之一連 川口市川口5-19-50-406		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 川口市ふれあい親子囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本棋院川口支部 川口市芝2-26-18		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	277,000	277,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 川口市ふれあい親子能楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	川口市ふれあい能楽会 川口市芝樋ノ爪1-12-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	319,000	319,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊と三味線親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	扇由女会 行田市忍1-2-33		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 秩父屋台囃子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	篠葉社中 埼玉県秩父市品沢1575		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 秩父屋台囃子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	吉田郷土会 埼玉県秩父市下吉田570		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 英語で茶道を体験しよう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	多文化多言語交流会 所沢市小手指町3-1　小手指ハイツH-407		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 二丁目囃子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	二丁目親和会 埼玉県飯能市山手町17-2-11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 小平獅子舞親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	東小平獅子舞保存会 埼玉県本庄市児玉町小平438		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 お囃子練習親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	照青会 埼玉県本庄市若泉1-2-48		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 本街祭囃子こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	本街祭囃子保存会 埼玉県本庄市児玉町児玉289-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	319,000	319,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 上町囃子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	上町囃子保存会 埼玉県本庄市中央3-3-5上町自治会館内		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 本庄市今井獅子舞保存会伝統文化親子教室事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	今井獅子舞保存会 埼玉県本庄市共栄19		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	277,000	277,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 新町屋台囃子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	新町屋台囃子保存会 埼玉県本庄市児玉町児玉98-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	379,000	379,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 仲甲囃子こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	仲甲囃子保存會 埼玉県本庄市寿2-14-17ホワイトタウン瀬山302号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 泉町さんてこ囃子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	泉町囃子保存会 埼玉県本庄市千代田1-6-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 仲町山車囃子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	仲町山車囃子保存会 埼玉県本庄市児玉町児玉54		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	336,000	336,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 上町自治会祭り囃子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	上町祭り囃子保存会 埼玉県本庄市児玉町児玉2489-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	349,000	349,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 本町お囃子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	本町祭禮保存會 埼玉県本庄市本庄3-2-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	390,000	390,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 庄和川辺少年剣道クラブ親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	庄和川辺少年剣道クラブ 埼玉県春日部市八丁目345-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 春日部剣真会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	春日部剣真会 埼玉県越谷市平方478-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 春日部剣道会親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	春日部剣道会 埼玉県春日部市緑町4-2-47-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 豊野剣道会親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	豊野剣道会 埼玉県春日部市内牧4142-35		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	299,000	299,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 錦舟会狭山支部伝統文化いけばな子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	錦舟会　狭山支部 埼玉県狭山市富士見１－１８－３０		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 深谷書道伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	九星書道会 埼玉県川越市岸町2-26-36		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	157,000	157,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 わくわく伝承あそび教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝承あそびの会 埼玉県深谷市普済寺1363-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 深谷伝統文化事業実行委員会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	深谷伝統文化事業実行委員会 埼玉県深谷市稲荷町北10-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化上尾親子いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	華道松東会 埼玉県上尾市仲町1-7-25-501		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	220,000	220,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばな・茶道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	古流松應会大宮支部 埼玉県上尾市小敷谷880-61		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	288,000	288,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 高砂少年剣道会親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	高砂少年剣道会 埼玉県草加市高砂1-7-30		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばなこども体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	華道家元池坊　東京暁靖会 東京都品川区荏原4-3-9　エバラフラワースタジオ		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	199,000	199,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 草加市親子日本舞踊クラブ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本舞踊「花菱会」 埼玉県草加市谷塚上町512-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 睦会茶道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	睦会 埼玉県草加市北谷2-32-57		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	282,000	282,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 草加松原地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	草加松原地区伝統文化いけばな親子教室 埼玉県草加市青柳5-10-31		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	323,000	323,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 新田西地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	新田西地区伝統文化いけばな親子教室 埼玉県草加市長栄3-8-13		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 草加市いっしょにあそぼう百人一首体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	昔遊びの会 埼玉県川口市西青木5-12-11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	103,000	103,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 草加市伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	草加市伝統文化和装礼法親子教室 埼玉県草加市西町647-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	295,000	295,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 越谷市伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	越谷市伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 埼玉県越谷市大間野町3-27-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 さくら　子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけ花　花桜会 埼玉県越谷市大沢4-15-1 越谷ファミールハイツ1-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	113,000	113,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 桜南剣友会親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	桜南剣友会 埼玉県越谷市平方548-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 たんぽぽ親子茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	花道茶道わかば会越谷支部 埼玉県越谷市南荻島3760		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	219,000	219,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけ花・茶道はなみずき子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけ花・茶道千好会 埼玉県越谷市千間台西2-19-31		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	260,000	260,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 童子書道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	童子書道教室 埼玉県越谷市新川町2-195-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	241,000	241,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	茶道裏千家こども教室　睦会 埼玉県越谷市南荻島714-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 源徳館親子剣道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	源徳館剣道教室 埼玉県越谷市谷中町2-183-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	248,000	248,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	蕨市茶道連盟 蕨市北町2-10-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	862,000	862,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 蕨市伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	蕨市「彩の花」 蕨市塚越1-5-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 戸田将棋大会強化道場	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	戸田将棋大会強化道場 埼玉県戸田市氷川町1-2-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	108,000	108,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 戸田伝承あそびの会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	戸田伝承あそびの会 埼玉県白岡市白岡1473-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	327,000	327,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 福の会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	福の会 埼玉県朝霞市溝沼2-12-20		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	409,000	409,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 朝霞市囲碁こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本棋院朝霞支部 埼玉県朝霞市栄町3-1-15-602		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	169,000	169,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	朝霞和装文化伝承会 埼玉県朝霞市泉水2-7-34-705		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばな子供教室（親子）	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	朝霞市土曜対策協議会 埼玉県朝霞市泉水3-4-23		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	304,000	304,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化茶道子供教室（親子）	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	朝霞市伝統文化こども教室実行委員会 埼玉県朝霞市泉水3-4-23		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	402,000	402,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 宿組のはやし　こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	宿組囃子連保存会 志木市中宗岡5-17-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	331,000	331,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 志木市市場地区囃子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	市場はやし連 志木市上宗岡4-6-27-306		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	270,000	270,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 志木市伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	志木市伝統文化和装礼法親子教室　実行委員会 志木市中宗岡5-25-24		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 新座市日本舞踊子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	新座市日本舞踊子ども教室あやの会 埼玉県新座市野火止1-10-43		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	147,000	147,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 静花伝統文化こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	静花いけばなサークル 埼玉県新座市栄4-7-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	289,000	289,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子供のためのお箏教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	桶川三曲協会 埼玉県桶川市若宮１－８－９－１０６		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 富士見市伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	富士見市伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 埼玉県志木市中宗岡5-25-24		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども日本舞踊教室小鈴会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	こども日本舞踊教室小鈴会 埼玉県富士見市下南畑3186-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子どもいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化いけばな教室父母の会 埼玉県富士見市鶴瀬西2-22-32		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	363,000	363,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子ども伝統文化体験教室in富士見	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	子ども伝統文化体験教室富士見事務局 埼玉県さいたま市桜区下大久保1103-1-205		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	172,000	172,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 蓮田子供囃子	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	蓮田囃子保存会 埼玉県蓮田市西新宿１丁目22		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子お囃子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	幸手囃子会 埼玉県幸手市大字平須賀2393-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	427,000	427,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばな幸手ふれあい教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな幸手ふれあい教室実行委員会 埼玉県幸手市緑台1-53-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	97,000	97,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 生花鈴木親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	生花鈴木親子教室 埼玉県幸手市緑台2-11-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	170,000	170,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 わくわく伝統文化教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人子どもの夢TOSS埼玉 埼玉県秩父市野坂町1-15-11-Ｂ103		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	172,000	172,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 白岡わくわく伝承あそびの会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	白岡わくわく伝承あそびの会 埼玉県白岡市白岡1473-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	319,000	319,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 秩父屋台囃子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	砲馬会 埼玉県秩父郡小鹿野町飯田3018		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 秩父囃子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	鹿桜会松井田 埼玉県秩父郡小鹿野町長留223-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 栗尾太鼓会親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	栗尾太鼓会 埼玉県秩父郡小鹿野町飯田1306		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	329,000	329,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 秩父囃子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	旗居太鼓会 埼玉県秩父郡小鹿野町長留2039		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 秩父囃子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	上町波歌囃子会 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野344-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 猪俣百八燈親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	猪俣百八燈保存会 埼玉県児玉郡美里町大字猪俣2197		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 「関の獅子舞」親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	関獅子舞保存会 埼玉県児玉郡美里町大字関445-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	162,000	162,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 上里町日本舞踊こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	扇富三会 埼玉県児玉郡上里町神保原町524-9		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化・お琴・こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化・お琴・こども教室 千葉市中央区栄町26-12		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	280,000	280,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親和伝統文化教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	TOSS村雨 千葉市若葉区若松町361-285		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊　てほどき教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本舞踊　結の会 千葉市緑区大椎町1199-116		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばな子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	とけ伝統文化いけばなこども教室実行委員会 千葉市緑区大椎町1188-319		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子供のための箏曲教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	千葉県三曲協会 八千代市村上1113-1・229-104		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 千葉市和装文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	千葉市伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 千葉市稲毛区天台2-16-21		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	424,000	424,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 お囃子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	銚子市民謡保存会神輿連合　阪流会 千葉県銚子市垣根町1-274-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	319,000	319,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 銚子大漁節親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	銚子正調大漁節保存　ひびき連合会 千葉県銚子市長塚町1-362-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	419,000	419,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 銚子地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	銚子地区伝統文化いけばな親子教室 千葉県銚子市野尻町113-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	177,000	177,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 銚子の祭囃子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	銚子はね太鼓保存会 千葉県銚子市後飯町6-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	307,000	307,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子舞踊教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人　千葉健康生きがい支援ネット 千葉県銚子市小畑町8539-6	8040005012129	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	294,000	294,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 お琴親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	和奏の会 千葉県市川市新井3-29-25		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 行徳いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばなサークル「菖の会」 千葉県市川市妙典3-11-21		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	市川市伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 千葉県市川市曽谷2－34－7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 本八幡伝統文化書道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	本八幡伝統文化書道会 千葉県市川市南八幡5－11－6ライオンズプラザ本八幡1105		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いちかわ子ども茶道＆日舞教室2020	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人いちかわ市民文化ネットワーク 千葉県市川市国分7-12-5	5040005004442	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	342,000	342,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親と子の書の会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	親と子の書の会 千葉県市川市北国分4－10－11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	365,000	365,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 市川市いけ花親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけ花なぎさ会 千葉県市川市菅野2-10-24		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 詩吟親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	三咲・こども詩吟の会 千葉県船橋市神保町166-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	132,000	132,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	囲碁山下塾 千葉県船橋市湊町2-8-1-1806		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	260,000	260,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 船橋市伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	船橋市伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 千葉県船橋市前原西2-6-11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 前原茶道こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	前原茶道子供教室実行委員会 千葉県船橋市二和東5-50-12　北川方		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	256,000	256,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化船橋いけ花こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	華道家元池坊千葉県華秀会支部 千葉県市川市北方町4-1902-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	188,000	188,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統てまり親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	あづさ会 千葉県船橋市八木が谷1-27-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	174,000	174,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 船橋こどもおりがみ教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	船橋こどもオリガミクラブ 千葉県船橋市緑台1-4-5-203		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	310,000	310,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 船橋こども日舞体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	船橋こども日舞クラブ 千葉県船橋市飯山満町3-1740-27		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	207,000	207,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 船橋こども書道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	船橋市こども書道クラブ 千葉県船橋市金杉8-9-25-809		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	310,000	310,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 船橋こども将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	船橋市こども将棋普及協会 船橋市三咲7-18-14		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	207,000	207,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子どもチャレンジ教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	TOSS狸ぱやし 千葉県木更津市請西８３０－１　Ａ１０１		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	333,000	333,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 木更津市邦楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	木更津市邦楽教室 千葉県木更津市太田３－４－１５		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	340,000	340,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 木更津こども将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人将棋普及協会ちば 千葉県木更津市清見台東３－１５－４	3040005009022	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 松戸・北松戸地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	松戸・北松戸地区伝統文化いけばな親子教室 千葉県松戸市上本郷3438-707		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	322,000	322,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 松戸日本舞踊親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	松戸日本古典舞踊連盟 千葉県松戸市胡録台296-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	252,000	252,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 松戸伝統文化書道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	松戸伝統文化書道会 千葉県松戸市千駄堀1489-122		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 小金伝統文化書道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	小金伝統文化書道会 千葉県松戸市二ツ木二葉町177-25		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化こども生け花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	華道育成会 千葉県松戸市常盤平双葉町4の33		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ときわ平伝統文化書道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	ときわ平書道会 千葉県松戸市常盤平柳町15-23		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 水墨画教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	松戸水墨画の会 千葉県柏市逆井3-25-8-110		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 馬橋伝統文化書道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	馬橋伝統文化書道会 千葉県松戸市中根116-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 水墨画教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	水墨画松戸の会 荒川区荒川7-46-1-403		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 松飛台地区伝統文化茶道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	松飛台地区伝統文化茶道親子教室実行委員会 千葉県松戸市五香1-21-17		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 松飛台地区伝統文化いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな小原流松飛台地区伝統文化こども教室実行委員会 千葉県松戸市五香1-21-17		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 茶道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	洗心会 千葉県松戸市松戸1071-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 根本伝統文化書道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	根本伝統文化書道会 松戸市松戸1239-2小川ビル401		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 松戸市伝統文化親子華道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	東葛飾こども華道教室桃の会 千葉県流山市南流山8-6-1　南流山弐番街2-707		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本文化子どもクラブ・親子クラブ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人装爽ネットワーク 千葉県松戸市新松戸6-339		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 東部伝統文化書道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	東部伝統文化書道会 千葉県松戸市秋山1-10-1-802		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 上本郷伝統文化書道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	上本郷伝統文化書道会 松戸市上本郷2677-20		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化茶華道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	茂原伝統文化書道会 千葉県茂原市中善寺1410-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化茶華道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	茂原市国際文化交流振興会 千葉県茂原市鷲巣581-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	251,000	251,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化成田日本舞踊親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本舞踊　雀会 千葉県成田市囲護台1157-13		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	257,000	257,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 宗華会伝統文化親子茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	宗華会 千葉県成田市宗吾3-473		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 成田こども書道会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	成田こども書道会 千葉県成田市飯仲363-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 成田子ども伝統文化教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	成田伝統文化体験会 千葉県成田市加良部4-13-16		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 着付と礼法こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	和装の会 千葉県佐倉市宮前３－２７－１２		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 西志津お囃子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西志津お囃子友の会 千葉県佐倉市西志津５－１０－１１		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	248,000	248,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばなユーカリこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばなユーカリこども教室 千葉県佐倉市上座４３８－１２８		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本の手書き文化継承親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本書道教育学会染井野支部 千葉県佐倉市染井野６丁目２５番地７		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 なかよし太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	なかよし太鼓 千葉県佐倉市上志津１６６７－２０		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 旭市子ども伝統文化教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	ＴＯＳＳ東雲 千葉県旭市西足洗606-19		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 習志野市伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	習志野市伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 千葉県習志野市東習志野4-10-22		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 お寺で伝統文化教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	お寺で伝統文化教室 千葉県柏市岩井424		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 水墨画教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	水墨画柏の会 千葉県柏市逆井3-25-8-110		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子どものためのお箏と尺八教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	柏市三曲協会 千葉県松戸市松戸新田614-41		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子ども日舞教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	子ども日舞教室 千葉県柏市手賀1077-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化日本画教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化日本画教室 千葉県柏市大島田548-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 新田ばやし親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	五井新田祭囃子保存会 千葉県市原市五井2007-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	276,000	276,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 流山伝統文化書道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	流山伝統文化書道会 千葉県松戸市二ツ木二葉町177-25		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 八千代伝統文化親子いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	八千代伝統文化親子教室実行委員会 八千代市勝田台北3-11-16		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	250,000	250,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 八千代伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	八千代伝統文化普及会 八千代市高津390-263		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本伝統文化交流親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	むの会 八千代市萱田町816番地1　セレナハイム八千代中央801		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 囲碁	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	我孫子市囲碁連盟 千葉県我孫子市つくし野3丁目3番5号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 キッズ伝統芸能体験　筝曲（こと）	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	我孫子南まちづくり協議会 千葉県我孫子本町3丁目1番2号 けやきプラザ9階　我孫子南近隣センター内		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 鴨川市伝統文化の会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	鴨川市伝統文化の会 千葉県鴨川市横渚1167番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 君津大和田こども将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟君津大和田支部 千葉県君津市大和田1-14-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子どもいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	Blommor（ブロンモル） 千葉県浦安市堀江1-11-1-501		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	380,000	380,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化こども書道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	藍の会 千葉県浦安市今川1-2-26-301		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 四街道子ども将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	四街道子ども将棋教室 四街道市大日65-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	90,000	90,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 四街道百人一首教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	TOSSあやめ 成田市江弁須200-1 A-101		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 みんなで楽しく、字を描こう！	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	市民活動団体こども字描き会 千葉県印西市高花5-15-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	176,000	176,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 自分で浴衣・着物を着てみよう！	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	市民活動団体和装会 千葉県印西市高花5-15-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	241,000	241,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 印西伝統文化書道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	印西伝統文化書道会 千葉県印西市小林1605-15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 2020東京オリンピックを「箏」で応援しよう♪	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	箏遊会 千葉県白井市南山1-5-8-502		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	香取いけばなこども教室千葉県香取市佐原イ1416-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	298,000	298,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 香取伝統文化茶の湯教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	香取伝統文化茶の湯教室 千葉県香取市佐原イ719		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化子ども茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	清閑会 千葉県印旛郡酒々井町東酒々井4-4-40		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 鋸南町伝統文化親子華道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	鋸南町伝統文化親子華道教室 千葉県安房郡鋸南町上佐久間１５５５		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	490,000	490,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 千代田区伝統文化親子いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	古流理恩会 東京都千代田区東神田3-6-9		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子囲碁入門教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	公益財団法人　日本棋院 東京都千代田区五番町7-2	9010005016726	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	134,000	134,000	100%	—	公益財団法人	国所管	3,596			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ～豊かな心と夢を育む～子ども囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	くまちゃん子ども囲碁教室 東京都江戸川区西小岩1-21-18-1501		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	227,000	227,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 千代田区お囃子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	千代田区お囃子親子教室 東京都千代田区隼町4-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 千代田区日舞親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	千代田区日舞親子教室 東京都千代田区六番町6-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 中央区親子将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	中央区将棋同好会 東京都中央区日本橋中洲6-10-606		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	327,000	327,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 中央区伝統文化親子いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな教室ソメイヨシノの会 東京都中央区東日本橋2-2-9-5-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	430,000	430,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本橋邦楽こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	桐の会 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘2-290		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	395,000	395,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 中央区お囃子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	中央区お囃子親子教室 東京都中央区勝どき6-3-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 中央区日舞親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	中央区日舞親子教室 東京都中央区勝どき6-3-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 第4期　松尾塾伝統芸能	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	公益財団法人松尾芸能振興財団 東京都港区南青山6-1-3	3010405010417	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—	公益財団法人	国所管	3,596			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 中央区伝統文化こどもいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	中央区伝統文化こどもいけばな教室実行委員会 東京都中央区銀座2-13-18-401		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	########	########	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊を踊りましょう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西川流役員会港区支部 東京都港区赤坂7-7-1シャトー江夏301		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 箏三味線教室　ことさん	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	音楽プロジェクトここふた 東京都港区赤坂2-10-14ミカワヤビル		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 表参道地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	表参道地区伝統文化いけばな親子教室 東京都港区南青山5-7-17		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	202,000	202,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 港区伝統文化体験教室事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	港区伝統文化事業実行委員会 東京都港区高輪2-12-44　荒木方		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	########	########	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 新宿・牛込親子友禅染教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人　東京児童文化協会 東京都新宿区中里町3南雲荘202	7011105003789	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	862,000	862,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 新宿区日本舞踊こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	公益財団法人日本舞踊振興財団 東京都新宿区住吉町10-8片桐ビル301	3011105004832	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—	公益財団法人	国所管	3,596			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	一般社団法人　龍生華道会 東京都新宿区市谷田町3-19 龍生会館	5011105005317	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	250,000	250,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊を踊りましょう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西川流役員会城北地区支部 文京区春日2-11-8藤和春日ホームズ402号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 春・夏休み子ども連続囲碁講座及び子ども囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	文京区囲碁指導者連絡会 文京区大塚2-3-20-304		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	397,000	397,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 文京区小・中学校邦楽体験教室　箏＆三味線	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	文京区三曲連盟 豊島区巣鴨1-21-5-801		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	341,000	341,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化和装子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	文京区和装文化伝承会 文京区目白台3-26-2-903		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	文京礼和会 千葉県野田市岩名1-14-15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	280,000	280,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 夏休み親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	公益社団法人宝生会 文京区本郷1-5-9	2010005003490	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—	公益社団法人	国所管	3,596			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 若竹会伝統文化茶道華道子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	若竹会 文京区西片2-18-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和太鼓　子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	和湧　太鼓打会 文京区大塚3-8-16		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 谷根千ちょっとだけ能れっすん　for kids	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	子供に能楽を普及する会 東京都台東区谷中４の３の２０		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 台東伝統文化書道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	台東伝統文化書道会 東京都台東区浅草橋３-34-10ドヌール浅草橋301		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 台東区お囃子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	台東区お囃子親子教室 東京都台東区根岸５－４－３		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 墨田区和装礼法教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	墨田区和装礼法伝承の会 東京都墨田区両国3-22-11-1101		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	429,000	429,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化墨田区日本舞踊親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本舞踊「さくら会」 東京都墨田区東向島2-23-7-101		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 横川こどもお囃子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	箕輪囃子横川粋鼓連 東京都墨田区横川2-12-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	198,000	198,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 寿々喜日舞教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	「舞の会」インターナショナル 東京都墨田区業平2-9-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	277,000	277,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 墨田区伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	墨田区伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 東京都墨田区東向島4-36-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	232,000	232,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 墨田区お囃子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	墨田区お囃子親子教室 東京都墨田区両国2-10-11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 仙将会・子供将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	東大島子供将棋教室・仙将会 東京都江東区大島８－３３－１		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 KOTOこども囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	江東区伝統文化活性化実行委員会 東京都江東区白河１－３－２８　深川江戸資料館内		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	603,000	603,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 江東区親子いけばな教室実行委員会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	江東区親子いけばな教室実行委員会 東京都江東区大島６－２－２		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 深川棋遊会子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	深川棋遊会 東京都江東区北砂５－２０－１－１０２２		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 アルファス棋友会子ども将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	アルファス棋友会 東京都江東区東砂１－１－１－３２７		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 囲碁キッズ、初段を目指せ大作戦！！	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	江東区子ども囲碁特訓教室 東京都江東区扇橋３－９－１４－１２０６		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 着付け・日本舞踊親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	扇美会 東京都江東区越中島１－３－１２－９０３		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊を踊りましょう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西川流役員会城東地区支部 東京都江東区富岡１－５－１２		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本将棋連盟　大島支部将棋会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	江東区アマチュア将棋連盟 東京都江東区大島５－４０－５－５０３		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 講談チャレンジ！	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	一般社団法人日本講談普及協会 東京都江東区深川一丁目５番３号	4010605003293	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 囲碁による伝統文化振興事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本文化ごころの会 東京都江東区東砂１－３－２４－４１１		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	414,000	414,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こどものための生け花・お茶教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	公益財団法人江東区文化コミュニティ財団 東京都江東区東陽４－１１－３	3010605002197	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	88,000	88,000	100%	—	公益財団法人	都道府県所管	3,596			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 百華の会親子茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	茶道裏千家百華の会 東京都江東区豊洲３－４－１　Ｓ４３１３		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 深川伝統文化書道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	深川伝統文化書道会 東京都江東区住吉１－２－１１－６０３		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 生け花・茶道親子体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	品川伝統文化 東京都品川区南品川5-8-17		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子茶道教室　茶事「杓底一残水」	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	叡智得留倶楽部 東京都品川区大崎2-7-30　ハレ大崎401		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	689,000	689,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども囲碁道場	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	こども囲碁道場 東京都品川区北品川2-9-26		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	229,000	229,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子供おこと教室”琴・Kotoクラブ”	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	邦楽ネット品川 東京都品川区中延1-2-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 自由が丘伝統文化書道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	自由が丘伝統文化書道会 東京都板橋区大谷口北町32-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 目黒区和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	目黒区和装礼法伝承の会 東京都目黒区碑文谷4-11-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 青少年マナー教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	一般社団法人　東池坊 東京都目黒区中町2丁目43番11号	1013205000060	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化折り紙親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人　目黒区ユネスコ協会 東京都目黒区五本木3-24-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	95,000	95,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大田区和装礼法教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大田区和装礼法伝承の会 東京都大田区久が原4-8-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化きもの・いけばな子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	和の心　珠香会 東京都大田区山王1-41-7 Erde山王103		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大田獅子舞クラブ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大田獅子舞クラブ 東京都大田区下丸子2-22-1 エンゼルハイム下丸子103		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	GOGOクラブ 東京都大田区東雪谷5-7-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大田区伝統文化活性化事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大田区伝統文化を活かした地域活性化事業実行委員会 東京都大田区蒲田本町1-12-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	########	########	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 流鏑馬子ども体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人小笠原流・小笠原教場 神奈川県藤沢市鵠沼海岸2-17-4	2021005001368	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 笹原・桜丘小学校習字教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	桜丘書道会 東京都世田谷区桜丘4-27-16-213		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 経堂子ども習字教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	船橋書道会 東京都世田谷区経堂4-41-14		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 小鼓で能の世界へ！	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	和文化普及協会 東京都世田谷区太子堂3-6-9-104		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 世田谷区花道茶道伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	世田谷区花道茶道文化協会 東京都世田谷区成城2-37-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 世田谷地区伝統文化いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	世田谷地区伝統文化いけばなこども教室 東京都世田谷区経堂3-34-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 自然と親しむいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	古流東洋会 東京都世田谷区若林4-30-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 世田谷区伝統文化茶道子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	裏千家淡交会東京第六東支部学校茶道連絡協議会 東京都杉並区梅里1-5-19		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	礼和会 千葉県野田市岩名1-14-15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	310,000	310,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 将棋を楽しむ会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	将棋を楽しむ会支部 渋谷区本町2-3-14		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	68,000	68,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 渋谷区美竹こども将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	渋谷区美竹こども将棋教室 渋谷区渋谷1-21-12		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	412,000	412,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 加計塚小学校将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	渋谷区立加計塚小学校施設開放運営委員会 渋谷区恵比寿4-21-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	365,000	365,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 千駄ヶ谷伝統文化将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	千駄ヶ谷伝統文化将棋教室を応援する会 渋谷区千駄ヶ谷1-7-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	300,000	300,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 恵比寿こども将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	恵比寿こども将棋教室 渋谷区東4-6-7-101		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	410,000	410,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	中野区伝統文化育成いけばな親子教室実行委員会 東京都中野区本町６－１０－１		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化子どもお花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	美風会 東京都中野区弥生町６－５－３－２０２		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	176,000	176,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 中野区こども囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	野方緑星親子囲碁クラブ 東京都中野区野方３－１５－１４		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 杉並地区伝統文化いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	杉並地区伝統文化いけばなこども教室 実行委員会 杉並区阿佐谷北5-44-15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	307,000	307,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 杉並区伝統文化将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟棋友館支部父母の会 杉並区阿佐谷南1-34-9-201		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	272,000	272,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子で奏でるおことの教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	吉岡邦楽社 杉並区堀ノ内3-36-13		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	301,000	301,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 杉並区日舞親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	杉並区日舞親子教室 杉並区阿佐ヶ谷南2-22-9		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 杉並茶道会伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	杉並茶道会 杉並区阿佐谷北4-18-11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 高四小囲碁将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	高井戸第四小学校支援本部 東京都杉並区西荻南1-8-16		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	198,000	198,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 けやきスクール実行委員会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	けやきスクール実行委員会 東京都杉並区永福2-16-33		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 書道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	方南小学校支援本部 東京都杉並区方南1-52-14		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	207,000	207,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 善福寺和太鼓クラブ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	萩中学校支援委員会 東京都杉並区善福寺1-8-3　萩中支援委員会「おぎすけ」		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	288,000	288,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 むすびスクール	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	Salon de cacco, 東京都杉並区南荻窪3-7-15-101 小堀邸		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	153,000	153,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子ども邦楽合奏団音輪会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	音輪会 東京都豊島区目白4-4-9		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化体験親子三味線教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	長唄智の会 東京都調布市布田4-17-10-511		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	公益財団法人松風花道会 東京都豊島区駒込1-6-13	3013305000017	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	181,000	181,000	100%	—	公益社団法人	国所管	3,596			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 リトルエールズ茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	リトルエールズ 東京都豊島区北大塚3-19-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	316,000	316,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 次世代育成事業こども日本舞踊教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	公益財団法人としま未来文化財団 東京都豊島区東池袋1-20-10	6013305001714	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—	公益財団法人	都道府県所管	3,596			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化茶道華道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	松風会 東京都北区上十条5－37－5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	245,000	245,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化北っ子日本舞踊＆マナー教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	北っ子日本舞踊わらべ 東京都北区堀船3-12-17		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子教室茶道	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	茶道裏千家清風会 東京都北区王子1-6-15-202		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	178,000	178,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 北区親子いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	北区親子いけばなの会 東京都中央区銀座2-13-18-401		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 荒川区伝統文化子ども体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	荒川区文化団体連盟 東京都荒川区荒川７－９－１２－４０５		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	########	########	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子きもの教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	おもてなし和文化の会 東京都板橋区成増3-12-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 小豆沢伝統文化子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	小豆沢伝統文化子ども教室実行委員会 東京都板橋区小豆沢2-26-18		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 板四小親子剣道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	板四剣道同好会 東京都板橋区板橋4-22-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	383,000	383,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 「きものゝ着装」と「作法」を学ぶ親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	板橋区きもの伝統文化保存会 東京都板橋区高島平2-33-7-620		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 練馬いけ花こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化いけ花こども教室 東京都練馬区関町北4-16-45		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	133,000	133,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけ花.三宝会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけ花・三宝会 東京都練馬区石神井町6-32-41		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	193,000	193,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 練馬区伝統文化親子教室事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	練馬区伝統文化親子教室事業実行委員会 東京都練馬区富士見台4-49-15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 練馬日本舞踊子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	練馬・春日会 東京都練馬区向山4-33-21		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 晃桜会　茶道　伝統文化　親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	晃桜会 東京都練馬区桜台5-39-23		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 練馬開二学生茶道会伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	練馬開二学生茶道会 東京都練馬区練馬2-5-13		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	240,000	240,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 練馬区日本舞踊子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	練馬区日本舞踊保存会 東京都練馬区東大泉5-4-13		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 レッツトライ＆エンジョイ　かるた(百人一首・俳句)教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	練馬かるたキッズクラブ 東京都豊玉南3-27-18-806		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	98,000	98,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	興本倶楽部 東京都足立区扇3-22-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	204,000	204,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化日本舞踊親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	楽踊会 東京都足立区扇1-44-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	232,000	232,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 神田囃子千四会親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	神田囃子千四会 東京都足立区千住4-7-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	391,000	391,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化足立区日本舞踊親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本舞踊　親子教室　智美香会 東京都足立区千住元町31-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	430,000	430,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化足立区日本舞踊親子教室「もも組」	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	足立区日本舞踊教室「樹の会」 東京都足立区竹の塚1-35-9		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 江戸あだち太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	江戸あだち太鼓　大鷲会 東京都足立区花畑6-29-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	花畑大鷲神社神太鼓 東京都足立区花畑7-8-15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	255,000	255,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 囃子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	高野箕濃が谷囃子保存会 東京都足立区西新井本町2-32-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子お箏教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	千寿伝統文化を広める会 東京都足立区千住緑町3-26-15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	藤の美会 東京都足立区舎人5-13-23-704		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	364,000	364,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	松葉流師範会 東京都葛飾区西亀有3-15-18		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	363,000	363,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子で楽しむ　いけばな教室　～日本伝統文化を学ぶ～	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	古流正華道　師範会 東京都練馬区春日町4-8-15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 足立区華道茶道伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	足立区華道茶道協会 東京都足立区梅田8-12-7-304		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	204,000	204,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 梅本少年剣道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	梅本少年剣友会 東京都葛飾区立石２－３３－１３		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	424,000	424,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 水墨画教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	水墨画葛飾の会 千葉県柏市逆井３－２５－８－１１０		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 上平井剣道こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	上平井剣友会 東京都葛飾区東新小岩２－６－１８－４２８		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	344,000	344,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 葛飾伝統文化書道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	葛飾伝統文化書道会 東京都葛飾区西水元３－１１－１５		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 高砂伝統文化書道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	高砂伝統文化書道会 東京都葛飾区西水元３－１１－１５		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 金町日本舞踊こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	金町日本舞踊こども教室 東京都葛飾区金町３－１－３		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	136,000	136,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 葛飾お箏親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	生田流箏曲　糺葉會 東京都港区高輪２－１４－１４－６１０		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 新宿剣道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	新宿剣友会 東京都葛飾区柴又４－３２－２５		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	316,000	316,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	江戸川区芸能文化協会 東京都江戸川区松江1-18-19		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	香葉会 東京都江戸川区東小松川3-33-7-206		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	222,000	222,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 江戸川区親子囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	江戸川区囲碁連盟 東京都江戸川区西小岩2-11-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 小松川地区他親子囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本サンセットクラブさくら囲碁会 東京都江戸川区小松川2-3-3-1405		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 小岩地区他親子囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	南小岩囲碁クラブ 東京都南小岩8-14-4-1006		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 葛西地区他親子囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	子供おもしろ囲碁教室 東京都江戸川区東葛西5-2-18-1413		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 お囃子　子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	てんた会囃子連 東京都八王子市上野町69-5イリオス301		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	430,000	430,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 お囃子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	元横囃子連鼓会 東京都八王子市元横山町1-10-14コーポ玉木104		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 西三こども囃子連　お囃子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西三こども囃子連 東京都八王子市中野上町2-3-14クリアヴェール203号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	210,000	210,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 夏休みこども車人形教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	八王子車人形後援会 東京都八王子市高尾町2117		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子教室　いけ花	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけ花教室　彩の会 東京都世田谷区上野毛2-1-2上野毛サンハイツ303		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 宮下囃子伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	宮下囃子保存会 東京都八王子市宮下町957番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 祭り囃子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大横町囃子連 東京都八王子市大横町5-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	351,000	351,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 八王子市伝統文化親子教室事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	八王子伝統文化事業実行委員会 東京都八王子市散田町4-20-11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	560,000	560,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばな親子片倉教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	片倉地区伝統文化いけばな親子教室 東京都八王子市犬目町297-22		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化ふれあい事業　写し絵制作・発表体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化ふれあい事業実行委員会 東京都八王子市本町24-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	379,000	379,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばな八王子こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな八王子こども教室 東京都八王子市緑町351-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	255,000	255,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子ども囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	八王子囲碁連盟 東京都八王子市大和田町3-17-42-110		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 自然と親しむいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	古流東洋会水墨花点前　八王子支部 東京都八王子市みつい台1-1-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 八王子市和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	八王子市和装礼法親子教室 東京都八王子市別所1-39-1-304		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 八櫻會お囃子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	八櫻會 東京都八王子市元本郷町4-18-25		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	328,000	328,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 八王子市こども将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	八王子市将棋同好会 東京都八王子市南大沢3-14-8-204		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 浅川囃子連親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	浅川囃子連 東京都八王子市高尾2014-18		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	215,000	215,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 お囃子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	諏訪囃子連 東京都八王子市大楽寺町235-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 おはやし親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	曙東はやし連 東京都立川市曙町3-46-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 立川羽三囃子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	立川羽三囃子連 東京都立川市錦町4-8-22-103		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 錦東会はやし連親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	錦東会はやし連 東京都立川市錦町1-11-19		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 立川市五月はやしこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	五月はやし連 東京都立川市富士見町1-25-7-403号室		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 諏訪はやし連親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	諏訪はやし連 東京都立川市柴崎町4-11-34		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 高松町お囃子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	高松町お囃子保存会 東京都立川市高松町2-33-12		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 錦みよし会おはやし親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	錦みよし会はやし連 東京都立川市錦町3-8-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 殿ヶ谷おはやし親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	殿ヶ谷十二支はやし連 東京都立川市西砂町6-19-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伶華会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伶華会 東京都立川市高松町2-32-13		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	182,000	182,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 おはやし親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	曙子どもはやし連 東京都立川市曙町3-5-18		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	215,000	215,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 お囃子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	立川錦囃子連 東京都錦町6-18-11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	343,000	343,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 武蔵野地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	武蔵野地区伝統文化いけばな親子教室 東京都武蔵野市吉祥寺北町4-13-26		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	125,000	125,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 むさしの子ども能楽クラブ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	むさしの子ども能楽クラブ 東京都武蔵野市吉祥寺東町2-24-21		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子ども茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	公益財団法人武蔵野文化事業団 東京都武蔵野市中町3-9-11	1012405002577	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	172,000	172,000	100%	—	公益財団法人	都道府県所管	3,596			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 三鷹学園茶道ジュニアクラス	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	一般社団法人三鷹学園 東京都三鷹市下連雀3丁目28番11号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和装礼法茶道の親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	三鷹市和装礼法伝承の会 東京都三鷹市牟礼7丁目3番31号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	303,000	303,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 西分町囃子連	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西分町囃子連 東京都青梅市西分町3-120-31		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 囃子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大柳共和会 東京都青梅市大柳町1538		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	238,000	238,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日向和田おはやし親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日向和田囃子連 東京都青梅市上町334		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 まるく華道会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	まるく華道会 東京都府中市白糸台４－４４－１車返団地３－１５－５０７		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	172,000	172,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども仕舞体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	府中市謡曲連盟 東京都府中市八幡町１－４－１０		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	250,000	250,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 府中地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	府中地区いけばなこども教室 東京都府中市南町１－２７－２０		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 府中将棋同好会こども将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟棋心支部 東京都府中市片町２－２１－１　加藤ビル３階		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 多摩地区こども将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	多摩地区将棋愛好会 東京都府中市美好町２－４４－２３		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 府中囃子伝承事業親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	府中囃子保存会 東京都府中市八幡町３－８－５		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子教室（邦楽体験教室）	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	府中三絃愛好会 東京都府中市南町４－４０－１		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	802,000	802,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	華道家元池坊東京華道会支部 東京都府中市是政３－４１－７		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 菊野台地区伝統文化いけばなこども親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	菊野台地区いけばな教室 東京都調布市菊野台2-50-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	358,000	358,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 若葉地区いけばな子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	若葉地区いけばな子ども教室実行委員会 東京都調布市入間町2-30-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	157,000	157,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 長唄三味線親子教室　玉ごの會	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	邦楽三味線玉ごの會 東京都調布市深大寺元町3-39-12		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	844,000	844,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊舞の会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本舞踊舞の会 東京都調布市佐須町3-6-32		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	862,000	862,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化　調布いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	創美流多摩中央支部 東京都調布市富士見町4-20-21		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 調布市こども将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	調布市将棋連盟 東京都調布市若葉町2-22-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 上ノ原地区いけばな子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	上ノ原地区いけばな子ども教室 東京都調布市深大寺南町3-17-1　深大寺レジデンスG329		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	315,000	315,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化　箏　親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	邦楽みなの会 東京都調布市調布ヶ丘3-48-4-506		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばな子供教室「千の花てまり」	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	調布伝統文化小原流こども教室実行委員会 東京都調布市若葉町3-1-44		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	327,000	327,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばな子供教室「花きらら」	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	調布いけばなこどもクラブ 東京都調布市若葉町3-1-44		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	332,000	332,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ミライ伝統教室　和の響き　箏	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団 東京都調布市小島町2-33-1 調布市文化会館たづくり7階	8012405002562	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	227,000	227,000	100%	—	公益財団法人	都道府県所管	3,596			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子生け花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	花大好き会 東京都調布市小島町3-44-1　多摩川台住宅114		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	339,000	339,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子のための伝統音楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	親子のための伝統音楽教室 東京都調布市染地2-2-12		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統あそびを楽しもう！ＩＮ調布	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	調布伝統文化継承実行委員会 東京都東村山市藤見町3-17-30		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	862,000	862,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 調布市伝統文化箏尺八親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	平成尺八塾鳳竹会 東京都調布市多摩川7-34-9		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	580,000	580,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大戸伝統文化和装礼法こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	相原伝統文化和装礼法こども教室実行委員会 東京都町田市相原町1850-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	396,000	396,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 まちいち「お箏の会」	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	まちいち「お箏の会」 東京都町田市中町1丁目20番30号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 町田市伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	町田市伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 東京都町田市相原町1249-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	396,000	396,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 矢部はやし子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	矢部はやし連 東京都町田市矢部町2845		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	278,000	278,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本の遊びに親しもう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	五色百人一首に親しむ会 東京都小金井市緑町５－１１－８		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	604,000	604,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 かるたで遊ぼう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人ＴＯＳＳ授業技量検定 神奈川県川崎市麻生区細山６丁目１番１７号	4020005008966	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	690,000	690,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子どもいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	はなびら会実行委員会 東京都小金井市緑町４－１２－９		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	400,000	400,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 茶道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	国際交流茶道なでしこ会 小平市鈴木町2-846-25		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 国際交流さくら会華道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	国際交流さくら会 小平市仲町27-11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化和太鼓親子教室 in 小平	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	鼓笑 小平市小川町2-1268-1 ダイヤパレスーツ橋学園502		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 小平伝統文化親子教室事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	小平伝統文化親子教室事業実行委員会 小平市小川東町4-2-13		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	########	########	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こだいら十四でんとうぶんか会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	こだいら十四でんとうぶんか会 小平市仲町33 小平市立小平第十四小学校		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	########	########	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本の伝統文化に親しもう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	五色百人一首を伝える会 小金井市緑町5-11-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	690,000	690,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日野市子ども文化芸術事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日野市子ども文化芸術事業実行委員会 東京都日野市神明1-12-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	########	########	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 さくら会「いけばな教室」	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな「さくら会」 東京都東村山市萩山町2－16－17ライオンズマンション萩山217		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな緑泉会 東京都国分寺市戸倉2-1-23		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 国分寺市伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	国分寺市伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 東京都国分寺市東恋ヶ窪2-36-26		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 福生日本文化こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	千衛里会 東京都福生市福生1027-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 令和２年度伝統文化親子教室事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	福生市伝統文化活性化実行委員会 東京都福生市加美平2-7-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	776,000	776,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化お箏教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	箏曲あさの会 東京都調布市仙川町1-35-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本の四季と狛江の伝統行事を学ぶ会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	和紙芸術で狛江の伝統行事を学ぶ会 東京都狛江市元和泉1-18-15プラムハイツ狛江206		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 狛江能楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	金春流能楽師中村昌弘後援会 東京都狛江市岩戸南4-17-25-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和太鼓と七頭舞親子体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	きんたの会 狛江市中和泉2-4-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子三味線教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	箏曲多摩の音会 東京都狛江市岩戸北4-12-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 狛江琴子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	箏曲正音会 東京都狛江市岩戸北4-7-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	367,000	367,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 東大和市中央いけばな子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばなグループ「マトリカリア」 東京都東大和市中央2-836-23		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 東大和こども・親子茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	東大和伝統文化（茶道・陶芸・書道）こども教室実行委員会 東京都東大和市桜が丘4-316-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 東久留米市伝統文化親子教室事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	東久留米市文化芸術創造のまち実行委員会 東京都東久留米市前沢5-7-27		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	########	########	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 東久留米和太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	東久留米　楽鼓 東京都東久留米市氷川台2-17-12		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 武蔵村山市日本舞踊親子教室「さくら組」	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	武蔵村山市日本舞踊教室「華の会」 武蔵村山市大南５－７２－５		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばな親子多摩教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	多摩地区伝統文化いけばな親子教室 東京都多摩市関戸5-2-7-409		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本の伝統文化に親しもう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	多摩市伝統文化を伝える会 東京都日野市万願寺3-42-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	156,000	156,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子ども囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	多摩市囲碁連盟 東京都多摩市鶴牧4-5-2-102		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	376,000	376,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 多摩市民謡連盟	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	多摩市民謡連盟 東京都多摩市連光寺3-15-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 せいせき子ども生け花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	せいせき　生け花会 東京都多摩市唐木田1-49-11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 多摩子どもいけ花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	多摩市華道連盟 東京都多摩市唐木田1-49-11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども三味線教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	たちばなの会 東京都多摩市桜ケ丘4-43-17		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 多摩市古典芸能こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	多摩市古典芸能に親しむ会 東京都多摩市桜ケ丘4-43-17		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 山神社親子お囃子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	山神社親子お囃子教室 東京都多摩市桜ケ丘4-26-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 詩吟指導、鑑賞、発表	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	多摩市詩吟連盟 東京都多摩市関戸4-27		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	172,000	172,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 昌子和紙人形教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	多摩市和紙人形連盟 東京都多摩市落合5-8-18-206		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子おこと教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	箏曲さくらの会 稲城市大丸62-14		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 稲城市こども将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	稲城市将棋同好会 稲城市矢野口2284-11-203		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 稲城市伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	稲城市伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 稲城市坂浜2216		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いなぎ伝統文化いけばな子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	稲城市華道協会 稲城市百村593		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	366,000	366,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	羽村市いけばなさくら会 東京都羽村市栄町2-7-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	285,000	285,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 羽村市伝統文化日本舞踊こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	羽村市日本舞踊若竹の会 東京都羽村市五ノ神4-14-18-703		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	163,000	163,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 二宮はやし重松流囃子伝承親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	二宮はやし連 あきる野市二宮２３６１		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 西東京市親子体験教室事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西東京市親子体験教室事業実行委員会 東京都西東京市柳沢６丁目７番地11号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	########	########	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 石畑重松ばやし子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	石畑重松囃子連 東京都西多摩郡瑞穂町石畑207-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 桜木まつり囃子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	桜木囃子保存会 東京都西多摩郡日の出町平井19-14		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	379,000	379,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 小笠原村伝統文化茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	小笠原文化遺産活用実行委員会 東京都小笠原村父島字清瀬　清瀬都住7-302		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	古流理恩会横浜会 神奈川県横浜市青葉区桂台2-12-33		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	349,000	349,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 横浜市金沢地区伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	横浜市金沢地区伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 神奈川県横浜市金沢区平潟町27-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	421,000	421,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな小原流千草会伝統文化親子教室 神奈川県横浜市青葉区奈良町2528-13		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 横浜市青葉区和装礼法伝統文化親子教委室実行委員会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	横浜市青葉和装礼法伝統文化親子教室実行委員会 神奈川県横浜市青葉区すすき野1-9-30		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	225,000	225,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 横浜伝統文化親子教室事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	横浜伝統文化事業実行委員会 神奈川県横浜市戸塚区汲沢6-33-15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	516,000	516,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 横浜市北部伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	横浜市北部伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 神奈川県横浜市西区紅葉丘1-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども囲碁サークル	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	こども囲碁サークル 東京都世田谷区下馬3-5-12		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いきいきはまっ子初音が丘お花クラブ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いきいきはまっ子初音が丘お花クラブ 横須賀市吉井3-17-11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	291,000	291,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化はまっ子お花クラブ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化はまっ子お花クラブ 神奈川県横浜市南区永田東1-15-31		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	293,000	293,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 西区宮谷伝統文化いけばな子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西区宮谷伝統文化いけばな子供教室 神奈川県横浜市南区中里3-4-35		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	263,000	263,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 横浜西部伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	横浜市西部伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-30-14		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	263,000	263,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ワラで遊ぼう「基本の縄綯いから大注連縄の奉納まで」	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	わら細工・草編み細工「わらしべ」 横浜市保土ケ谷区桜ケ丘1-19-40		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和で遊ぼう「神楽太鼓の巻」	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	明神神楽会 横浜市保土ケ谷区星川1-19-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	560,000	560,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子教室「神楽の巫女舞」～お作法から舞の手ほどきまで～ 伝統文化親子教室「神楽の太鼓」～礼儀作法から基本の演奏まで～	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	明神神楽　星川会 横浜市保土ケ谷区和田1-15-16-202		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	560,000	560,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 はじめての和太鼓レッスン「江戸祭囃子の巻」	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	横浜やっしゃ餝 横浜市栄区公田町1638-153		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	516,000	516,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 楽しくお箏をひく教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	箏サークル和楽会 横浜市金沢区釜利谷南3-15-12		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 令和2年度伝統文化親子共教室事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化親子教室横浜実行委員会 横浜市栄区公田町514-9		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	########	########	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 都筑和太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	響鼓 横浜市青葉区荏田西3-22-38		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 はないろ親子着付け教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	はないろころも 横浜市青葉区荏田西3-22-38		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統的な食文化、発酵食品の魅力を知ろう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	一般社団法人日本ヴィーガン・ベジタリアン和食料理教室協会 神奈川県横浜市港南区大久保3-7-19	9020005013879	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 過疎地の芸能　中山太鼓伝承親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	平間わんぱく少年団 神奈川県川崎市中原区上平間３４６－３		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 錦舟会川崎支部伝統文化いけばな子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	錦舟会　川崎支部 神奈川県川崎市高津区諏訪１－１３－２４－１０２		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	361,000	361,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 武蔵小杉書道サークル	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	武蔵小杉書道会 東京都目黒区八雲１－１－６－２０８		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統人形芝居　乙女文楽　親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	公益財団法人　現代人形劇センター 神奈川県川崎市中原区井田３－１０－３１	7020005009680	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	333,000	333,000	100%	—	公益財団法人	国所管	3,596			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子おこと教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	箏曲都の音会 神奈川県川崎市多摩区菅北浦５－７－２８		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 多摩区伝統文化親子教室事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	多摩区伝統文化事業実行委員会 神奈川県川崎市中原区下小田中５－１５－２４		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	########	########	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 溝の口囲碁こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	溝の口囲碁こども教室 神奈川県川崎市高津区末長2丁目１２－１９－４０６		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 わくわく百人一首・俳句教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	のどか親子教室 神奈川県海老名市柏ヶ谷２９１－７		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 相模原伝統文化こども華道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	相模原伝統文化こども華道教室実行委員会 神奈川県相模原市中央区陽光台4-25-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	88,000	88,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 中澤囃子連親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	中澤囃子連 神奈川県相模原市緑区中沢507-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本茶道塾 神奈川県横須賀市鴨居2-61-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	189,000	189,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 矢之津お囃子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	矢之津お囃子同好会 神奈川県横須賀市馬堀町2-2-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	413,000	413,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 浦賀丘囃子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	浦賀丘囃子会 神奈川県横須賀市浦賀丘1-4-9		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	235,000	235,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 入野ばやし親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	入野太鼓保存会 平塚市入野２７		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	368,000	368,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 平塚親子いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	平塚親子いけばな教室 平塚市根坂間１８７－５		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	190,000	190,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけ花子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	平塚華道協会 平塚市長持２６１		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 腰越地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	腰越地区伝統文化いけばな親子教室 鎌倉市今泉1-6-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 鎌倉地区いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	鎌倉地区いけばなこども教室 鎌倉市二階堂347		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	225,000	225,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 鎌倉伝統文化　茶・華道こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	鎌倉伝統文化　茶・華道こども教室 鎌倉市台4-5-19		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	269,000	269,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 南藤沢地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	南藤沢地区伝統文化いけばな親子教室 藤沢市大鋸997-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	261,000	261,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 くげぬま地区いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	くげぬま地区いけばな親子教室 藤沢市鵠沼海岸7-20-13		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	344,000	344,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 鵠沼地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	鵠沼地区伝統文化いけばな親子教室 藤沢市辻堂2-13-19		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	296,000	296,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 藤沢伝統文化いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	藤沢伝統文化いけばな教室 藤沢市川名1-1-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	363,000	363,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統いけばな藤沢親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	古典いけばな研究会 茅ヶ崎市浜見平14-3　ｺﾝﾌｨｰﾙ茅ヶ崎301号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統いけばな親子辻堂教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	白鳳会 藤沢市辻堂新町2-1-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	430,000	430,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統いけばな大庭公民館教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	花標 藤沢市大庭5681ダイヤパレス湘南ライフタウン805		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	392,000	392,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 お堀端地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	お堀端地区伝統文化いけばな親子教室 神奈川県小田原市小八幡４－１１－１４		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	301,000	301,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 鴨宮地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	鴨宮地区伝統文化いけばな親子教室 神奈川県秦野市平沢３５７－２		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	323,000	323,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 小田原子ども伝統文化わくわく教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	小田原子ども伝統文化わくわく会 神奈川県小田原市上曽我７４８－１４		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子ども劇「曽我物語」	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	曽我兄弟遺跡保存会 神奈川県小田原市曽我別所１６７－７		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	230,000	230,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 初めてのお香とみやび	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利法人香道と日本の雅文化会 横浜市磯子区杉田2-10-20		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 秦野・堀川地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	秦野・堀川地区伝統文化いけばな親子教室 神奈川県秦野市堀西588-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	166,000	166,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化こども茶道・いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	厚木市伝統文化こども教室実行委員会 神奈川県厚木市妻田北4-5-47-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	253,000	253,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化睦合こどもいけばな・茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	厚木市伝統文化睦合こども教室実行委員会 神奈川県厚木市妻田北4-5-47		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	333,000	333,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 桜丘地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	桜丘地区伝統文化いけばな親子教室 神奈川県大和市福田5525		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大和市伝統文化体験・発表事業「やまと子ども伝統文化塾」	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大和市伝統文化伝承事業実行委員会 神奈川県大和市中央4-14-24-102		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	########	########	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大山能狂言親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大山能楽社保存会 神奈川県伊勢原市大山355		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 海老名親子生け花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	しばざくら会 神奈川県海老名市杉久保北4-16-15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	207,000	207,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 海老名伝統文化子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	海老名伝統文化子供教室 実行委員会 神奈川県海老名市泉1-4-25		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大谷伝統文化生花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大谷伝統文化生花教室 神奈川県海老名市大谷北3-10-22		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	159,000	159,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 座間市邦楽（箏・三味線）体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	座間市三曲協会 神奈川県座間市立野台3-27-13		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	314,000	314,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊親子教室足柄塾	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	南足柄日本舞踊連盟 神奈川県南足柄市生駒441		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	245,000	245,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 あやせ伝統文化いけ花親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	あやせ伝統文化いけ花親子教室 神奈川県綾瀬市深谷南5-6-17		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	289,000	289,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 二宮地区伝統文化いけばなりんどう教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばなりんどう教室 神奈川県中郡二宮町二宮199		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	235,000	235,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 二宮地区いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	二宮地区いけばなこども教室 神奈川県中郡二宮町二宮1008		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 イキイキいけばな会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	イキイキいけばな会 神奈川県足柄上郡中井町久所618		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	愛川清流太鼓 神奈川県愛甲郡愛川町半原2170		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 剣道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	臼井剣士会 新潟県新潟市南区小蔵子370		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	225,000	225,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 剣道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	白根剣士会道場 新潟県新潟市南区上下諏訪木14		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	115,000	115,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 新潟囲碁こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	新潟囲碁こども教室実行委員会 新潟県新潟市中央区八千代1-3-20アパガーデンピア万代703		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 心武館道場	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	心武館道場 新潟県新潟市東区幸栄3-9-18		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	186,000	186,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばな子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	華道家元池坊新潟支部 新潟県新潟市中央区東万代町4-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	64,000	64,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 石山剣道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	石山剣道教室 新潟県新潟市東区東明3丁目7-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	387,000	387,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 黒埼北部将棋愛好会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	黒埼北部将棋愛好会 新潟県新潟市南区大通1-7-27		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	220,000	220,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 小須戸剣道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	小須戸剣道スポーツ少年団 新潟県新潟市秋葉区小須戸3609-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	東古流新潟県支部 新潟県長岡市水道町1丁目1－36		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	266,000	266,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 上越市伝統文化いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	上越市伝統文化いけばなこども教室 新潟県上越市北城町3-12-12		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	240,000	240,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 上越市和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	上越市和装礼法親子教室実行委員会 新潟県妙高市小出雲3-9-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	225,000	225,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	古流松應会深雪支部 新潟県上越市新光町1-4-16		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	113,000	113,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 みんなの茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	上越に伝統文化を普及する会 新潟県上越市仲町1丁目4-12-205		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 しばた親子茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	表千家流宗月会 新潟県新発田市西園町3-8-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	190,000	190,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	筝曲翔の会 新潟県新発田市新栄町1-3-15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 「和文化」体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	TOSS五色百人一首協会新発田支部 新潟県新発田市舟入町3-13-16		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	211,000	211,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 太太神楽子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	魚沼神社太太神楽保存会 新潟県小千谷市土川１丁目７番２号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	289,000	289,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 豊年獅子舞教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	豊年獅子舞保存会 新潟県小千谷市元町１０番６号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	164,000	164,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 茶道こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	加茂心茶会 新潟県加茂市桜沢７－２		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	256,000	256,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 加茂邦楽こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	新潟箏曲理音会 新潟県加茂市仲町２－３		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 加茂松坂こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	加茂松坂保存会 新潟県加茂市秋房１６－１０		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	281,000	281,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化子どもお花・お茶教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	子どもお花草月・お茶裏千家教室 新潟県村上市岩船三日市6-18		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	194,000	194,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	妙高市いけばなこども教室 新潟県妙高市学校町18－30		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	81,000	81,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 楽しくソーレ親子太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	景虎太鼓 新潟県妙高市美守1－10－17		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 地域の子ども茶道クラブ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	和光会 新潟県妙高市諏訪町1－9－19		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 妙高市伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	妙高市伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 新潟県妙高市除戸2－12		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 わくわくドキドキウィークエンド茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	わくわくドキドキウィークエンド茶道教室 新潟県佐渡市宮川甲552-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	156,000	156,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 佐渡百人一首かるた講座	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	佐渡百人一首かるた協会 新潟県佐渡市泉丙659-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	224,000	224,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	魚沼華道会 新潟県魚沼市井口新田211-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	142,000	142,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 針原伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	ポプラ茶道クラブ 富山県下新川郡入善町吉原754番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 富山市日舞親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	富山市日舞親子教室 富山県富山市石田915-61		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 富山市お囃子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	富山市お囃子親子教室 富山県富山市石田915-61		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 百人一首教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	TOSS万葉 富山県氷見市小竹189-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	251,000	251,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 源多良太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	源多良太鼓保存会 富山県高岡市福岡町開静115-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化茶道親子体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化茶道親子体験教室実行委員会 富山県高岡市伏木中央町1-12		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 氷見親子着付教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	都ともきもの学園 富山県氷見市窪1798-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	129,000	129,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西川扇博舞踊会 富山県氷見市中央町8 - 21		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化和装礼法教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	氷見市伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 富山県氷見市窪2014-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化子供箏体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	箏・三絃　正派柊会 富山県高岡市太田4919-21		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 氷見子どもお箏教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	宮城派箏昌会 富山県氷見市本町3-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 氷見有磯太鼓子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	氷見有磯太鼓保存会 富山県氷見市稲積192-18		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 滑川市日舞親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	滑川市日舞親子教室 滑川市七口1666-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 早月加積親子茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	早月加積親子茶道教室 滑川市田中新町117		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 砺波市伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	砺波市伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 富山県砺波市頼成213		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 砺波市茶道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	裏千家となみ同好会 富山県砺波市東中473		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	222,000	222,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	越中いさみ太鼓保存会 富山県砺波市野村島385		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 お琴伝承の会となみ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	瀬尾箏曲響の会 富山県砺波市出町中央6-9		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 小矢部市お囃子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	小矢部市お囃子親子教室 富山県小矢部市西福町10-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 小矢部市長唄親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	小矢部市長唄親子教室 富山県小矢部市西町11-33		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 おやべ和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	おやべ和装礼法親子教室実行委員会 富山県小矢部市本町2-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 小矢部市伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	小矢部市伝統文化和装礼法親子教室 富山県小矢部市新富町3-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 城端子ども伝統芸能塾	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	城端子ども伝統芸能塾実行委員会 南砺市城端969-27		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	280,000	280,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 上市町日舞親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	上市町日舞親子教室 富山県中新川郡上市町西中町6-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 平柳町内獅子舞伝承教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	平柳神楽会 道下１３３３		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばな子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	千坂いけばな子ども教室 石川県金沢市法光寺町240		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子で楽しむ将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人つむぐ 石川県金沢市泉野町1丁目4-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	862,000	862,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 石音かがやき教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	関西棋院北陸碁遊会支部 石川県金沢市泉野町1丁目4-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	862,000	862,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 将棋みらい塾	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟駒みらい支部 石川県金沢市泉野町1丁目4-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	862,000	862,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ヒカルの碁スクール石心	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本棋院石心支部 石川県金沢市泉野町1丁目4-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	862,000	862,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 石川ジュニア囲碁スクール	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	金沢国際囲碁交流協会 石川県金沢市西念3丁目24-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	862,000	862,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子百人一首とかるた教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	石川かるた普及実行委員会 石川県金沢市田井町4-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	860,000	860,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 うたつ山こども茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	森山地域組織活動育成クラブ 石川県金沢市森山2丁目11-13　森山会館2F		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伏見台いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伏見台いけばなこども教室 石川県金沢市高尾台1-15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 民謡寺子屋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	加賀山会 石川県金沢市福増町北911		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	金沢いけばなこども教室 石川県金沢市上荒屋5丁目483		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いしかわ子ども三曲教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	石川県三曲協会 石川県金沢市平和町1-3-1石川県平和町庁舎		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いしかわこども箏曲教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	オーケストラと少年少女実行委員会 石川県金沢市平和町1-3-1石川県平和町庁舎		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西川流役員会金沢支部 石川県金沢市普正寺町4-26-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 みんよう麻の会伝承文化子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	みんよう麻の会 石川県金沢市四十万町北カ37		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	301,000	301,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 きもので百人一首！	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いきいき伝承文化の会 大阪市城東区蒲生一丁目8-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 小松子ども五色百人一首教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	TOSS加賀 石川県鳳珠郡能登町藤ノ瀬1-17		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	168,000	168,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化楽しくいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化楽しくいけばな教室実行委員会 石川県小松市河田町ム215-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	153,000	153,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 長田町お囃子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	長田町お囃子親子教室 石川県小松市長田町リ61-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 令和2年度伝統芸能語り部子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	語り部〇善流宗家 石川県小松市粟津町わ46		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	360,000	360,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こまつ能楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	こまつ歌舞伎未来塾 石川県小松市小馬出町91番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 蝶の舞こども塾	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	敷地天神蝶の舞保存会 石川県加賀市大聖寺敷地ル乙81		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけ花こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	加賀伝統文化こども教室実行委員会 石川県加賀市大聖寺観音町15山尾恵美子方		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	155,000	155,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 林中いけばな子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	林中いけばな実行委員会 石川県白山市今平町97-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	237,000	237,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化華道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	美川っ子華道教室実行委員会 石川県白山市美川和波町カ136		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	55,000	55,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化白山市いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化白山市いけばなこども教室 石川県白山市米永町94		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	163,000	163,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 湊地区伝統文化親子いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	湊地区伝統文化親子いけばな教室実行委員会 石川県白山市湊町ヨ130		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	235,000	235,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本文化を身近に感じる藤間信乃輔舞踊教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	信友会 石川県金沢市緑が丘9-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばなこども教室(蝶屋)	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化いけばなこども教室(蝶屋) 石川県白山市美川北町ル61		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 加賀友禅・藍染親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	香奈アートスクール 石川県白山市福留町660-85		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばなこども教室(源兵島)	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化いけばなこども教室(源兵島) 石川県白山市源兵島町199-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	146,000	146,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 能美市語り部子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	一般社団法人　語り部協会 能美市佐野町井５０		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	197,000	197,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 能美市茶道協会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	能美市茶道親子教室 石川県能美市三ツ口町１２		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	298,000	298,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 能美市お囃子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	能美市お囃子親子教室 能美市根上町乙３３－１８		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和太鼓体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	内灘町ふるさと文化活性化事業実行委員会 石川県河北郡内灘町大学1-2-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 華道茶道うしつ親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	宇出津華道茶道推進会 石川県鳳珠郡能登町字宇出津タ字32-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	148,000	148,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 華道内浦親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	内浦華道推進会 石川県鳳珠郡能登町布浦7-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	130,000	130,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 円山伝統文化いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	円山伝統文化いけばなこども教室 福井市北四ツ居町31-9-29		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	428,000	428,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 福井子供剣詩舞親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	福井子供剣詩舞保存会 福井市乾徳2-4-23		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 東藤島いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	東藤島いけばなこども教室 福井市大和田町46-5-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	149,000	149,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 東藤島こどもお茶教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	東藤島こどもお茶教室 福井市藤島町48-1-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	264,000	264,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	未生流福井支部 福井市宝永1-10-19		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	70,000	70,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 西藤島こどもいけばな	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西藤島こどもいけばな実行委員会 福井市三郎丸2-803		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	250,000	250,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 福井伝統文化おこと教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	全国生涯学習音楽指導員協議会福井支部 福井市新田塚2-42-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ふくいワイワイ親子能楽塾（囃子教室）	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	福井県能楽特別委員会 福井市経田2-1609大橋方		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 豊地区伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	豊地区伝統文化いけばな教室 福井市花堂北2-18-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	174,000	174,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 木田地区伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	木田地区伝統文化いけばな教室 福井市板垣4-407		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	235,000	235,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 湊地区伝統文化いけばな・茶道子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	湊地区伝統文化いけばな・茶道子供教室 福井市宝永4-18-19		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	224,000	224,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化福井子ども将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化福井子ども将棋教室 福井県吉田郡永平寺町松岡志比堺11-24-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ふくいワイワイ親子能楽塾　謡・仕舞教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	福井市宝生会 福井市大東1-10-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 啓蒙子どもいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	啓蒙子どもいけばな教室実行委員会 福井市開発3-101-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	217,000	217,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 朝倉象棋と中世文化の伝承事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟　福井支部 福井市順化1-18-16		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	310,000	310,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ますらを太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	ますらを太鼓保存会 福井市大宮2-13-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばな和田っ子会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな和田っ子会 福井市和田中町新明宅地12		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	124,000	124,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 茶会体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	無門塾直心の会 福井県大野市東中野三丁目３２１番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	200,000	200,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 狂言親子体験（ふるさと狂言クラブ）事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人かわだ夢グリーン 鯖江市河和田町19-6-1	9210005008075	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 しくら子ども茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	公益財団法人　越前市文化振興・施設管理事業団 福井県越前市高瀬２－３－３	6210005006858	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—	公益財団法人	都道府県所管	3,596			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 第10回子ども落語笑学校	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	春江大好きプロジェクト 福井県坂井市春江町随応寺中央303		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	232,000	232,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和太鼓塾	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	わらべ組「楽鼓」 福井県坂井市丸岡町北横地42-15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 三国祭囃子　親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	三国祭囃子　初香会 福井県坂井市三国町山王2-4-11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 木部子ども三味線教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	木部子ども三味線教室 福井県坂井市坂井町清永24-43		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	237,000	237,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子ふれあい茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	親子ふれあい茶道教室 福井県吉田郡永平寺町栃原		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	219,000	219,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子供の為の長唄・三味線教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	長唄初音会 山梨県甲府市朝日2-3-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 花うさぎ子ども箏教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	箏曲三鈴会 山梨県甲府市里吉4-3-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踏親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	花柳蓼洋舞踊研究所 山梨県甲府市徳行4-3-8-201		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	215,000	215,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子邦楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	箏曲ひめまつ会 山梨県甲府市住吉3-13-16		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	347,000	347,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 キッズと大人の為の長唄・三味線教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	邦楽研究会 山梨県甲府市高畑1-20-34		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	386,000	386,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども邦楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	やまなし邦楽合奏団「響鳴」 山梨県甲斐市龍地2353-2-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 富士吉田地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	富士吉田地区伝統文化いけばな親子教室 山梨県富士吉田市大明見2-27-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こどものための能楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	富士吉田梅若薪能実行委員会 山梨県富士吉田市緑ヶ丘2-5-23		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 箏三弦親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	箏曲「花手まりの会」 山梨県北杜市白州町大坊912-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 甲斐市親子剣道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	甲斐直心館剣道スポーツ少年団 山梨県甲斐市篠原3217-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 山梨県民謡親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	山梨県民謡親子教室 山梨県笛吹市御坂町二之宮614-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 勝沼伝統文化親子教室事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	勝沼伝統文化事業実行委員会 山梨県甲州市勝沼町綿塚86		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	516,000	516,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 中央市伝統文化いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	中央市文化協会華道部伝統文化いけばなこども教室実行委員会 山梨県中央市下河東3064-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	220,000	220,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 お囃子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	三升歌舞伎太鼓 山梨県西八代郡市川三郷町上野2939-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	327,000	327,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばな池坊忍野教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化いけばな池坊忍野教室 山梨県南都留郡忍野村忍草38		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	424,000	424,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 松代いけばな子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	松代いけばな子供教室 長野県長野市松代町松代735		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	215,000	215,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 やさしい香道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	香に関する和歌等を学ぶ会 長野県長野市上松4-5-21		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	41,000	41,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 松代地区育成会剣道クラブ　伝統文化・文化財保護活動	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	松代地区育成会剣道クラブ 長野県長野市松代町松代1116-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	129,000	129,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 朝陽地区伝統文化いけばな子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	朝陽地区伝統文化いけばな子供教室 長野県長野市屋島1909		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	60,000	60,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 戸隠中社地区獅子神楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	長野市伝統文化子ども教室実行委員会 長野県長野市戸隠3531-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 北条神楽保存会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	北条神楽保存会 長野県長野市北条町45-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	華道家元池坊長野支部 長野県長野市吉田1-2-22		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	69,000	69,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 夢、未来、希望を奏でて！　寺尾地区伝統文化親子剣道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	寺尾少年剣道クラブ 長野県長野市松代町柴66		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 南堀神楽後継者育成事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	南堀神楽保存会 長野県長野市南堀290番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	178,000	178,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 剣道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	清野育成会剣道クラブ 長野県長野市松代町清野1943		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 青木島剣道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	青木島剣道少年団 長野県長野市青木島町綱島252-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 善光寺平神楽こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	善光寺平神楽こども教室 長野県長野市箱清水2-7-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	414,000	414,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 PASPORT 百人一首教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	PASPORT 長野県長野市篠ノ井布施高田596-11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 長野市日本舞踊こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	長野市日本舞踊連盟 長野県長野市川中島町上氷鉋1058-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化池坊親子いけばなの会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化池坊親子いけばなの会 長野県松本市宮田18-31		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	175,000	175,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和太鼓　親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	和太鼓親子教室松本 長野県松本市本庄1-6-26		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	223,000	223,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 瑞松寺　こども生け花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	水仙の会 長野県松本市沢村1-11-18		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	220,000	220,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 松本市太鼓お囃子　親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	松本市太鼓お囃子保存会 長野県松本市島内北方6656		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 火焔太鼓子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	浅間温泉火焔太鼓保存会 長野県松本市浅間温泉3-14-6（錦の湯地本屋内）		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	300,000	300,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	松本地区伝統文化いけばな親子教室 長野県松本市寿北2-1-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こどもいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	松本市梓川地区伝統文化いけばなの会 長野県松本市梓川倭597-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	92,000	92,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 キッズいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	キッズいけばな 長野県北安曇郡池田町池田1900		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 寿地区生け花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	寿・花の会 長野県松本市寿北9-7-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	133,000	133,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こどもいけばな・煎茶教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	松本市伝統文化こどもいけばな煎茶教室 長野県松本市旭2-3-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	205,000	205,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 松本市日本舞踊子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	松本市日本舞踊連盟 長野県松本市深志3-10-20		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 中山子供太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	中山子供太鼓教室 長野県松本市中山5758		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 きのも子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	松本市和装礼法着物教室実行委員会 長野県松本市蟻ケ崎6-15-22		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	165,000	165,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 空穂生家子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟　塩尻支部 長野県塩尻市広丘野村1633-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 神川煌神太鼓親子太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人うえだ総合型地域スポーツクラブユーエスシー 上田市常磐城一丁目1番30号上田城跡公園第二体育館内	3100005004768	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 岡城夢太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	岡城夢太鼓 上田市岡1302		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	神科地区伝統文化親子教室 上田市上野481-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	152,000	152,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 上田市和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	上田市和装礼法親子教室 上田市真田町長7591-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	138,000	138,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	川西地区伝統文化いけばなこども教室 上田市下室賀61-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	241,000	241,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化いけばな教室・上田中央 上田市常田2-30-11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	386,000	386,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばなこども親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	小原流岡谷の会 長野県岡谷市長地御所1-5-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	394,000	394,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 橋南伝統文化親子継承教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	橋南まちづくり委員会 長野県飯田市扇町35番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	248,000	248,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子事業教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	龍っ子の会 長野県飯田市龍江7454番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 花のわ華道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	羽場文化スポーツクラブ花のわ華道教室 長野県飯田市羽場町2丁目14番地9		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	155,000	155,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 飯田上郷いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	飯田上郷いけばな教室 長野県飯田市上郷黒田73番地8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	91,000	91,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 詩吟会　青少年部	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	信州飯田岳風会 長野県飯田市大瀬木1414番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 観世流【子ども能楽教室】	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	観世流【子ども能楽教室】実行委員会 長野県諏訪市諏訪2-15-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 邦楽子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	諏訪邦楽子ども教室 長野県諏訪市上川1-1692-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	416,000	416,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 諏訪市日本舞踊子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	諏訪市日本舞踊連盟 長野県諏訪市高島3-1201-5　207号室		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 上八町太神楽・赤熊親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	上八町郷土芸能保存会 長野県須坂市上八町９６７－３		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	284,000	284,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 北信子ども初心者囲碁しょうぎ教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	北信子ども初心者囲碁しょうぎ教室 長野県須坂市北旭ヶ丘8－48		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	290,000	290,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 小諸市日本舞踊子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	小諸市日本舞踊連盟 長野県小諸市南町1丁目1-9		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 小出太鼓育成会こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	小出太鼓育成会 長野県伊那市西春近766		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	357,000	357,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばな　野溝社中	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな野溝社中 長野県伊那市東春近2399		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	129,000	129,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化子どもいけ花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	華道家元池坊伊那支部 長野県伊那市荒井3532-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	97,000	97,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 未来につなぐ日本の文化	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伊那市総合型地域スポーツクラブ 長野県伊那市西町5830-1　市民体育館附属施設1階		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 い～な囲碁親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本棋院上伊那支部 長野県伊那市荒井3418		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	193,000	193,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟上伊那支部 長野県伊那市高遠町長藤3920		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ジュニア和楽器(箏)講座	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本の音を未来に実行委員会 長野県伊那市上牧6176-16		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	404,000	404,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ジュニア和楽器育成事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	駒ヶ根郷土芸能保存振興会 長野県駒ヶ根市上穂栄町２３番１号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	267,000	267,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 玉川地区子ども囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	玉川地区子ども囲碁教室 長野県茅野市玉川2299-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	216,000	216,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 kids能楽塾	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	茅野青樹会 長野県茅野市米沢5623-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばな伝統文化親子体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな伝統文化親子体験教室 長野県塩尻市塩尻町３４４－３		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 塩尻市日本舞踊子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	塩尻市日本舞踊連盟 長野県塩尻市大門９０－２ サンビレッジ有賀Ａ１０２		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 喜寿の会こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	喜寿の会 長野県佐久市瀬戸1239-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 望月小唄・榊祭り横笛伝承教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	望月小唄保存会 長野県佐久市望月237		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	157,000	157,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化子ども書道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化子ども書道教室 長野県佐久市春日3527-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 邦楽箏子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	あさま邦楽子ども教室 長野県佐久市岩村田936-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 五加地区剣道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	五加育成会剣道クラブ 長野県千曲市千本柳258番地1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 東部地区青少年育成会連絡協議会剣道部	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	東部地区青少年育成会連絡協議会剣道部 長野県千曲市屋代715-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	371,000	371,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化いけばな教室・東御 長野県東御市田中342		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	383,000	383,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 穂高地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	穂高地区伝統文化いけばな親子教室 長野県安曇野市穂高8196-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	377,000	377,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 豊科地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	豊科地区伝統文化いけばな親子教室 長野県安曇野市豊科3198-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	369,000	369,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 みさと伝統文化こどもいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	みさと伝統文化こどもいけばな教室 長野県安曇野市豊科高家1137-161		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	152,000	152,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 安曇野市日本舞踊子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	安曇野市日本舞踊連盟 長野県安曇野市穂高有明2181-28		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化いけばな親子教室 長野県北佐久郡軽井沢町中軽井沢13-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	181,000	181,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	下諏訪伝統文化いけばな親子教室 長野県諏訪郡下諏訪町社７０３５－２５		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	374,000	374,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 邦楽琴子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	箕輪邦楽子ども教室 長野県上伊那郡箕輪町中箕輪10320-19		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本太鼓ジュニア教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	みのわ太鼓保存会ジュニア 長野県上伊那郡箕輪町中箕輪12893-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 箕輪町地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	箕輪町地区伝統文化いけばな親子教室 長野県上伊那郡箕輪町中箕輪8315		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 木曽地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	木曽地区伝統文化いけばな親子教室 長野県木曽郡木祖村薮原499-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 信濃町地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	信濃町地区伝統文化いけばな親子教室実行委員会 長野県上水内郡信濃町大字柏原2470-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	56,000	56,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 中央青少年会館伝統文化お茶こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	中央青少年会館伝統文化お茶こども教室 岐阜市明徳町11番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	241,000	241,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 本荘雨乞い踊り教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	本荘の歴史を語る会 岐阜市本荘西4－17		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 関市　親子将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟　中濃支部 岐阜県関市神明町1－6－24		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊をおどりましょう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西川流役員会岐阜支部 岐阜市長良福光2412－9		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 長森地区子ども生け花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	長森地区伝統文化いけばな親子教室実行委員会 岐阜市長森本町2丁目13番10号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 三味線　奏の会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	三味線　奏の会 岐阜県羽島郡笠松町米野363－2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 三味線囃子和楽器親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	邦楽・囃子　祐の会 岐阜市千石町2－12－4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 長良地区子どもいけ花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	長良地区伝統文化いけばな親子教室実行委員会 岐阜市松風町1－12－1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ぎふ尺八こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	ぎふ尺八こども教室実行委員会 岐阜市岩井380－92		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	278,000	278,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟　岐阜棋友会支部 岐阜市上川手530		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 江東伝統文化いけばな子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	江東伝統文化いけばな子供会 岐阜県大垣市浅中1-282		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	196,000	196,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 サタデー生花伝統文化こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	サタデー生花伝統文化こども教室 岐阜県大垣市入方2-1611 大垣市日新地区センター内		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	219,000	219,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	上石津もんでこ太鼓保存会 岐阜県大垣市上石津町上多良122		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化こども作法教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本現代作法会　東海支部 岐阜県大垣市見取町1丁目120-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	201,000	201,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 三城いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	三城いけばなこども教室 岐阜県大垣市林町7-500-50		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大村伝統文化こども会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大村伝統文化こども会 岐阜県大垣市荒尾町1784-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	172,000	172,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 サタデー西地区伝統文化こども会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	サタデー西地区伝統文化こども会 岐阜県大垣市荒尾町1784-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	110,000	110,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 江東伝統文化お茶子供会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	江東伝統文化お茶子供会 岐阜県大垣市浅草2-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	241,000	241,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 安井地区こども会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	安井地区こども会 岐阜県大垣市東前3丁目10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	245,000	245,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 青墓こども会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	青墓こども会 岐阜県大垣市昼飯町270-51		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 中川土曜こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	中川土曜こども教室 岐阜県大垣市中川町4-150		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	426,000	426,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 興文地区伝統文化子供会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	興文地区伝統文化子供会 岐阜県大垣市西外側町1丁目3番地池坊会館		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	227,000	227,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 静里伝統文化こども会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	静里伝統文化こども会 岐阜県大垣市桧町357 大垣市西部研修センター		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	154,000	154,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 はび花	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	はび花 岐阜県大垣市青墓町1丁目185		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	92,000	92,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばな子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化こども会 岐阜県大垣市郭町3丁目204の1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	236,000	236,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	高山市伝統文化いけばな保存会 岐阜県高山市松之木町1688-116		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	353,000	353,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 八幡鳳凰臺囃子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	八幡鳳凰臺囃子保存会 岐阜県高山市大新町3丁目108番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	266,000	266,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子獅子舞伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	飛騨総社親子獅子舞保存会 岐阜県高山市神田町2丁目113		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	210,000	210,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 鳩峯車組囃子保存会親子教室事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	鳩峯車組親子囃子教室 岐阜県高山市下二之町70		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	129,000	129,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 高山親子将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟高山将棋教室支部 岐阜県高山市八軒町2-64		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 多治見市伝統文化伝承事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	多治見市伝統文化伝承事業実行委員会 多治見市新町1-23（多治見市産業文化センター）		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	992,000	992,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 関市 親子将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟岐阜県中央支部 岐阜県各務原市入江町4-6-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 Jr文楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	恵那文楽保存会 中津川市中津川3970		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	77,000	77,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子ども歌舞伎教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	東濃歌舞伎中津川保存会 中津川市落合2256-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	322,000	322,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 坂下歌舞伎子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	坂下歌舞伎保存会 中津川市坂下4380		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	425,000	425,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 常盤座子ども歌舞伎教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	常盤座歌舞伎保存会 中津川市田瀬287-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	290,000	290,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 安岐太鼓保存会ジュニア教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	安岐太鼓保存会 中津川市阿木4908		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	392,000	392,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	馬籠黎明太鼓保存会 中津川市山口973-9		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 下野庚申太鼓　子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	下野庚申太鼓保存会 中津川市福岡1006-20		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	155,000	155,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 中津川地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	中津川地区伝統文化いけばな親子教室実行委員会 中津川市中津川2554		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	340,000	340,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 付知地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	付知地区伝統文化いけばな親子教室実行委員会 中津川市付知町5773-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	340,000	340,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 集まろう会大湫太鼓	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	集まろう会 岐阜県瑞浪市大湫町390		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	244,000	244,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	羽島市伝統文化等人材育成事業実行委員会 岐阜県羽島市竹鼻町226-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	########	########	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 やぐまっ子茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	美名の会 各務原市下切町9-44-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	112,000	112,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 可児市伝統文化子供日本舞踊教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本舞踊愛好会　実行委員会 岐阜県可児市徳野南１丁目155番3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	293,000	293,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 慈明院伝統こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	慈明院伝統文化こども教室 岐阜県山県市西深瀬１７２２―１		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	331,000	331,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 無滴庵　伝統文化慈明院教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	無滴庵　伝統文化慈明院教室 岐阜県山県市西深瀬１７２２―１		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 みずほ伝統文化こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	みずほ伝統文化こども教室 岐阜県瑞穂市居倉790-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	399,000	398,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 華道・茶道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	古紫の会 岐阜県飛騨市古川町向町2丁目3-15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	67,000	67,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 外山地域街づくり委員会　雅楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	外山地域街づくり委員会雅楽部会 岐阜県本巣市神海　基幹集落センター内		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	224,000	224,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ひるがの獅子舞子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	ひるがの獅子舞保存会 岐阜県郡上市高鷲町ひるがの4670-3019		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 郡上陣屋太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	和太鼓郡上陣屋組 岐阜県郡上市和良町方須570-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	224,000	224,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 郡上八幡　日本舞踊子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	郡上日本舞踊愛好会　八幡支部 岐阜県郡上市大和町万場397-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 郡上大和　日本舞踊子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	郡上日本舞踊愛好会　大和支部 岐阜県郡上市大和町万場397-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 郡上白鳥　日本舞踊子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	郡上日本舞踊愛好会　白鳥支部 岐阜県郡上市大和町万場397-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 郡上美並　日本舞踊子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	郡上日本舞踊愛好会　美並支部 岐阜県郡上市大和町万場397-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 郡上大和　華道子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	郡上花の会子ども教室　大和支部 岐阜県郡上市大和町万場397-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 郡上白鳥　華道子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	郡上花の会子ども教室　白鳥支部 岐阜県郡上市大和町万場397-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 岸剣神社大神楽親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	岸剣神社大神楽奉賛会 岐阜市郡上市八幡町柳町438		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子いけ花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	華道金山橋会 岐阜県下呂市金山町金山2066		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	239,000	239,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子琴教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	下呂市金山邦楽振興会 岐阜県下呂市金山町金山2304-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	284,000	284,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 「立野御殿万歳」こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	「立野御殿万歳」保存会 海津市海津町立野280		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	306,000	306,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西川流役員会海津支部 海津市平田町今尾3021		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	289,000	289,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 海津市伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	海津市伝統文化親子教室 海津市南濃町境1345-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	280,000	280,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 夏休み子ども将棋講座と将棋大会（発表会）	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	子ども将棋教室 海津市南濃町太田683-11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	195,000	195,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化茶道子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	裏千家茶々 海津市海津町高須町717-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊を踊りましょう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西川流役員会笠松支部 岐阜県羽島郡笠松町西金池町１１１－３		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 養老伝統文化いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	養老キッツ 岐阜県養老郡養老町石畑４９１		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化笠郷レインボー子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化笠郷レインボー子供教室 岐阜県養老郡養老町瑞穂９０１		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	188,000	188,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化池辺いけばな子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化池辺いけばな子供教室 岐阜県養老郡養老町瑞穂２４７		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	188,000	188,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 国府お花お茶教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	府中茶華道研究所 岐阜県不破郡垂井町梅谷４６４		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばな岩手こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化いけばな岩手こども教室 岐阜県不破郡垂井町岩手６０８－２ 岩手地区まちづくりセンター		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	212,000	212,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 合原華道・茶道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	たちばな会 岐阜県不破郡垂井町東神田2丁目93－４		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 垂井伝統文化こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	垂井伝統文化こども教室 岐阜県不破郡垂井町２４３４－２		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	142,000	142,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 神戸北伝統文化こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	神戸北伝統文化いけばなこども教室 岐阜県安八郡神戸町北一色1265-29		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	131,000	131,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 神戸伝統文化いけばな子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	神戸伝統文化いけばな子供教室 岐阜県安八郡神戸町神戸1203　神戸町中央公民館		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	120,000	120,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 南平野子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	南平野子供教室 岐阜県安八郡神戸町八条　神戸町ふれあいセンター		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	215,000	215,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 安八町尺八こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	安八町尺八こども教室実行委員会 安八郡安八町北今ケ淵477-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	408,000	408,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 舞踊雅会（子供教室）	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	舞踊雅会（子供教室） 岐阜県揖斐郡大野町黒野171-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	129,000	129,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大野さくらの会 岐阜県揖斐郡大野町相羽910-19		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	155,000	155,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 北方地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	北方地区伝統文化いけばな親子教室 岐阜県本巣郡北方町北方2286-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	223,000	223,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 御嵩町尺八こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	御嵩町尺八こども教室実行委員会 岐阜県可児郡御嵩町御嵩1389-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	251,000	251,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子供茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	子供茶道教室 静岡市駿河区中島2895-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	257,000	257,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 西奈地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西奈地区伝統文化いけばな親子教室 静岡市葵区南沼上3-27-30		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 葵区柳新田伝統文化親子いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	葵区柳新田伝統文化親子いけばな教室 静岡市葵区北安東5-29-13		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	215,000	215,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 放課後百人一首クラブ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	五色百人一首クラブ静岡教室 静岡市葵区安西一丁目100-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	300,000	300,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 高松地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	高松地区伝統文化いけばな親子教室 静岡市駿河区下島324　平瓮ビルパートⅠ-608号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	301,000	301,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 丸子地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	丸子地区伝統文化いけばな親子教室 静岡市駿河区寺田109-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	229,000	229,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 長田地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	長田いけばなの楽しさを広める会 静岡市駿河区鎌田94-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	249,000	249,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 静岡市伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	静岡市和装礼法こども教室実行委員会 静岡市駿河区石部36-24		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	168,000	168,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 安東地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	安東地区伝統文化こども教室 静岡市葵区大岩町14-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	196,000	196,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 わくわく百人一首	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	TOSS SMILE 静岡市清水区御門台7-51		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 おはなであそぼう～春夏秋冬～	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	かるがもレスキュー 静岡市葵区末広町113		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 みんなで箏を弾きましょう（箏の体験教室）	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	静岡市三曲協会 静岡市葵区竜南1-10-11-101		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	215,000	215,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	春のひかり会 浜松市中区元浜町344		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	235,000	235,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 浜松市中区伝統文化和装礼法親子教室実行委員会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	浜松市中区伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 浜松市中区成子町188-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 高丘地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	高丘地区伝統文化いけばな親子教室実行委員会 浜松市中区高丘東2-8-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	312,000	312,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化やらまいかいけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	浜松やらまいか華道隊 浜松市中区高林3-11-43		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	307,000	307,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 高台地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	高台地区伝統文化いけばな親子教室 浜松市中区和合町220-490アークガーデン和合125		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	284,000	284,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 広沢いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	広沢地区伝統文化いけばな親子教室 浜松市中区蜆塚1-1-24		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 広沢茶道こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	広沢伝統文化茶道親子教室 浜松市中区蜆塚1-1-24		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟浜松支部 浜松市中区富塚町2132-119		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	167,000	167,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 浜松と琉球の歴史を訪ねて「江戸のぼりと浜松まつり」	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	沖縄伝統芸能研究所紫蘭プロジェクト 浜松市中区和合町220-2354テラスハウスフェリオD		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化こども体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	あえるし～倶楽部 文化・芸術交流部会 浜松市中区和地山1-7-18-214チサンビル2階		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 茶華道花の芽会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	竜禅寺地区花の芽こども教室実行委員会 浜松市中区寺島町378-9		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	327,000	327,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化童の会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	童子の会実行委員会 浜松市中区寺島町378-9		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	371,000	371,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伊佐見地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伊佐見地区伝統文化いけばな親子教室 浜松市西区佐浜町133		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	324,000	324,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 浜松伝統文化書道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	書道研究淳耀社 浜松市西区舞阪町舞阪1-19		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 浜北いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	浜北いけばな親子教室 浜松市西区神ヶ谷町8962-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	151,000	151,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 庄内地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	村櫛・庄内地区伝統文化いけばな親子教室実行委員会 浜松市西区和地町13		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	296,000	296,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 浜松華進社支部舞阪	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	浜松華進社支部舞阪 浜松市西区舞阪町長十新田158-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	243,000	243,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 浜松組ひも伝統文化こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	浜松組ひも伝統文化こども教室実行委員会 浜松市南区頭陀寺町364-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	283,000	283,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 南陽地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	南陽地区伝統文化いけばな親子教室実行委員会 浜松市南区恩地町250-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばなおはなの会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化いけばなおはなの会 浜松市南区下飯田町151-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	316,000	316,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 白脇地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	白脇地区伝統文化いけばな親子教室 浜松市南区安松町44-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 三幸子供太鼓愛好会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	三幸子供太鼓愛好会 浜松市北区三幸町182		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	290,000	290,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 曳馬野和太鼓愛好会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	曳馬野和太鼓愛好会 浜松市北区初生町1305		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばな風花の会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな風花の会 浜松市北区細江町気賀691-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	295,000	295,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 三方原百人一首教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	三方原百人一首の会 浜松市北区三方原町624-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	子ども将棋教室神拓道場 浜松市浜北区寺島645-54		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 浜松市北区伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	浜松市北区伝統文化和装礼法伝承の会 浜松市浜北区小松2427-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 浜松市浜北区伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	浜松市浜北区伝統文化和装礼法伝承の会 浜松市浜北区内野2207-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	252,000	252,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 沼津茶道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	松籟会 静岡県沼津市下香貫島郷２６８６－２		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 沼津伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	ますみ会 静岡県沼津市泉町１５－１６		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 沼津市東熊堂地区伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	沼津市東熊堂地区伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 静岡県駿東郡長泉町中土狩７０１－２		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	407,000	407,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大岡地区親子いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大岡地区伝統文化いけばな親子教室 静岡県沼津市南本郷町１２－２９		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	339,000	339,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親と子で習う日本舞踊	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	藤間会 静岡県沼津市千本緑町３－３－７		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	128,000	128,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 門池地区伝統文化生花親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	門池地区伝統文化いけばな親子教室実行委員会 静岡県沼津市岡一色７８８－７		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	77,000	77,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	沼津市愛鷹伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 静岡県沼津市青野４２３－４		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	沼津市香貫伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 静岡県裾野市呼子一丁目９番１号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 沼津愛鷹地区いけばな子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	沼津愛鷹地区いけばな子供教室 静岡県沼津市御幸町２２－３３		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	100,000	100,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 金岡地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	金岡地区伝統文化いけばな親子教室 静岡県沼津市筒井町８－１２		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	189,000	189,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 沼津市原伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	沼津市原伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 静岡県沼津市新宿町１９－１－５１２		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	241,000	241,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 将棋親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟沼津支部 静岡県沼津市市場町２－１６－４０１		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	275,000	275,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 熱海いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	熱海いけばなの会 静岡県熱海市昭和町4-26		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	427,000	427,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 三島北地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	三島北地区伝統文化いけばな親子教室 静岡県駿東郡長泉町下長窪120-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	430,000	430,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 三島市玉川地区伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	三島市玉川地区伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 静岡県駿東郡長泉町上土狩555-40		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	407,000	407,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 百人一首や俳句で楽しもう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	百人一首で遊ぶ東部の会 静岡県三島市中央町3-29アクシスコート三島中央町403		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 小倉百人一首競技かるた親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	三島せせらぎ会 静岡県三島市南二日町23-48		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	367,000	367,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊伝統文化子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	富士宮日本舞踊子ども教室実行委員会 静岡県富士宮市小泉484-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	241,000	241,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 芝川日本舞踊子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	芝川日本舞踊子ども教室 静岡県富士宮市神田川町25-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化箏・尺八子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	全国生涯学習音楽指導員協議会静岡県東部 静岡県富士宮市粟倉968		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化箏曲親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	祥の会 静岡県富士宮市上条455-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	329,000	329,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こどもいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伊東伝統文化を育てる会 静岡県伊東市玖須美元和田715-546		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 富士山麓茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化茶道富士山麓 富士市厚原1791-13		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	294,000	294,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 富士茶道子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	富士茶道子供教室 富士市比奈926-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	255,000	255,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 富士かるた教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	ふじかるた会 富士市石坂579-137		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばなこども教室 伝統文化いけばな親子教室 伝統文化茶道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	靖友会 富士市伝法2587-13		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 吉原中央いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	吉原中央いけばなこども教室実行委員会 富士市今泉1-13-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	164,000	164,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 吉原東いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	吉原東いけばなこども教室実行委員会 富士市神谷471-13		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	166,000	166,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 吉原いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	吉原いけばなこども教室実行委員会 富士市大淵43-9		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	141,000	141,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 岩松いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	岩松いけばなこども教室実行委員会 富士市門門157-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	154,000	154,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化筝曲親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	吉野会 富士市天間590-9		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 今泉子供茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	今泉子供茶道教室 富士市今泉7-9-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	90,000	90,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 磐田中泉地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	磐田中泉地区伝統文化いけばな親子教室 静岡県磐田市中泉1960-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	342,000	342,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 五色百人一首・俳句で楽しもう！	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	五色百人一首で遊ぶ焼津の会 静岡県焼津市大村新田175-2、コーポニシナ202号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	207,000	207,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 わくわく教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	TOSS掛川 静岡県掛川市西大渕2817		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	224,000	224,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 三社祭礼囃子保存継承事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	三社祭礼囃子保存会 静岡県掛川市横須賀667-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	172,000	172,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	公益社団法人松風花道会浜松支部 静岡県磐田市中泉2917-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	410,000	410,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 将棋によるまちづくり事業（はじめての将棋教室）	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	将棋によるまちづくり実行委員会 静岡県掛川市長谷一丁目１番地の１		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 御殿場市茶道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	松籟会御殿場教室 静岡県御殿場市新橋１０８２		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 御殿場市日本舞踊親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	御殿場ますみ会 静岡県御殿場市東田中１８４７－５		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟　下田支部 静岡県下田市二丁目３-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	265,000	265,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 裾野地区伝統文化いけばなひまわり教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばなひまわり教室 静岡県裾野市千福が丘1-13-16		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	230,000	230,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばな翠会こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな翠会 静岡県裾野市今里830		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	255,000	255,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 新居地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	新居地区伝統文化いけばな親子教室 静岡県湖西市新居町中之郷281		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 湖西将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	湖西将棋道場 静岡県浜松市西区大平台2丁目4番16号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	305,000	305,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 御前崎市伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	華道家元池坊掛川支部　御前崎分会青年部 静岡県御前崎市佐倉3657		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	333,000	333,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子日本舞踊教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	藤祐香の会 静岡県御前崎市御前崎1793-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	222,000	222,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化こども茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化こども茶道教室 静岡県御前崎市池新田2509-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	343,000	343,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こどもいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	こどもいけばな教室 静岡県御前崎市佐倉3674-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	250,000	250,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子供お琴教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	子供お琴教室 静岡県御前崎市池新田2859		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	100,000	100,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和のマナー教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化茶道御前崎教室 静岡県御前崎市佐倉3805-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和のクラブ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	牧之原市伝統文化活性化実行委員会 牧之原市勝間706-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 清水町おこと教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人ウォーター・ビジョン 静岡県駿東郡清水町長沢306-6	6080105001962	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 長いす箕町伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	長泉町伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 駿東郡長泉町中土狩915-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	405,000	405,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども能楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	こども能楽教室　米野教室 愛知県名古屋市中村区下米野町3-29		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 将棋親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	梅森子供将棋教室 愛知県名古屋市名東区梅森坂4-101梅森荘3-313		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	689,000	689,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 名古屋市千種区伝統文化和装礼法親子教室実行委員会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	名古屋市千種区伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 愛知県名古屋市緑区諸の木2-2134		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	415,000	415,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 有松将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	有松将棋教室 愛知県名古屋市緑区平子が丘1119		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 と金親子将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	と金クラブ将棋教室 愛知県名古屋市名東区平和が丘4-74		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 名古屋市瑞穂こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	名古屋市瑞穂こども教室 愛知県名古屋市瑞穂区萩山町１－２２瑞穂児童館		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 能ってなあに？触れてみよう・習ってみよう！	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	一般財団法人　能姫町財団 愛知県名古屋市中区栄3-21-23　KSイセヤビル6階	5180005017653	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子いけばな教室名東	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	華道家元池坊名古屋中央橘会支部 愛知県名古屋市名東区東本町154グリーンビレッジ名東106		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	301,000	301,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 吟剣詩舞親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	北辰神明流日本修道館 愛知県名古屋市西区笠取町4-46		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 若あゆの会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	華真会 愛知県名古屋市富士見町12-27-503		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊を踊りましょう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西川流役員会天白区支部 愛知県名古屋市天白区植田西3-614		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 千代が丘剣道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	千代が丘剣道教室 愛知県名古屋市千種区富士見台4-52-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	326,000	326,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 名古屋こども将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	名古屋こども将棋教室 愛知県名古屋市千種区天満通1-42		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 金鯱こども将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	金鯱こども将棋教室 愛知県稲沢市日下部南町4-27-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 なごや金山将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	なごや金山将棋教室 愛知県名古屋市中区富士見町6-24-1202		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 書道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	今枝子供書道教室 愛知県名古屋市名東区梅森坂4-101梅森荘3-313		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 城北こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	城北こども将棋教室 愛知県名古屋市北区天道町5-12-3ユニーブル城北ステージ605号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 中村伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化和心会 愛知県名古屋市中村区岩塚町林高寺東44-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	604,000	604,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 徳重将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	徳重将棋教室 愛知県名古屋市緑区万場山2-1007		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊を踊りましょう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西川流役員会千種支部 愛知県名古屋市千種区幸川町2-38-2ムーニー中川101号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 東丘剣道こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	東丘剣道こども教室 愛知県名古屋市緑区大将ヶ根1-590		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 夏休み　親と子どもの囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	中部こども囲碁普及会 愛知県名古屋市西区花の木1-3-9		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 名古屋市緑区伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	名古屋市緑区伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 愛知県名古屋市緑区大将ヶ根2-1257		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	119,000	119,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子長唄教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	「伝統の音と舞」実行委員会 愛知県名古屋市天白区表山3-2418ＰＨ八事表山Ｆ303		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	560,000	560,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 天白こども将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	天白こども将棋教室 愛知県豊明市三崎町社13-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	197,000	197,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 名古屋市千種地区筝こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	名古屋市千種地区箏曲明由の会 愛知県名古屋市千種区観月町1-68エミネンス覚王山305		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	516,000	516,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化名古屋東親子いけばな体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化名古屋東親子いけばな体験教室 愛知県名古屋市守山区小幡南2-13-14		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊を踊りましょう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	一般財団法人　西川会 愛知県名古屋市昭和区駒方町2-66-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本の音楽・楽器を楽しもう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	杵彌会　名古屋支部 愛知県名古屋市天白区植田西3-614		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 三味線親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	三味線　味胤 愛知県名古屋市名東区高針荒田1610		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伊勝伝統文化いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伊勝伝統文化親子教室会 愛知県名古屋市昭和区伊勝町1-20		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊を踊りましょう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西川流役員会守山支部 愛知県名古屋市守山区百合が丘1018		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊を踊りましょう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西川流役員会中区支部 愛知県名古屋市中区富士見町12-27-503		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 志段味地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	志段味地区伝統文化いけばな親子教室 愛知県名古屋市守山区鳥羽見3-15-19		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 八熊地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	八熊地区伝統文化いけばな親子教室 愛知県名古屋市天白区原1-2202-508		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 石川橋将棋教室におけるプロ棋士及び将棋指導員による将棋指導	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟石川橋将棋教室支部 愛知県名古屋市昭和区菊園町6-16ロワール石川橋２階		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	333,000	333,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 青少年親子きもの教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	きもの文化普及委員会 愛知県名古屋市名東区香南2-614		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	853,000	853,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 鳴海将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	鳴海将棋教室 愛知県名古屋市緑区有松南429		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	172,000	172,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 徳重伝統文化親子教室会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	徳重伝統文化親子教室会 愛知県名古屋市緑区徳重2-1001		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊を踊りましょう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西川流役員会瑞穂支部 愛知県名古屋市瑞穂区瑞穂通1-23-2キングハイツ瑞穂805		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	405,000	405,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 鯱っ子お箏教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	鯱っ子お箏教室 愛知県名古屋市西区上名古屋4-7-31		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 なかよしいけ花親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	なかよしいけ花親子教室 愛知県名古屋市名東区亀の井2-283		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	34,000	34,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 野田伝統文化茶道・華道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	野田伝統文化親子教室会 愛知県名古屋市中川区野田1-12		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	119,000	119,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 矢田川伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	矢田川伝統文化親子教室 愛知県名古屋市東区砂田橋2-1B205		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化こどもいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	一般社団法人石田流華道会 愛知県名古屋市千種区唐山町3-18	6180005005095	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化覚王山親子いけばな体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化覚王山親子いけばな体験教室 愛知県名古屋市千種区丸山町2-20-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	277,000	277,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 広路子ども箏曲教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	箏曲龍音會 愛知県名古屋市昭和区広路本町5-23		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	300,000	300,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 中京伝統文化こどもいけ花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	中京伝統文化こどもいけ花教室実行委員会 愛知県名古屋市東区泉1-22-35チサンマンション桜通久屋715		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	264,000	264,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊を踊りましょう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西川流役員会南地区支部 愛知県名古屋市南区天白町2-5-33		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 国づくり狂言交流プロジェクト愛知・熊本	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	木曽三川子ども狂言クラブ 愛知県津島市天王通6-3毛織会館2F		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 なごや尺八こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	なごや尺八こども教室実行委員会 愛知県名古屋市南区笠寺町字下新町45-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	747,000	747,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子どもと伝統芸能	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人むすめかぶき 愛知県名古屋市中区千代田3-10-3	9180005005910	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊を踊りましょう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	かさねの会中川支部 愛知県名古屋市中川区荒子4-175		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊を踊りましょう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西川流役員会名古屋市熱田地区支部 愛知県名古屋市熱田区六野1-2-19-1308		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊を踊りましょう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西川流役員会西地区支部 愛知県市宮市伝法寺11-5-25		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子ではじめての茶道・華道体験	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	親子茶道・華道教室 愛知県名古屋市千種区観月町1-25グレイス覚王山305		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	173,000	173,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	一般社団法人社会福祉音楽推進会 愛知県名古屋市名東区梅森坂西2-724	7180005018542	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子交流百人一首教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	TOSSかすみ草 愛知県名古屋市西区鳥見3-15ウインドウズ鳥見201		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 楽しく日本舞踊	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	おもだか会 愛知県名古屋市千種区仲田1-3-9		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和をたしなむ子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	和をたしなむ会なごみ 愛知県豊橋市草間町郷裏51-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 豊橋市伝統文化子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	豊橋市伝統文化子供教室 愛知県豊橋市石巻本町字中屋敷36		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	429,000	429,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 豊橋市松山伝統文化子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	豊橋市松山いけばな子供教室実行委員会 愛知県豊橋市広小路3-36		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 豊橋親子ふれあい将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	豊橋ふれあい子ども将棋教室 愛知県豊橋市草間町東山81-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化こども能楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	東海能楽研究会豊橋支部 愛知県豊橋市南島町2-48		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化こども教室　箏曲の部	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	公益財団法人豊橋文化振興財団 愛知県豊橋市西小田原町123	4180305007909	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	138,000	138,000	100%	—	公益財団法人	都道府県所管	3,596			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊をおどりましょう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西川流役員会岡崎支部 愛知県岡崎市祐金町89		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊をおどりましょう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西川流役員会岡崎美合支部 愛知県岡崎市美合新町14-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊を踊りましょう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西川流役員会岡崎額田支部 愛知県岡崎市樫山町上原16-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊を踊りましょう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西川流役員会一宮支部 愛知県一宮市三条字酉新田6-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子舞楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人　旭雅楽会 愛知県一宮市奥町風田66番3	2180005015445	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 木曽川親子茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	木曽川茶道クラブ 愛知県一宮市木曽川町黒田西町南23		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 木曽川町剣道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	木曽川町剣道連盟 愛知県一宮市木曽川町黒田字北宿2の切238		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	242,000	242,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 尾張一宮親子将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	尾張一宮親子将棋教室 愛知県一宮市大浜1-1-26		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 「一宮市伝統文化琴親子教室」実行委員会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	和邦会「一宮市伝統文化琴こども教室」実行委員会 愛知県一宮市大和町戸塚字宮崎西23-38		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子いけ花一宮中教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	石田尾張一宮支部 愛知県一宮市大和町苅安賀3018-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	426,000	426,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 文楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	島文楽保存会 愛知県一宮市島村字岩畑45番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 瀬戸子供太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	瀬戸子供太鼓こまいぬ座 愛知県瀬戸市栄町36-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 瀬戸市伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	瀬戸市伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 愛知県名古屋市中区松原3-11-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばな、茶道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	石田流瀬戸支部 愛知県瀬戸市本郷町218		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 半田市伝統文化親子体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	半田市伝統文化親子体験教室実行委員会 半田市住吉町2-127-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	298,000	298,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化お花お茶子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	半田市伝統文化華道・茶道子ども教室実行委員会 半田市宮路町286		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化おやこ日本舞踊教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	秀菊会 半田市亀崎町9-12		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	ひな桜会 半田市南二ツ坂町2-4-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 上半田南組囃方教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	上半田南組囃方保存会 半田市白山町3-23-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 上半田南組三番叟囃子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	上半田南組三番叟囃子保存会 半田市堀崎町2-28-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 成岩南組囃子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	成岩第三区北地区 半田市有楽町2-186		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 協和車西組囃子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	協和車西組保存会 半田市郷中町1-63		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	413,000	413,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 西地区神楽保存会　囃教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西地区神楽保存会 半田市有楽町3-64		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 春日井市伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	春日井市伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 愛知県春日井市前並町1丁目15番地4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	427,000	427,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子供教室「日本舞踊をおどりましょう」	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西川流西川好風会 愛知県春日井市高森台1丁目5-12		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	357,000	357,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 おどりであそぼう～日本舞踊をおどってみよう～	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西川流　よし乃会 愛知県名古屋市昭和区山手通1-28シーアイマンション山手1106		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子いけばな春日井教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	石田流春日井支部 愛知県春日井市中新町2丁目14番地14		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	207,000	207,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 チャレンジ日本舞踊キッズ教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	宗家藤間流日本舞踊藤楊會 愛知県春日井市春見町11-32		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊　体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	よし美会 愛知県春日井市月見町165		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子のおどり津島教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	工藤流津島支部錬成会 愛知県津島市越津町梅ノ木28番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊を踊りましょう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西川流役員会　愛知県津島支部 愛知県津島市常磐町1－38		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 お箏の教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	箏曲会 愛知県津島市神守町宇東高島40		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 下区大浜熊野大神社神楽親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大浜熊野大神社神楽部 愛知県碧南市宮町5-46		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	330,000	330,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 刈谷伝統文化こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	刈谷伝統文化こども教室 愛知県刈谷市大正町4丁目510番		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 「日本舞踊を踊りましょう」日本舞踊子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西川流役員会　刈谷支部 愛知県刈谷市井ヶ谷町前田68－6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 東刈谷剣道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	東刈谷剣道教室 愛知県刈谷市半城土町北十三塚2の2番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 刈谷山車囃子子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	刈谷山車祭保存会 愛知県刈谷市広小路5丁目25番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 百人一首を楽しもう！とよた伝統文化教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	まちづくり元気ネット 愛知県豊田市青木町2-57-16		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 朝日丘子供将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	朝日丘将棋クラブ 愛知県豊田市小川町7-11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 将棋であそぼう会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟豊田けやき支部 愛知県豊田市京町6-10-14		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	385,000	385,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 豊田市小学校地域学校共働本部「土曜学習実践校」の会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	豊田市小学校地域学校共働本部「土曜学習実践校」の会 愛知県豊田市上野町1-173		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 豊田市立土橋小学校地域学校共働本部「土曜学習」事業部	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	豊田市立土橋小学校地域学校共働本部 「土曜学習」事業部 愛知県豊田市土橋町6-117		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	422,000	422,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 梅坪台こども茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	梅坪台こども茶道教室 愛知県豊田市伊保町向山66-17		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本伝統文化和太鼓を伝承する会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	広久手町太鼓クラブ　あいづまっ鼓 愛知県豊田市広久手町3-47-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	339,000	339,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 豊田市尺八こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	豊田市尺八こども教室実行委員会 愛知県豊田市美里4丁目2-23		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊をおどりましょう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	幸女会 愛知県豊田市越戸町上西小笹115-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 放課後浄水将棋子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	浄水将棋同好会 愛知県豊田市浄水町原山1-138		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	172,000	172,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 安城市伝統文化親子教室事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	安城市伝統文化親子教室事業実行委員会 愛知県安城市安城町城堀３０番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	########	########	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 舞踊親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	弥月会 愛知県西尾市中畑町南側３		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 西尾能楽こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西尾城址薪能実行委員会 愛知県西尾市寺津町飛越34		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 蒲郡市箏曲親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	箏曲　三葉会 愛知県蒲郡市清田町中新屋64・65合併地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	241,000	241,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 雅楽童舞（迦陵頻・胡蝶）の習得	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	蒲郡雅楽倶楽部 愛知県蒲郡市三谷町東四丁目66		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 長唄・締太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	犬山こども長唄クラブ 愛知県犬山市犬山西古券268		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 長唄三味線・囃子・笛体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	長唄・囃子・笛「藍ノ会」 愛知県犬山市犬山西古券267-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけ花こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	華道家元池坊愛知支部 愛知県一宮市大志2丁目1番13号宝田寺内		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	94,000	94,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊を踊りましょう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西川流役員会愛知県犬山支部 愛知県犬山市橋爪五反田39-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大谷奥條囃子体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大谷地区東部保存会 愛知県常滑市大谷字奥條155		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	339,000	339,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大野子ども琴クラブ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大野子ども琴クラブ実行委員会 愛知県常滑市青海町5-94		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	322,000	322,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 お囃子練習教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	坂井松尾神社警護保存会 愛知県常滑市坂井字落田30		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	182,000	182,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 常滑市伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	常滑市伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 愛知県常滑市鯉江本町4-13		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 古場区囃子体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	古場区囃子保存会 愛知県常滑市古場町3-60		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 蒲池お囃子体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	蒲池お囃子保存会 愛知県常滑市蒲池町4-32-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	181,000	181,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 常滑地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	常滑地区伝統文化いけばな親子教室 愛知県名古屋市中川区尾頭橋3-5-21		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 樽水区囃子体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	樽水囃子保存会 愛知県常滑市樽水町2丁目31番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 常滑多屋地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	常滑多屋地区伝統文化いけばな親子教室 愛知県名古屋市千種区南明町3-19		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	361,000	361,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 市場常磐車伝統文化囃子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	常磐車を守る会 愛知県常滑市市場町4-123		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	232,000	232,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 西賓車囃子体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西賓車囃子保存会 愛知県常滑市西之口5-137		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	295,000	295,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 尾張大野梅榮車親子囃子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	尾張大野梅榮車実行委員会 愛知県常滑市大野町7丁目48番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 常滑和太鼓体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	とこなめ窯っ鼓座 愛知県常滑市苅屋町3-80		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊を踊りましょう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西川流役員会江南市部 愛知県江南市寄木町稲木38番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども茶道大学	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	茶事、懐石料理研究会 愛知県江南市島宮町吉原18番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 愛知箏曲親子教室事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	愛知箏曲親子教室事業実行委員会 愛知県日進市米野木町南山355-55		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	########	########	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 お茶・お花伝統文化こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	稲沢伝統文化こども教室実行委員会 愛知県稲沢市祖父江町三丸渕一段割102番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	253,000	253,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 山崎地蔵寺太鼓子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	山崎地蔵寺太鼓保存会 愛知県稲沢市祖父江町山崎王塚3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	205,000	205,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 庭野子供歌舞伎教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	庭野子供歌舞伎育成会 愛知県新城市庭野字原川３５－３		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	192,000	192,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 東海市の伝統文化親子教室事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	東海市伝統文化保存継承実行委員会 愛知県東海市大田町下浜137番地（東海市芸術劇場内）		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	88,000	88,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大府市こども囲碁クラブ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大府市こども囲碁クラブ 愛知県大府市共西町3-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	160,000	160,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	知多市ジュニア囲碁クラブ 愛知県知多市南粕谷2丁目47-340		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	202,000	202,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子百人一首かるた教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	知多市ジュニアかるたクラブ 愛知県知多市南粕谷2丁目47-280		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	284,000	284,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子教室「茶道」	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	茶らら会 愛知県知立市昭和４丁目2番地1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	277,000	277,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化旭親子いけばな体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化旭親子いけばな体験教室 愛知県尾張旭市庄南町3-2-14		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 「おどりで遊ぼう」日本舞踊尾張旭教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	あさひ乃会 愛知県尾張旭市向町二丁目10-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 尾張旭どうだん亭茶道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	尾張旭どうだん亭茶道親子教室 愛知県尾張旭市旭ケ丘町旭ケ丘5668-76		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 囲碁は楽しい（親子の手談）	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	豊明囲碁クラブ 豊明市大久伝町南10-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	209,000	209,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 豊明市伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	豊明市伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 豊明市栄町南舘3-909		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子教室とよあけ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	池坊　豊明花の会 豊明市栄町大根1-312		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	190,000	190,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊をおどりましょう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	将の会豊明支部 愛知郡東郷町春木台5-3-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 実行委員会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化邦楽会 愛知県日進市浅田平子2-153		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	########	########	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 実行委員会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	愛知伝統文化実行委員会 愛知県日進市浅田平子2-153		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	########	########	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和箏にふれる会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	雅の会 愛知県愛西市西川端大込53		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 暁花会親子茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	暁花会 愛知県清須市西市場3-11-11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	129,000	129,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子華道・茶道弥富教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	弥富伝統文化親子教室会 愛知県弥富市平島中４－４７		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	169,000	169,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊をおどりましょう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西川流役員会三好支部 愛知県みよし市東山台37-12		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 猿投古窯作陶技術の普及・伝承	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	みよし猿投古窯研究会 愛知県みよし市三好丘3-8-13		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	111,000	111,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊を踊りましょう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西川流役員会長久手・尾張旭支部 長久手市坊の後８１８		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 長久手親子将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	長久手将棋教室 名古屋市天白区境根町４８ジュネス境根１０１		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	250,000	250,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 長久手市伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	長久手市伝統文化和装礼法の会 長久手市作田２丁目２０５		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	184,000	184,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 諸輪伝統文化囃子太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	諸輪伝統文化祭囃子保存会 愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字観音畑1-108		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 東郷音頭・東郷小唄「親子・子ども教室」	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	東郷音頭保存会 愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字下市９		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 東郷町伝統文化琴子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	東郷町伝統文化琴子ども教室 愛知県愛知郡東郷町北山台三丁目8-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊をおどりましょう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	将の会 愛知県愛知郡東郷町春木台2-10-19		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和合ケ丘太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	和合ケ丘祭り太鼓　以鼓舞 愛知県愛知郡東郷町和合ケ丘２丁目４番地２		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	210,000	210,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 御岳和太鼓伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	御岳和太鼓 愛知県愛知郡東郷町御岳２丁目１２番地40		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	126,000	126,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 東郷伝統文化詩吟親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	東郷伝統文化詩吟親子教室 愛知県愛知郡東郷町御岳２丁目１７番地11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	272,000	272,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 東郷町文化協会陶芸クラブ「親子・子供教室」	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	東郷町文化協会陶芸クラブ 愛知県愛知郡東郷町和合ケ丘２丁目26番地8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊を踊りましょう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西川流役員会大口支部 愛知県丹羽郡大口町秋田三丁目191		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 扶桑親子いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	扶桑親子いけばな教室 愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字西屋敷５５－５		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	150,000	150,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊子供教室「日本舞踊をおどりましょう」	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	紀和会 愛知県海部郡蟹江町大字今字下反田3-2ロイヤルステージ蟹江103号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 阿久比町宮津南社お囃子及び三番叟教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	宮津南社山車保存会 愛知県知多郡阿久比町大字宮津字宮本31-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 坂部お囃子、浦安の舞保存会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	坂部お囃子、浦安の舞保存会 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字米山23-56		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 阿久比町宮津熱田社お囃子巫女舞親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	宮津宮神楽保存会 愛知県知多郡阿久比町大字宮津字宮平柴29-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 宮津団地菊保存会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	宮津団地菊保存会 愛知県知多郡阿久比町大字宮津字新海山1-19　18号棟402		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	254,000	254,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 阿久比伝統文化　子どもお箏教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	阿久比お箏を楽しむ会 愛知県知多郡阿久比町宮津2-26		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	257,000	257,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 阿久比町宮津北組囃子及び三番叟・からくり人形教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	宮津北組囃子保存会 愛知県知多郡阿久比町大字宮津字宮上ノ山53		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊をおどりましょう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	寿々帆の会東浦支部 愛知県刈谷市寺横町４－３７		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 名古屋市守山区伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	名古屋市守山区伝統文化和装礼法親子教室実行員会 名古屋市守山区森孝1-107第一香流荘3棟305号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	210,000	210,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 青少年親子きもの教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	きもの文化普及委員会　近畿支部 三重県津市南が丘1丁目24-14		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 津花道協会伝統文化いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	津花道協会 三重県津市半田449-1ハイツJT-A-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	255,000	255,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 河芸伝統文化茶道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	河芸茶道サークル 三重県津市河芸町中別保1701-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 古式泳法水泳教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	泅水術観海流 三重県津市柳山津興1506-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	91,000	91,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 芸濃親子茶華道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	ふれあいの会 三重県津市芸濃町中縄566-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化安濃こどもいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化安濃こどもいけばな教室実行委員会 三重県津市上浜町4丁目36-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 津市装道礼法伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	津市装道礼法伝統文化親子教室実行委員会 三重県鈴鹿市三日市南2丁目6-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	267,000	267,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 クスノキ和装礼法教室事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	クスノキ和装礼法の会 三重県四日市市日永西3-23-9		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	320,000	320,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 獅子舞親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	東日野町獅子舞保存会 三重県四日市市東日野町163		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 四日市和装礼法教室事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	四日市和装礼法教室実行委員会 三重県四日市市あさけが丘2丁目1-224		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	318,000	318,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 第８回キッズ伝統文化体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	一般社団法人四日市市文化協会 三重県四日市市昌栄町21-10	7190005010580	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 四日市伝統芸能日本舞踊こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	里寿会 三重県四日市市東富田町19-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	429,000	429,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 四日市親子将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟　四日市支部 三重県四日市市桜台2丁目5-621		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 四日市地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	四日市地区伝統文化いけばな親子教室 三重県四日市市西松本町20-18		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	429,000	429,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 一色能子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	一色町能楽保存会 三重県多気郡明和町明星2861-28		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	356,000	356,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 あゆみ親子将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟伊勢支部 三重県伊勢市本町15-26		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	429,000	429,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	厚生総合型スポーツクラブ 三重県伊勢市一志町1-4　厚生小学校内		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	207,000	207,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども能楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	みもすそ会こども能楽教室 三重県伊勢市二見町西183-23		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	138,000	138,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 茶道こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伊勢なごみ会 三重県伊勢市小俣町元町519番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	299,000	299,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 松阪伝統文化茶道子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	松阪伝統文化茶道子ども教室 三重県松阪市京町24-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 松阪伝統文化華道子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	松阪華道青雅流いづみ会 三重県松阪市殿町1412-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	292,000	292,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 松阪子ども能楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	松阪子ども能楽教室 三重県松阪市大黒田町1484-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	245,000	245,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 桑名子供仕舞の養成	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	桑名子供仕舞養成会 桑名市西別所1061-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊を踊りましょう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西川流役員会桑名支部 桑名市多度町多度814-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 鈴鹿こども茶道教室・親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	磯路会 三重県鈴鹿市東磯山三丁目35-39　磯路会		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 鈴鹿市和装礼法こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	鈴鹿市和装礼法こども教室実行委員会 三重県鈴鹿市南玉垣町6813		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化茶道華道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	嵯峨ミストラルすずか 三重県鈴鹿市南玉垣町6145-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	300,000	300,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 名張子ども狂言の会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	名張子ども狂言の会 三重県名張市鴻之台1-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 名張こども能楽囃子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	名張こども能楽囃子教室実行委員会 三重県名張市富貴ヶ丘5-261		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	334,000	334,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 名張音頭保存会親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	名張音頭保存会 三重県名張市桔梗が丘南3-1-67		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	155,000	155,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統民謡芋の子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	民謡芋の子村 三重県名張市さつき台2-125		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	130,000	130,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 歌舞伎踊りの会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	歌舞伎踊りの会 三重県名張市新田1104-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 放課後子ども教室『地域の文化を学ぼう』	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	地縁法人錦生自治協議会 三重県名張市安部田2118		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	176,000	176,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 名張・こども仕舞教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	名張・こども仕舞教室実行委員会 三重県名張市東町1692-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 亀山地区伝統文化いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	亀山地区伝統文化いけばなこども教室 三重県亀山市和田町1285-28		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	240,000	240,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 能の魅力発見と子ども達の体験プロジェクト	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	かめやま子ども能「輝」 三重県亀山市西町497番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	222,000	222,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	亀山市葛葉太鼓保存会 三重県亀山市江ヶ室2-2-15弘法院内		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	189,000	189,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 池山かんこ踊り	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	池山かんこ踊り保存会 三重県亀山市安坂山町2015		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	181,000	181,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 有馬っ子茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	一般社団法人茶道裏千家淡交会南紀支部 和歌山県東牟婁郡太地町太地3320		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	207,000	207,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子文化教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	親子文化教室 三重県いなべ市藤原町本郷962番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	300,000	300,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 志摩市伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	志摩市伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 三重県伊勢市一色町1814		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伊賀市小田町装道和装礼法こども教室実行委員会 三重県伊賀市小田町1373-17		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 菰野町伝統文化体験教室事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	菰野町伝統文化体験教室事業実行委員会 三重県三重郡菰野町大字小島1163番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	414,000	414,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西川流役員会菰野支部 三重県三重郡菰野町大字菰野8474番地193		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子教室　明和	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化親子教室　明和 明和町大淀乙728-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	254,000	254,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばな子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	玉城町地区伝統文化いけばな親子教室実行委員会 三重県度会郡玉城町妙法寺613-56		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	度会郡玉城町伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 三重県度会郡玉城町上田辺2604-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 度会郡度会町伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	度会郡度会町伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 三重県度会郡玉城町妙法寺613-56		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大紀町放課後児童クラブこども囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大紀町放課後児童クラブこども囲碁普及会 三重県度会郡大紀町大内山3307-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 学び舎の会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	学び舎の会 三重県度会郡大紀町崎703-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	430,000	430,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 阿曽児童クラブ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	阿曽児童クラブ 三重県度会郡大紀町滝原1712-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	424,000	424,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 上野児童クラブ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	上野児童クラブ 三重県度会郡大紀町柏野1481		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	386,000	386,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子教室事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	尾鷲伝統文化継承の会 三重県尾鷲市新田町15-41		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	喫茶去の会 滋賀県大津市日吉台2丁目33-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	271,000	271,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化子ども教室　ひまわりの会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	華道家元池坊湖西支部 滋賀県大津市本宮2丁目21-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	316,000	316,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 近江　親子いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	創美流華道後援會大津支部 滋賀県大津市神宮町1-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	和遊の会 滋賀県大津市日吉台3-18-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大津・将棋を孫に伝える会 滋賀県大津市島の関14-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	172,000	172,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 近江っ子日本舞踊教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	音羽流滋賀邦舞研究会 滋賀県大津市中央一丁目7-28		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化こどもいけ花教室　里山の会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化こどもいけ花教室　里山の会 滋賀県大津市千野一丁目3番6号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	257,000	257,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 お琴を弾いてみよう！！	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	生田流正派湖都美会大津支部 滋賀県大津市石山寺3-15-18		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 滋賀学区伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	滋賀学区伝統文化親子教室 滋賀県大津市錦織3丁目7-9		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化こども教室　大津	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化こども教室　大津 滋賀県大津市仰木2丁目34-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	198,000	198,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 長浜相撲教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	一般社団法人長浜市相撲連盟 長浜市平方町1120番地3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 人形浄瑠璃	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	冨田人形共遊団ジュニアクラス 長浜市富田町758		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	215,000	215,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 北里こども茶道	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	北里伝統文化教室実行委員会 滋賀県近江八幡市慈恩寺町中9番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	茶道なごみ会 滋賀県近江八幡市十王町348番地の2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	308,000	308,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 「翼」日本舞踊教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	滋賀県青少年和の舞団「翼」 滋賀県近江八幡市安土町常楽寺1086-12		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	近江子ども体験親子教室 滋賀県近江八幡市浅小井町464-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	204,000	204,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 草津いけばな茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	草津いけばな茶道教室 滋賀県草津市渋川２丁目７－２８		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	417,000	417,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 空手道草津親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	練武館空手道空心会 滋賀県草津市西矢倉３丁目８－５４		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 空手道老上親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	練心館空手道良心会 滋賀県草津市南山田町４７８		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	241,000	241,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 健常児と障がい児との交流茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人NPO子どもネットワークセンター天気村 滋賀県草津市東草津１丁目１－１５		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	122,000	122,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和太鼓・笛親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	湖響太鼓 滋賀県草津市下笠町１５４５		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 お琴を弾いてみよう！！	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	生田流正派湖都美会 大津市平津１－７－１５－２０３		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 びわっ子花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	草月会　滋賀支部 滋賀県守山市立田町1612-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 守山陶芸こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	守山陶芸こども教室実行委員会 滋賀県守山市金森町12-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 五色百人一首守山教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	子ども体験ネットワーク 滋賀県守山市立田町1666番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	379,000	379,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化継承教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	幸津川伝統文化保存継承講座塾 滋賀県守山市幸津川町1358番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	284,000	284,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝承あそび親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	栗東市伝承あそび子ども教室実行委員会 滋賀県栗東市下戸山1191		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	310,000	310,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 水口曳山囃子子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	水口ぱやし　水口囃舎 滋賀県甲賀市水口町城東4－17		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 水口伝統食品　かんぴょう作り体験　水口囃子体験	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	一般社団法人水口岡山城の会 滋賀県甲賀市水口町本町2丁目2番37号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 地域で創る土曜日夢の学習	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	地域で創る土曜日「夢の学習」水口支部 滋賀県甲賀市水口町八光3－16		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	862,000	862,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 地域で創る土曜日夢の学習	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	地域で創る土曜日「夢の学習」甲南支部 滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘5－11－15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	862,000	862,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 小学生作陶教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	紫香楽土の子会 滋賀県甲賀市信楽町勅旨414		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	245,000	245,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 お花に親しもう教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	お花に親しもう教室 滋賀県高島市マキノ町蛭口833-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	71,000	71,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 将棋文化教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	将棋にふれる会 滋賀県高島市新旭町太田2790-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	163,000	163,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子ども伝統文化教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化アチーブメント 滋賀県東近江市高木町1650		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	189,000	189,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 御所東地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	御所東地区伝統文化いけばな親子教室 京都市東山区下河原通八坂鳥居前下る上弁天町427-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	251,000	251,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 御所南・御所東地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	御所南・御所東地区伝統文化いけばな親子教室 京都市中京区麩屋町通夷川上る笹屋町468		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	338,000	338,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 山国隊軍楽親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	山国隊軍楽保存会 京都市右京区京北比賀江町院谷17-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 囲碁親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	京都囲碁道場 京都市中京区烏丸二条下がる秋野々町529		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 京都市嵯峨地区伝統文化教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	京都市嵯峨地区伝統文化教室実行委員会 京都市中京区西ノ京中御門西町81-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 木野かわらけ親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	木野かわらけ保存会 京都市左京区岩倉木野町130		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	242,000	242,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟京都大将軍支部 京都市北区大将軍南一条町57		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	289,000	289,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 京都こども六斎教室連絡会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	京都こども六斎教室連絡会 京都市伏見区深草谷口町70-24		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	########	########	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 夏休み将棋合宿	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人駒文化ネットワーク 京都市北区大将軍南一条町57		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 藤田塾子ども囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本棋院京都本部 京都市左京区東丸太町3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども将棋スクール	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟京都山科支部 京都市山科区椥辻中在家町28番地172		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 京都市中地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	京都市中地区伝統文化いけばな親子教室 京都市西京区大原野西竹の里町1丁目2-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	272,000	272,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟　京都嵐山支部 京都市右京区太秦森ケ東町11-5-301		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	将棋世界同好会 京都市右京太秦蜂岡町10-137		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統芸能小唄体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	京都下鴨伝統芸能小唄教室実行委員会 奈良県御所市大広町180-14		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 桑原専慶流こどもいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	桑原専慶流こどもいけばな教室 京都市中京区六角通烏丸西入骨屋町152-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化お琴体験教室in八はしでら	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	えん（邦楽普及団体） 高槻市古曽部町2丁目14-10-401		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こどもいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	be京都エデュケーションプロジェクト 京都市上京区安楽小路町429-1　be京都内		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伏見南浜伝統文化教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伏見南浜伝統文化体験推進委員会 京都市伏見区丹後町142		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊の体験から発表へ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人京都文化企画室 京都市左京区浄土寺小山町1-10	5190005010491	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 放課後学び将棋	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟京都府支部連合会学びの会 京都市中京区西ノ京大炊町御門19-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 茶道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	紫宝会 京都市北区紫野大徳寺町74		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟京都梅津支部 京都府京都市右京区梅津上田町64-5　NPハイツ1B		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 錦林KIDSお箏クラブ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	正派ゆきの会 京都市左京区岡崎東天王町46		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 京町家親子体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人京町家再生研究会 京都市中京区新町通錦小路上る百足屋町384	3130005005284	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 安朱伝統文化教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	安朱伝統文化体験推進委員会 京都市山科区安朱山川町17		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	256,000	256,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 華道家元池坊　体験事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	一般財団法人　池坊華道会 京都市中京区六角通東洞院西入堂之前町248	9130005002697	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	343,000	343,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 竹でつなぐ伏見の歴史と未来	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	法則化不死鳥 京都市伏見区深草ヲカヤ町7-28		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 京都七夕祭り保存会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	京都七夕祭り保存会 京都市上京区油小路通上長者町上る甲斐守町118		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 茶道こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	一般社団法人茶道裏千家淡交会　京都西支部 京都市北区紫野宮西町34-6　第二淡交ビル6階		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 小唄教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	京都松尾来迎寺伝統芸能小唄教室実行委員会 京都市西京区松尾井戸町五		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 京都市伝統文化きものとマナー親子教室実行委員会　御子クラブ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	京都市伝統文化きものとマナー親子教室実行委員会 八幡市男山石城1　B44-403		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	430,000	430,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 手づくり三味線を弾いてみよう！	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人　和の学校 京都市上京区小川通寺之内上ル2丁目裨昌院町648-1	7130005005495	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	314,000	314,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 福知山かるた教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	福知山かるたFriends 京都府福知山市字牧285-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	256,000	256,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 Shimotoyo Traditional Culiture Club	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	Shimotoyo Traditional Culiture Club 京都府福知山市かしの木台2丁目14番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統芸能小唄体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	京都宇治伝統芸能小唄教室実行委員会 滋賀県蒲生郡日野町上駒月1578		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統芸能小唄体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	京都亀岡伝統芸能小唄教室実行委員会 大阪府豊中市上新田1-10-10-205		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 東部コミセンこども囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本棋院京都城南支部 京都府城陽市寺田樋尻56-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	84,000	84,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 合気道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	合気道向日町教室 京都府向日市寺戸町北野1-50		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	232,000	232,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 令和2年度子ども体験教室 三曲教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	八幡市文化協会 京都府八幡市八幡名残23-1 市民交流センター内		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 木津川市伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	木津川市和装礼法きもの教室 京都府木津川市相楽台5丁目7－27		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大山崎町いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大山崎町いけばなこども教室実行委員会 京都府乙訓郡大山崎町大山崎鏡田２０－１９		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	409,000	409,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いろは将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟いろは支部 大阪市北区天満橋1-6-3リバティ天満橋201号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	住之江区伝統芸能の会 大阪市西区江之子島1-9-15-905		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 能楽・小鼓こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	すみよし反橋能実行委員会 大阪市阿倍野区阪南町6-5-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 能楽・小鼓こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	能楽四人囃子 兵庫県西宮市松並町3-9-602		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本で遊ぼう！	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人　和文化伝承協会 大阪市中央区谷町6-17-43棟2階	4120005008287	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊・着付け帯結び体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統芸能を頑張る子供を応援する会 大阪市北区天満橋1-8-15-2607		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	249,000	249,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化こどもみこし教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	粉浜校下子ども会育成連合協議会 大阪市住之江区浜口西1-16-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和を楽しもう！（東部）	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	和を楽しむ会 東大阪市五条町9-48		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	327,000	327,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和を楽しもう！（中部）	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	和奏の会 大阪市城東区放出西1-2-51ファミールハイツ城東Ｂ棟915		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	327,000	327,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	中央区伝統芸能の会 大阪市生野区東1-13-34		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西区伝統芸能の会 大阪市浪速区戸原1-1-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 てんまてんじん能楽塾	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	くれない座 兵庫県芦屋市打出小槌町9-7-205		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 生け花教室・将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	さくら花育の会 大阪市北区堂島2-1-25-805		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大阪将棋普及実行委員会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大阪将棋普及実行委員会 大阪市北区中之島4-3-20-1205		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばなこども教室（十三区）	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	十三地区伝統文化いけばな親子教室実行委員会 兵庫県伊丹市千僧4-214-610		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばなこども教室（淀川区）	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	淀川地区伝統文化いけばな親子教室実行委員会 大阪市淀川区十三東5-1-62-802		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 北中道和太鼓クラブ「飛童」	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	北中道クラブ 大阪市東成区中道4-4-26		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大阪市古市伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大阪市古市和装礼法きもの教室 大阪市旭区千林2-9-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 東淀川能楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	関西能楽研究会 大阪市東淀川区菅原7-3-11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども能楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	平野町能楽教室 兵庫県明石市大久保町森田159-25		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本囲碁の会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本囲碁の会 大阪市淀川区宮原1-19-23-1117		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大阪中央地区伝統文化いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大阪中央地区伝統文化いけばなこども教室実行委員会 大阪市中央区久太郎町4-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 生活文化（おり紙・手まり、おり染め、磁石、紙工作）の親子体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	認定非営利活動法人　大阪府高齢者大学校 大阪市中央区法円坂1-1-35		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	289,000	289,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大阪市獅子舞クラブ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	子ども全交大阪市獅子舞クラブ 大阪市東成区玉津2-19-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	256,000	256,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 狂言おやこ教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	狂言こども教室実行委員会 神戸市東灘区鴨子ヶ原3-6-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 放課後教室「みどりいきいき学習親子交流会」	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人　緑・ふれあいの家 大阪市鶴見区緑3-3-3	4120005015837	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	317,000	317,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 焼野いきいき学習親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	焼野いきいき学習親子教室実行委員会 大阪市鶴見区焼野1-3-44		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	216,000	216,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 鶴見南いきいき学習親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	鶴見南いきいき学習親子教室実行委員会 大阪市鶴見区鶴見2-17-22		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	231,000	231,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大阪ひまわり伝統文化の会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大阪ひまわり伝統文化の会 大阪市淀川区木川東4-7-23サンマンション新大阪204		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大阪祭り衆鼓組	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大阪祭り衆鼓組 大阪市東淀川区木川西4-4-2-111		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 関西伝統文化囲碁の会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	関西伝統文化囲碁の会 大阪府交野市郡津1-1-411		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 都島こども能楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	都島能楽塾 大阪市西区土佐堀3-3-36		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども仕舞・謡教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	東成能楽隊 大阪府吹田市山田西3-33		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 旭地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな小原流旭地区伝統文化こども教室実行委員会 大阪市旭区中宮2-17-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 文の里こども能楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	能楽道場 大阪市阿倍野区文の里4-24-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ながやで狂言	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	百年長屋狂言教室 大阪市東成区中道3-2-28		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 太鼓、踊り、音頭教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	玉出子ども会 大阪市西成区玉出中2-11-24-301		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	413,000	413,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 能楽・仕舞親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	能楽普及座 大阪市北区天満4-11-14		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 能楽・大鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	天鼓の集い 兵庫県西宮市樋ノ口町2-8-26		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 堺市日本舞踊子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	花洸会 大阪府堺市堺区霞ケ丘町2-2-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 堺市中区伝統文化和装礼法親子教室実行委員会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	堺市中区伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 大阪府堺市中区八田寺町141-54		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化（箏）親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	箏教室わーおんクラブ 大阪府和泉市いぶき野1-10-9		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 金岡子どもお琴教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	琴・三絃・尺八教室 大阪府堺市北区長曽根町3018-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 「よく見よう郷土堺」の会　木材と花	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	「よく見よう郷土堺」の会 大阪府堺市堺区陵西通2-15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	317,000	317,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 わかばいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	正風未生会わかばいけばな教室実行委員会 大阪府堺市堺区柳之町東1-2-9		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化箏親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	堺市邦楽協会 大阪府富田林市新青葉ヶ丘町2-24		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 津久野将棋親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	津久野将棋クラブ 大阪府堺市西区津久野町3-24-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	327,000	327,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 金岡町いけばな茶道こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化こども教室いけばな茶道実行委員会 大阪府堺市北区金岡町1086		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 堺市南区伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	堺市南区伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 大阪府堺市南区庭代台1-21-15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化こども作法教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本現代作法会大阪支部 豊中市曽根西町3-7-5-301		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	332,000	332,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 豊中こども能楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	和文化振興協会 豊中市宮山町1-9-5-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 豊中こども雅楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	とよなか雅楽倶楽部 豊中市上野西1-3-15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 能楽・仕舞こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	豊中こども能楽塾 豊中市緑丘2-4-18		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子どもおさほう教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	次世代に作法を伝える会　北摂支部 豊中市緑丘5-5-14		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 豊中市上新田伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	豊中市上新田装道和装礼法きもの教室 豊中市上新田3-3-31		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子ども能教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人　関西コミュニティ協会 大阪府池田市城南２丁目７番１号	3120905004527	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	255,000	255,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 夏休み　こども能楽教室　仕舞・太鼓	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	池田こども能楽クラブ 兵庫県西宮市甲陽園東山町９-３４-３０３		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 能楽笛こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	池田能管クラブ 大阪府摂津市千里丘６－３７－１０２２		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 呉羽の里こども狂言クラブ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	呉羽の里こども狂言クラブ 大阪府池田市旭丘２－５－１０		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	茶ちゃChaの会 大阪府吹田市岸部北3丁目6−3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 吹三地区いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	吹三地区伝統文化いけばな親子教室実行委員会 大阪府吹田市山田西3-21 1-601		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	吹田市茶花道会 大阪府吹田市原町2丁目4-19		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 吹田市伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	吹田市装道和装礼法きもの教室 大阪府吹田市泉町2-32-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 吹田地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	吹田地区伝統文化いけばな親子教室実行委員会 大阪府豊中市上新田4-30-7アンビエント桃山台302		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	256,000	256,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	泉大津日本舞踊の会 大阪府泉大津市旭町23-27		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 浜街道親子狂言教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	泉大津市浜街道狂言教室 大阪府泉大津市神明町7-15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども能楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	梅田能楽倶楽部 兵庫県川西市平野２－２３－２７		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばな子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化いけばな子ども教室 大阪府高槻市寿町２－８－９		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	84,000	84,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化お琴三味線体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	えん（邦楽普及団体） 大阪府高槻市古曽部町２－１４－１０－４０１		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	405,000	405,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ちびっ子連吟・仕舞隊	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	たかつき能楽に親しむ会 大阪府高槻市高槻町１２－６		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化北山親子茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化北山親子茶道教室 大阪府枚方市北山1丁目43−13		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	356,000	356,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化北山親子いけ花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化北山親子いけ花教室 大阪府枚方市北山1丁目41−30		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	375,000	375,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 楠葉伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	楠葉伝統文化いけばな親子教室 大阪府枚方市楠葉丘2−4−4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	116,000	116,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ひらかた狂言倶楽部	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	ひらかた狂言倶楽部 大阪府枚方市長尾台１-16-15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばな小原流茨木地区伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな小原流茨木地区伝統文化親子教室 大阪府茨木市春日一丁目4-41		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 彩都伝統文化こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	茨木市茶華道彩都はじめ会 大阪府茨木市彩都あさぎ2-6-11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化茶道子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化茶道裏千家子供教室 大阪府茨木市永代町4-301		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	63,000	63,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子ども河内太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	子ども河内太鼓 大阪府八尾市緑ヶ丘５－１２９－２５		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	282,000	282,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大木地区伝統文化伝承教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大木地区伝統文化保存会 大阪府泉佐野市大木441		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 泉佐野子ども百人一首	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	泉佐野子ども百人一首（ブルーウイングス） 大阪府堺市南区城山台5-1-36		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 富田林市伝統文化こども華道・茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	富田林市伝統文化こども茶華道教室実行委員会 富田林市甲田2－6－22		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 富田林市伝統文化こども仁輪伽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	地車愛好会　河秋会 富田林市嬉799-6北野方		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化こども日本舞踊教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	和・輪・WA　こども日本舞踊教室 大阪府寝屋川市成田西町6-22		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 囲碁将棋親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	寝屋川囲碁将棋街づくりの会 大阪府寝屋川市香里新町21-12		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子剣道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	小山田桃美道場 大阪府河内長野市荘園町31-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 河内長野市伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大阪府河内長野市伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 大阪府河内長野市大矢船南町15-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	284,000	284,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和文化を楽しむ！	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	玉舟会 大阪府河内長野市野作町5-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	435,000	435,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 河内長野いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	河内長野いけばな親子教室 大阪府河内長野市南花台6-9-13		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	230,000	230,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 華道・茶道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	華・遊びの会 大阪府松原市南新町１－７－８		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	398,000	398,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 南條太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	野崎第一こども会育成会 大東市野崎3-5-14		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大東市　中央地区いけばなワクワク教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな小原流　大東市中央地区伝統文化こども教室実行委員会 大東市赤井2-8-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 「日本の文化を知る」大東親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	ムラサキの会 大東市深野4-8-34		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	220,000	220,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 須波麻太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	中垣内こども会育成会 大東市中垣内1-5-25		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	140,000	140,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 住道第一ブロックこども育成会　茶華道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	住道第一ブロックこども育成会 大東市谷川1-5-31		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	251,000	251,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 押廻地車保存会　太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	押廻地車保存会 大東市栄和町11-18		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	105,000	105,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和泉五色百人一首教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	五色百人一首サークルきりんの会 大阪府岸和田市上松町511-35		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	422,000	422,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 南横山伝統文化教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	南横山笹踊り保存会 大阪府和泉市父鬼町201		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和泉狂言教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	和泉狂言研究所 大阪市中央区糸屋町1-4-12-202		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いずみのくに伝統文化子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	TOSS大阪天馬 大阪府泉佐野市日根野7194-207		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 信太山盆踊り継承事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	泉州信太山盆踊り保存会 大阪府和泉市太町372-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	285,000	285,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 祭り囃子継承事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	上市祭り委員会 大阪府柏原市上市2-1-11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子どもおさほう教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	次世代に作法を伝える会 大阪府柏原市堂島町3番17号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 柏原市伝統文化教室事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	柏原市伝統文化教室実行委員会 大阪府柏原市大県4-10-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	394,000	394,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	朱邦の会 東大阪市神田町3-27		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	253,000	253,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和を楽しもう！(東大阪)	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	和文化の会 東大阪市荒川3-10-19		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	336,000	336,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子ども上方舞教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	山村若佐紀上方舞研究会 東大阪市小阪本町1-14-20		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	250,000	250,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 獅子神楽・祭り囃子親子体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	加納文化伝統保存会 東大阪市加納2-6-22		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 祭り囃子継承事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	角田地車保存会 東大阪市角田3-3-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 祭り囃子親子体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	古箕輪地車曳行会 東大阪市新鴻池町14-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 獅子神楽・祭り囃子継承事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	川田郷土芸能保存会 東大阪市川田2-17-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 祭りぱやしの親子体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	今米自治会 東大阪市今米1-11-29		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 玉美校区茶道教室同好会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	玉美校区茶道教室同好会 東大阪市瓜生堂1-16-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	60,000	60,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 吉原伝統文化保存継承委員会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	吉原伝統文化保存継承委員会 東大阪市吉原1-8-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	379,000	379,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	泉南市文化協会 大阪府泉南市樽井1丁目1-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本剣道形親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人まほろば剣道教室 大阪府四條畷市岡山東四丁目１８番３０号	6122005003480	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化交野箏曲こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	沢井箏曲院関西支部交野 大阪府交野市向井田3-332-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 「らくらく囲碁」の会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	らくらく囲碁の会 大阪府大阪狭山市今熊7-189-１Ｄ1304		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 朝日町笛太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	朝日町笛太鼓教室 大阪府阪南市尾崎町3-7-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 尾崎宮本町笛太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	尾崎宮本町笛太鼓教室 大阪府阪南市尾崎町2-12-37		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	363,000	363,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 皿田能能楽こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	皿田能実行委員会 大阪府阪南市箱作950		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	378,000	378,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 相生町笛太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	相生町笛太鼓教室 大阪府阪南市尾崎町2-12-20		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 箱作西笛太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	箱作西笛太鼓教室 大阪府阪南市箱作1770-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	242,000	242,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 自然田上組笛太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	自然田上組笛太鼓教室 大阪府阪南市自然田1750-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	396,000	396,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 自然田東組笛太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	自然田東組笛太鼓教室 大阪府阪南市自然田1600		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	396,000	396,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 自然田上東組笛太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	自然田上東組笛太鼓教室 大阪府阪南市自然田714-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	396,000	396,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 新町笛太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	新町笛太鼓教室 大阪府阪南市新町281		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	340,000	340,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 神戸子どもカルタ教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	神戸子ども百人一首協会 兵庫県神戸市北区大原1-9-16		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子供歌舞伎と日本舞踊の教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	神戸農村歌舞伎保存会 兵庫県神戸市北区緑町3-2-42		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	327,000	327,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 将棋親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	摩耶将棋倶楽部 兵庫県神戸市灘区灘南通5丁目5番2-502号室		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども能楽塾	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	阪神こども能楽塾 兵庫県西宮市池田町12-33-1908足立方		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 茶道を楽しむこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	関西能楽振興会 大阪府大阪市淀川区東三国1-4-22		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 灘アフタースクール将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	灘アフタースクール将棋教室 兵庫県神戸市灘区稗原町2-2-21		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	稗田わくわくクラブ 兵庫県神戸市灘区岸地通4-2-1稗原小学校内		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 詩吟親子体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	吟道摂楠流神戸地区連合会 兵庫県神戸市北区泉台1-6-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	232,000	232,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子どもいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人　兵庫県子ども文化振興協会 兵庫県神戸市中央区東川崎町1-5-7神戸情報文化ビル3F文化村	6122005003480	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	344,000	344,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 夏休み小鼓こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	小鼓JAPONこども教室実行委員会 兵庫県西宮市甲陽園目神山町16-22		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 神戸こども能楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	神戸こども能楽教室実行委員会 兵庫県神戸市灘区鶴甲5-1-50ライブタウン翠光505		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 垂水子ども生け花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	神戸垂水おやこ劇場 兵庫県神戸市垂水区大町3丁目2-10オーキッドコート垂水205号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	143,000	143,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 神戸キッズ茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	神戸キッズ茶道教室 兵庫県神戸市東灘区住吉本町1-21-16-301		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 若宮親子いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	スポーツクラブ21若宮のりのりクラブ 兵庫県神戸市須磨区若宮町2-1-21		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	350,000	350,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 六甲丹生かぶき親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	六甲丹生かぶき 兵庫県神戸市北区緑町3丁目12番7号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども能楽　仕舞・謡・小鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	魚崎能楽こども教室 兵庫県神戸市東灘区魚崎中町1-9-16-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 邦楽を知ろう!楽体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	こうべ邦楽ワークショップ 兵庫県神戸市兵庫区和田宮通5-4-17		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 能楽こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	須磨能楽こども教室 兵庫県神戸市須磨区大田町4-1-4エル・セレーノ須磨701		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 須磨こども将棋倶楽部	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	須磨こども将棋倶楽部 兵庫県神戸市須磨区東町1-6-1-143		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	862,000	862,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 六甲道こども能楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	和楽の会 兵庫県神戸市灘区稗原町1-3-16		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 相坂秋祭り継承親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	相坂祭り実行委員会 兵庫県姫路市香寺町相坂187		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	197,000	197,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 祭り太鼓・幟の保存教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	英賀清水町祭典委員会 兵庫県姫路市飾磨区英賀清水町3丁目54		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 あずま太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	あずま太鼓 兵庫県姫路市別所町北宿1379		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	203,000	203,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伊和の里こども茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伊和の里こども茶道教室実行委員会 兵庫県姫路市西庄甲390-13		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	304,000	304,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 岩部祭り太鼓こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	岩部祭り保存会 兵庫県姫路市香寺町岩部208-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 岩屋伝統行事親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	岩屋伝統行事保存会 兵庫県姫路市豊富町神谷1481 岩屋公民館内		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 上野祭り親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	上野祭り保存会 兵庫県姫路市船津町5284-18		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 牛谷丁獅子舞子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	牛谷丁獅子舞子ども教室実行委員会 兵庫県高砂市北浜町牛谷564-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 江鮒祭り屋台伝統親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	江鮒祭り伝統保存会 兵庫県姫路市豊富町豊富1784		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	243,000	243,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 恵美酒宮玉地屋台文化保存親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	恵美酒宮玉地屋台文化保存会 兵庫県姫路市飾磨区玉地53		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大沢氏神祭礼屋台伝承事業教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大沢屋台保存会 兵庫県姫路市船津町5300-35		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大塩天満宮北脇丁獅子舞親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大塩天満宮北脇丁獅子舞保存会 兵庫県高砂市北浜町北脇351-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 岡田子供会育成会親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	岡田子供会育成会 兵庫県姫路市岡田580番地2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 奥山獅子舞子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	奥山獅子舞保存会 兵庫県姫路市奥山202		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	親子茶道会 兵庫県姫路市北条1053-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	233,000	233,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 鍛治内伝統行事親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	鍛治内伝統行事保存会 兵庫県姫路市豊富町豊富2406-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	348,000	348,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 春日町秋祭り親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	春日町祭礼委員会 兵庫県姫路市飾磨区英賀春日町2丁目38 春日町集会所内		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	348,000	348,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 勝原校区子ども伝統文化教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	勝原校区子ども伝統文化教室 兵庫県姫路市勝原区宮田489-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	224,000	224,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 金竹獅子舞親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	金竹獅子保存会 兵庫県姫路市豊富町御蔭1197-2 金竹公会堂内		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 生矢神社秋季例大祭	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	亀山祭典文化保存会 兵庫県姫路市亀山203-15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 加茂屋台太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	加茂太鼓打ち会 兵庫県姫路市飾磨区加茂北44-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	387,000	387,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 苅屋地区祭礼行事における太鼓および幟唄教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	苅屋祭礼行事保存会 兵庫県姫路市的形町的形1783-34		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	419,000	419,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 北八代太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	北八代太鼓保存委員会 兵庫県姫路市北八代1丁目13-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 旧松原村獅子舞つり子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	旧松原村獅子舞保存会 兵庫県姫路市白浜町甲656		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 栗橋伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	栗橋伝統文化保存会 兵庫県姫路市豊富町御蔭1511-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 黒田村伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	黒田村伝統文化保存会 兵庫県姫路市豊富町神谷195		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	418,000	418,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 獅子舞保存教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	桑原伊伝居獅子舞保存会 兵庫県姫路市伊伝居75-15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	276,000	276,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 御幸伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	御幸伝統文化保存会 兵庫県姫路市飾磨区御幸36		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 児嶋祭礼行事子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	児嶋祭礼行事保存会 兵庫県姫路市的形町的形798-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 神谷盆踊り親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	神谷盆踊り保存会 兵庫県姫路市豊富町神谷2795-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 御着獅子舞子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	御着獅子舞保存会 兵庫県姫路市御国野町御着814		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	409,000	409,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 神種伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	神種祭礼文化保存会 兵庫県姫路市夢前町神種483		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	268,000	268,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 栄町祭り太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	栄町祭り太鼓保存会 兵庫県姫路市飾磨区栄町17-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化茶道こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	茶道文化保存会 兵庫県姫路市青山一丁目29-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 思案橋太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	思案橋太鼓保存会 兵庫県姫路市飾磨区加茂225		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 妻鹿まつりの奉納獅子舞継承保存会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	獅子舞継承保存会 兵庫県姫路市飾磨区妻鹿887		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	293,000	293,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 清水町祭り保存会こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	清水町祭り保存会 兵庫県姫路市飾磨区恵美酒130-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	257,000	257,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 下野子供屋台秋祭り継承親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	下野自治会子供育成支援部 兵庫県姫路市広畑区西蒲田1846-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 城北桑原太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	城北本町評議会 兵庫県姫路市城北本町15-29 603		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	338,000	338,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 城山町祭礼行事親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	城山町祭り実行委員会 兵庫県姫路市広畑区城山町1400-56-401		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 清水町秋祭り親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	清瑞会 兵庫県姫路市広畑区清水町1-10-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 曽左「子ども茶の湯」教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	曽左「子ども茶の湯」教室実行委員会 兵庫県姫路市書写411-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	51,000	51,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大日祭盆踊り親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大日祭盆踊り保存会 兵庫県姫路市船津町885		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 高町獅子笛こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	高町獅子笛保存会 兵庫県姫路市飾磨区高町1-177-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 地祭り太鼓子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	地祭り太鼓保存会 兵庫県姫路市的形町的形804-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	283,000	283,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 中地伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	中地祭礼行事保存会 兵庫県姫路市中地351-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 津市場屋台太鼓こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	津市場屋台世話役会 兵庫県姫路市網干区津市場763-11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化しらさぎ子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化しらさぎ子ども教室実行委員会 兵庫県姫路市打越24-11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 都倉町祭り伝統継承こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	都倉町祭り伝統保存会 兵庫県姫路市飾磨区清水1-18-1001		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	218,000	218,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 苫編まつり文化こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	苫編まつり文化こども教室実行委員会 兵庫県姫路市苫編南2丁目20-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	101,000	101,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 中島「獅子保存会」伝統文化こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	中島民芸保存会 兵庫県姫路市飾磨区中島1088-4（中島自治会館事務所内）		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 中仁野秋祭り継承親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	中仁野祭り実行委員会 兵庫県姫路市香寺町中仁野40		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 中野獅子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	中野獅子保存会 兵庫県姫路市船津町3675		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 獅子舞こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	中之丁獅子舞保存会 兵庫県姫路市大塩町159-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	393,000	393,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 中野祭り太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	中野祭り太鼓保存会 兵庫県姫路市船津町3579-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 本町南秋祭り親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	南翔会 兵庫県姫路市広畑区本町2丁目29-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 祭り太鼓子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	仁色祭り保存会 兵庫県姫路市船津町4288-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 西多田祭り太鼓こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西多田屋台保存会 兵庫県姫路市山田町多田888		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 西延末祭りこども親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西延末祭り保存会 兵庫県姫路市西延末290		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 西濱丁獅子舞・笛・指手竹教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西濱丁屋台世話人会 兵庫県高砂市北浜町西浜505-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 西八代町子供屋台太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西八代町子供屋台太鼓継承会 兵庫県姫路市西八代町16-16		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	327,000	327,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 八幡地区播州伊勢音頭親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	八練会 兵庫県姫路市船津町2524		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 浜の宮祭り文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	浜の宮祭り文化こども教室実行委員会 兵庫県姫路市飾磨区大浜80-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 夏休み無料体験日本舞踊親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	はりま芸能まいシアター 兵庫県姫路市東今宿3丁目8番5号　ロワイヤル東今宿501		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	352,000	352,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 須加秋祭り太鼓教室及び播州屋台文化勉強会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	「播州飾磨・浜の宮台場差し」須加太鼓保存会 兵庫県姫路市飾磨区須加165-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	333,000	333,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 飯田秋祭り太鼓教室及び播州播磨屋台文化勉強会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	播州播磨飯田太鼓保存会 兵庫県姫路市飯田2丁目131		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 東之丁獅子舞獅子笛教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	東之丁獅子舞獅子笛保存会 兵庫県姫路市大塩町182-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 東延末子ども会秋祭り文化教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	東延末祭典文化保存会 兵庫県姫路市東延末2丁目156		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	145,000	145,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 東堀町祭り太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	東堀町祭り太鼓保存会 兵庫県姫路市飾磨区東堀1-1 プレステージ飾磨駅前Ⅲ 303		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 姫路こども能楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	姫路こども能楽教室実行委員会 兵庫県姫路市飯田3丁目250-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 姫路城の北獅子の会親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	姫路城の北獅子の会 兵庫県姫路市北八代2-3-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 姫路書道キッズ教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	姫路書道キッズ実行委員会 兵庫県姫路市船橋町2-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 姫路城薪能体験小中学生親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	姫路薪能奉賛会 兵庫県姫路市下寺町43（㈱清交倶楽部内）		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 地元大学と地元少年柔道教室との地域活動交流連携事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	姫路獨協大学少年柔道育成会 兵庫県姫路市上大野7-2-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	401,000	401,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 百人一首に親しむ会こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	百人一首に親しむ会 兵庫県姫路市四郷町東阿保845-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 広瀬南秋祭り親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	広瀬南秋祭り保存会 兵庫県姫路市香寺町広瀬37-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	346,000	346,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 深志野獅子舞親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	深志野獅子舞保存会 兵庫県姫路市御国野町深志野950-132		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 深志野祭り屋台親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	深志野屋台保存会 兵庫県姫路市御国野町深志野714		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 福泊祭礼行事親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	福泊子ども会 兵庫県姫路市的形町福泊347		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 北条祭り太鼓こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	北条祭り太鼓保存会 兵庫県姫路市北条宮の町370		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	297,000	297,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 保城勝松神社祭礼行事親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	保城勝松神社祭礼行事保存会 兵庫県姫路市保城323-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 細野伝統行事親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	細野伝統行事保存会 兵庫県姫路市豊富町神谷2720 細野公民館内		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 別所東神楽親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	別所東子供会 兵庫県姫路市別所町別所1688-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 正八幡神社例祭にかかる伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	御立祭典委員会 兵庫県姫路市船津町1445		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 南恒屋秋祭り親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	南恒屋秋祭り保存会 兵庫県姫路市香寺町恒屋37-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 南山河地区祭礼行事における太鼓および幟唄教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	南山河祭礼行事保存会 兵庫県姫路市東山337-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 飾磨区宮獅子舞こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	宮獅子舞保存会 兵庫県姫路市飾磨区宮4-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 宮町西祭り太鼓こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	宮町西祭り太鼓実行委員会 兵庫県姫路市飾磨区英賀宮町2-148-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 宮台場差し太鼓こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	宮町播州飾磨祭台場差し保存会 兵庫県姫路市飾磨区宮16番26		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 獅子笛こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	宮本丁獅子舞こども教室実行委員会 兵庫県姫路市大塩町518		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 矢倉西祭り太鼓こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	矢倉西祭り太鼓保存会 兵庫県姫路市飾磨区矢倉町2丁目30-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 八代大歳太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	八代大歳太鼓保存委員会 兵庫県姫路市八代宮前町13-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	315,000	315,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 安田四丁目子ども会祭り太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	安田四丁目秋祭り伝統保存会 兵庫県姫路市安田4-108		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	235,000	235,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 やすむろ茶道子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	やすむろ茶道子ども教室実行委員会 兵庫県姫路市勝原区山戸196-1 メゾンジュルメ205		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	287,000	287,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 矢田部秋祭り教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	矢田部秋祭り保存会 兵庫県姫路市香寺町矢田部661-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 薮田屋台親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	薮田屋台保存会 兵庫県姫路市豊富町御蔭1937		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 八幡こども茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	八幡こども茶道教室実行委員会 兵庫県姫路市広畑区蒲田1148		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばなサークル伝統文化こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばなサークル伝統文化こども教室 兵庫県尼崎市東本町4-17-28		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	233,000	233,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 尼崎親子将棋入門教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	尼崎将棋普及実行委員会 兵庫県尼崎市浜田町5-6-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	733,000	733,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 尼崎・小田親子将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	尼崎・小田将棋倶楽部 兵庫県尼崎市潮江1-6-4-303		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	862,000	862,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 尼崎浄瑠璃教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本文化を知る会 兵庫県神戸市灘区岩屋北町4-3-12-605		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 あまがさき能楽子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	尼崎伝統文化を楽しむ会 兵庫県神戸市東灘区岡本7-12-16-202		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 尼崎こども能楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	尼崎こども能楽教室実行委員会 兵庫県尼崎市富松町2-23-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 尼っ子能楽お囃子（お笛）倶楽部	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	能楽普及の会 兵庫県宝塚市すみれが丘3-6-1-213		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子どもいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	未生流笹岡師範会（兵庫） 京都市左京区田中里ノ前町87未生流会館家元事務所内		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	95,000	95,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大蔵谷獅子舞親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大蔵谷獅子舞保存会 兵庫県明石市大蔵本町6-10（稲爪神社）		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	416,000	416,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 詩吟親子体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	吟道摂楠流　明石吟詠会 兵庫県明石市西明石南町１丁目５－７		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	256,000	256,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 明石　箏・十七絃・三絃　親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	邦楽グループ　ゆほびか明石 兵庫県明石市二見町西二見844-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 三味線・お箏体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	明石和楽器を伝承する会 兵庫県明石市鳥羽1502-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 五色百人一首　大久保道場	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	五色百人一首練習会　大久保道場 兵庫県明石市大久保町谷八木564-32		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	245,000	245,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 明石を囲碁の”まち”にしよう会～親子囲碁体験教室～	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	明石を囲碁の”まち”にしよう会 兵庫県明石市本町1丁目1-32ラポス3F（明石囲碁クラブ内）		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 わくわく百人一首教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	あかし体験子ども教室 兵庫県加古郡播磨町上野添一丁目9-23		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	417,000	417,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子で楽しむ日本文化	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西宮能楽普及協会 兵庫県西宮市池田町12-33-1908　足立方		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 西宮市伝統文化和装礼法作法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西宮市伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 兵庫県西宮市甲子園口北町4-3-203		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	367,000	367,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化いけばな教室 兵庫県西宮市甲子園口4-11-25-101		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども能楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	こども能楽教室実行委員会 兵庫県西宮市浜甲子園4丁目1-24-804		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 地域子ども教室（シャコ踊り伝統芸能伝承事業）	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	芦原地区子ども会連絡協議会 兵庫県西宮市津田町3-17		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 初めての茶道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	初めての茶道親子教室 兵庫県西宮市若草町2-4-12-407		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 西宮民話よみきかせワークショップ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西宮絵本よみきかせ実行委員会 兵庫県西宮市日野町9-66		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 【伝統文化】礼法と浴衣の着装を学ぶ会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	〔伝統文化〕礼法と浴衣の着装を学ぶ会実行委員会 兵庫県西宮市甲子園口4-21-18-804		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	371,000	371,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 西宮親子将棋入門教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西宮将棋普及実行委員会 兵庫県西宮市能登町14-67-105		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 西宮夙川将棋親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西宮夙川将棋親子教室の会 兵庫県西宮市若松町5-3-304　夙川将棋教室		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 瓦木親子和太鼓伝承事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	NPO法人　人と地域の活動応援団ぽっかぽか 兵庫県西宮市大屋町10-37	1140005016621	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本民謡と三味線教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	鳳扇会　阪神支部 兵庫県伊丹市千僧6-72		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化子ども作法教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本現代作法会　西宮分会 兵庫県西宮市松原町3-33-503		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和を楽しむこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	和の心を伝える会 兵庫県西宮市甲子園口北町1-1-502		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 長唄三味線親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	長唄三味線親子教室実行委員会 兵庫県西宮市六軒町2-2-405		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 箏曲親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	箏曲教室夙泉会 兵庫県西宮市高塚町6-23		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 西宮・神戸能楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西宮・神戸能楽教室実行委員会 兵庫県西宮市能登町12-58-323		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	########	########	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 兵庫能楽子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	兵庫能楽子ども教室実行委員会 兵庫県西宮市柏堂西町7-21　京藤方		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	516,000	516,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 百人一首・暗唱教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	洲本市五色百人一首協会 兵庫県洲本市由良町由良2924-81		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 五色町こども伝統文化事業（華道・茶道）	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	五色伝統文化保存会 兵庫県洲本市五色町鳥飼上669-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 柔道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	由良柔全会 兵庫県洲本市由良４丁目15-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	230,000	230,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 楽しく学ぼうこどもの煎茶教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	楽しく学ぼうこどもの煎茶教室 兵庫県洲本市下内膳450-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	334,000	334,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 わらじクラブ大野子ども和太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	わらじクラブ 兵庫県洲本市大野1404		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	276,000	276,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 千草子ども茶道教室育成会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	千草子ども茶道教室育成会 兵庫県洲本市千草甲221-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	201,000	201,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子いけ花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	ゆり倶楽部 兵庫県洲本市本町8丁目1-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 芦屋子どもいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	華耀会 芦屋市楠町11-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	146,000	146,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化子ども作法教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本現代作法会芦屋支部 芦屋市南宮町5-18		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 芦屋親子将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	芦屋親子将棋教室 芦屋市東山町15-14		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	322,000	322,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 上方舞こども萌の会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	上方舞「萌紀会」 兵庫県尼崎市塚口町３－２０－７		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	207,000	207,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こどもくずし字・俳句教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	公益財団法人柿衛文庫 兵庫県伊丹市宮ノ前２－５－２０	9140005019105	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	342,000	342,000	100%	—	公益財団法人	国所管	3,596			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 能楽・笛こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	こども能学お囃子クラブ 大阪府大阪市淀川区東三国１－４－２２		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばな子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな子供教室 兵庫県豊岡市日高町江原162		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 洲本剣道こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	洲本剣友会 兵庫県洲本市下内膳444-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 加古川こども能楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	萬代能楽塾 大阪市東成区東今里1－3－9		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 野村伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	野村祭り保存会 加古川市八幡町野村487-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 平岡五色百人一首	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	平岡五色百人一首 加古川市野口町野口845-11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	309,000	309,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 風龍太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	風龍太鼓の会 加古川市上荘町国包611-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 船町祭りこども親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	船町屋台保存会 加古川市八幡町船町132		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 陵南親子いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	清保会 加古川市野口町良野250-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 楽しい俳句こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	俳句西加古川会 加古川市志方町志方町1748-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 茶道と作法こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	加古川西部茶道会 加古川市志方町志方町1364-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本の伝統いけばな加古川会 加古川市西神吉町大国656-58		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 赤穂こども能楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	赤穂こども能楽教室実行委員会 赤穂市上仮屋南16-15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	247,000	247,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 詩吟親子体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	吟道摂楠流総本部 明石市大久保町大窪1502-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	232,000	232,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 塩屋屋台　太鼓音頭子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	塩屋屋台保存会 赤穂市塩屋402-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	427,000	427,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 高雄獅子舞親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	高雄獅子保存会 赤穂市高雄1839		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	429,000	429,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 茶道子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	茶道裏千家赤穂普及会 赤穂市坂越1695-9		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	262,000	262,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 富吉上町秋祭り親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	富吉上町秋祭り保存会 兵庫県西脇市富吉上町121		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子で楽しむきもの＆マナー	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西脇市装道和装礼法子ども教室実行委員会 兵庫県西脇市板波町215-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	254,000	254,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 野中町秋祭り親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	野中町秋祭り保存会 兵庫県西脇市野中町239		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 楓書道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	楓書道会 兵庫県宝塚市山本台1-9-23		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 宝塚能楽子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本文化を楽しむ会 大阪市東淀川区豊里6-22-13-301		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 茶道こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	宝塚茶道同好会 兵庫県宝塚市花屋敷荘園1-1-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	283,000	283,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化子ども作法教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本現代作法会　宝塚南口分会 兵庫県宝塚市武庫山2丁目2番35号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 宝塚伝統芸能こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統芸能に親しむ友の会 兵庫県宝塚市中洲2丁目5-38		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 宝塚陶芸親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人宝塚の杜芸術倶楽部 兵庫県宝塚市上佐曽利字森ノ谷19番地	9140005021977	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 栄町屋台太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	栄町青年会 兵庫県三木市福井福井3丁目3-11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 曽根天満宮梅井屋台太鼓子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	梅井子ども会育成会 兵庫県高砂市伊保崎南26-11-204		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	三木市いけばな協会 兵庫県三木市別所町近藤186-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	150,000	150,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊親子体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	さくらの会 兵庫県川西市水明台1-1-192		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 川西市伝統文化推進事業（川西市北部地区伝統文化親子教室）	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	川西市北部地区伝統文化教室実行委員会 兵庫県川西市丸山台3-5-18		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 北部地区伝統文化推進事業（北部地区伝統文化親子教室）	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	TOSS大阪くれは 兵庫県川西市丸山台3-5-18		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 川西・北摂伝統文化推進事業（川西市・大阪北部地区伝統文化親子教室）	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大阪子ども観光大使実行委員会 兵庫県川西市丸山台3-5-18		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 住吉神社屋台太鼓こども親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	久保木町歴史保存会 兵庫県小野市久保木町978		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 黍田町年中行事保存会こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	黍田町年中行事保存会 兵庫県小野市黍田町832　黍田会館内		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 居合道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	無双直伝英信流居合術山内派鷹信道場 兵庫県小野市天神町774-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 三田焼・青磁体験講座	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人歴史文化財ネットワークさんだ 兵庫県三田市屋敷町7－33	3140005015646	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	224,000	224,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	未生流中山文甫会北摂支部 神戸市北区道場町道場62		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	62,000	62,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こうべさんだ能・狂言子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	能楽と郷土を知る会 兵庫県三田市狭間が丘3-18-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	三田将棋クラブ 兵庫県三田市ゆりのき台2-4-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	295,000	295,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 「吟と舞」で万葉の和歌を学ぶ親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	三田明吟会 兵庫県三田市相生町1－40		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	241,000	241,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 加西こども茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	加西市こども茶道教室 兵庫県加西市戸田井町388-10（善防公民館内）		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	254,000	254,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 加西こどもいけ花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	加西市こどもいけ花教室 兵庫県加西市戸田井町388-10（善防公民館内）		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	242,000	242,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 加西市子ども三味線教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	加西市子ども三味線教室 兵庫県加西市西笠原町100-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 加西将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	加西将棋連盟 兵庫県加西市西横田町735-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 泉子供太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	泉子供太鼓保存会 兵庫県加西市殿原町592-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	267,000	267,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 加西市こども狂言塾	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	加西市観光まちづくり協会 兵庫県加西市北条町横尾1000番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	172,000	172,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 丹波篠山こども狂言	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	一般社団法人ウイズささやま 兵庫県丹波篠山市黒岡191　篠山市民センター内	9140005022397	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化子どもチャレンジ教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化子どもチャレンジ教室実行委員会 兵庫県丹波市氷上町石生444-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	310,000	310,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 町組秋祭り子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	町組青年会 兵庫県加東市高岡105-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 高岡稲荷神社　北東組こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	北東組青年会 兵庫県加東市高岡1223		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 高岡北西組こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	高岡北西組青年会 兵庫県加東市高岡1542-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 県社佐保下組門前会こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	県社佐保下組門前会 兵庫県加東市ひろのが丘13-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	241,000	241,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 養父和太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	養父太鼓　鼓彩 兵庫県養父市畑1310		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	369,000	369,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 おおやホールこども和太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	おおやホール文化振興会 兵庫県養父市大屋町大屋市場20-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大屋地区伝統文化こどもいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大屋地区伝統文化いけばな親子教室実行委員会 兵庫県養父市大屋町大屋市場111		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 南あわじ子ども名句カルタ会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	南あわじ子ども名句カルタ会 兵庫県南あわじ市榎列大榎列甲16-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	280,000	280,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 稲田南郷土芸能親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	稲田南郷土芸能保存会 兵庫県南あわじ市北阿万稲田南572		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	246,000	246,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 茶道の広場	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	茶道の広場 兵庫県南あわじ市松帆高屋乙6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 花椿の会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	花椿の会 兵庫県南あわじ市松帆高屋乙6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 さくらの会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	さくらの会 兵庫県南あわじ市賀集八幡666		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 茶道子ども教室の会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	茶道子ども教室の会 兵庫県淡路市郡家189-12		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 岩屋子供だんじり踊り保存会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	岩屋子供だんじり踊り保存会 兵庫県淡路市久留麻18-3-1-401		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 淡路市五色百人一首で遊ぶ会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	淡路市五色百人一首会 兵庫県淡路市浅野南2-124		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	162,000	162,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 北淡剣友会　少年部	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	北淡剣友会　少年部 兵庫県淡路市室津2355		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	215,000	215,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 岩屋少年剣道クラブ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	岩屋少年剣道クラブ 兵庫県淡路市釜口450		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 津名剣友会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	津名剣友会 兵庫県淡路市志筑3123番地1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	293,000	293,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 宇原獅子舞	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	宇原獅子舞保存会 兵庫県宍粟市山崎町宇原929		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	298,000	298,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子和太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	宍粟和太鼓アーツ倶楽部 兵庫県宍粟市山崎町山崎180-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 波賀町こども茶華道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	波賀町こども茶華道教室実行委員会 兵庫県宍粟市一宮町伊和257		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	330,000	330,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伊津地区春日神社秋季例祭屋台太鼓・しで・伊勢音頭伝承教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伊津地区春日振興会 たつの市御津町岩見942-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子茶道ちゃちゃくらぶ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	親子茶道ちゃちゃくらぶ たつの市御津町中島141		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統武道（柔道）を通じての世代間・地域間活き活き交流活動事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	龍野若竹会 たつの市龍野町富永1005-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 若葉会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	若葉会 たつの市新宮町井野原180		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	189,000	189,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 多可町伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	多可町伝統文化親子教室実行委員会 兵庫県多可郡多可町中区中村町123		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	397,000	397,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 屋台太鼓子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西川辺屋台太鼓保存会 兵庫県神崎郡市川町西川辺350-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 西川辺南区まつり太鼓　親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西川辺南区祭り太鼓保存会 兵庫県神崎郡市川町西川辺681-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	383,000	383,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 西川辺東区盆踊り大会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西川辺東区盆おどり保存会 兵庫県神崎郡市川町西川辺954-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 澤中部秋祭り太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	澤中部壮年会 兵庫県神崎郡市川町澤463-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 奥祭り太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	奥祭り保存会 兵庫県神崎郡市川町甘地659-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子教室事業（甘地獅子舞親子教室）	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	甘地獅子舞保存会 兵庫県神崎郡市川町甘地349-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	293,000	293,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 鶴居まつり屋台親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	鶴居まつり屋台保存会 兵庫県神崎郡市川町鶴居212		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 西田中秋まつり伊勢唄太鼓こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西田中まつり運営委員会 兵庫県神崎郡市川町西田中160-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 播磨町野添中部秋祭り親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	播磨町野添中部子供会育成会 兵庫県加古郡播磨町西野添3丁目21-24		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 長野太鼓　親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	長野太鼓保存会 兵庫県神崎郡福崎町高岡1124-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 井ノ口こども屋台太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	井ノ口屋台保存会 兵庫県神崎郡福崎町西田原362-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	383,000	383,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和楽親子太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人　和楽 兵庫県神崎郡福崎町南田原331	7140005023521	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 恵美須神社奉納相撲　親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	恵美須神社奉納相撲伝承会 兵庫県神崎郡福崎町西田原337-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	430,000	430,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 高橋太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	高橋太鼓保存会 兵庫県神崎郡福崎町高橋55		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 西治太鼓　親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西治太鼓保存会 兵庫県神崎郡福崎町西治244-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 祭り保存会親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	田尻区祭り保存会 兵庫県神崎郡福崎町西田原1831-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 山崎太鼓　親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	山崎太鼓保存会 兵庫県神崎郡福崎町山崎937		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 二之宮神社幟芸　親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	二之宮神社幟芸保存会 兵庫県神崎郡福崎町山崎697		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 福田子供「屋台・太鼓」教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	福田祭り太鼓・囃子保存会 兵庫県神崎郡福崎町福田202-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 福田子供「八朔盆踊り」教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	福田八朔祭り保存会 兵庫県神崎郡福崎町福田783-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 西治幟芸　親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西治幟芸保存会 兵庫県神崎郡福崎町西治1492-24		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 常住寺こども盆踊り親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	常住寺盆踊り保存会 兵庫県神崎郡福崎町八千種2164-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	297,000	297,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 庄祭りこども親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	庄祭り保存会 兵庫県神崎郡福崎町八千種4102-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 鍛冶屋こども屋台太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	鍛冶屋祭り保存会 兵庫県神崎郡福崎町八千種4089-32		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	387,000	387,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 八反田区秋祭り保存会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	八反田区秋祭り保存会 兵庫県神崎郡福崎町南田原2485-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 余田子ども「屋台太鼓」教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	余田祭り保存会 兵庫県神崎郡福崎町八千種394-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 余田浄舞子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	余田大歳神社浄舞保存会 兵庫県神崎郡福崎町八千種641		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 駅前祭り太鼓こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	駅前祭り保存会 兵庫県姫路市香寺町溝口225-55		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 西野祭り太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西野祭り保存会 兵庫県神崎郡福崎町南田原3131-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	254,000	254,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	山野里子供茶道教室推進会 兵庫県赤穂郡上郡町山野里2578番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子ども将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	佐用子ども将棋教室 兵庫県佐用郡佐用町末広1952-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 郷土芸能【仁輪加太鼓】の継承に係る親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	小松原仁輪加保存会 兵庫県高砂市荒井町小松原4丁目121-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	126,000	126,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 高砂神社秋祭り　戒町車楽（だんじり）親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	戎町自治会 兵庫県高砂市高砂町宮前澄1081番地の6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 高砂・こども仕舞教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	高砂こども仕舞教室実行委員会 兵庫県高砂市高砂町次郎助町1625		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 高砂神社みこし白和幣（しで）・頭家伝承教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	高砂神社秋祭り保存会 兵庫県高砂市高砂町東宮町190		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 屋台太鼓及び舞子芸・車楽太鼓　親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	農人町若頭会 兵庫県高砂市高砂町農人町1856-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 高砂神社　高砂西畑祭り太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西畑祭典委員会 兵庫県高砂市西畑2丁目4-16		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 高砂神社浜田町だんじり屋台芸親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	浜田町祭典委員会 兵庫県高砂市高砂町浜田町1丁目7-20		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 高砂神社藍屋町秋祭り舞子芸および屋台太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	藍屋町祭典委員会 兵庫県高砂市高砂町藍屋町1711-9		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	414,000	414,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 高砂神社高砂中部獅子舞親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	高砂中部保存会 兵庫県高砂市高砂町北本町1170-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 高砂神社高砂中部祭り太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	高砂中部祭典委員会 兵庫県高砂市高砂町北本町1170-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 扇町獅子舞・太鼓こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	扇町青年会 兵庫県高砂市荒井町扇町2-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	270,000	270,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 百人一首で遊ぼう！	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	和文化芸術振興会 大阪府大阪市城東区今福西5-1-25-807		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本の文化を学ぼう「伝統文化親子香道教室」	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	公益財団法人お香の会 奈良県奈良市西ノ京町457番地	7130005005495	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—	公益財団法人	国所管	3,596			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子ども太鼓「秋篠」太鼓・民舞教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	奈良民舞の会 京都府相楽郡精華町光台8-18-15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 佐保川能楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	佐保川能楽教室 奈良県奈良市四条大路1-15-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 奈良市伝統文化親子茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	奈良市伝統文化親子茶道教室 奈良県奈良市南肘塚町139-12		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	358,000	358,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 奈良市伝統文化春日親子いけ花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	奈良市伝統文化春日親子いけ花教室 奈良県奈良市南肘塚町139-12		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	375,000	375,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化こども作法教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本現代作法会　奈良支部 奈良県生駒市東生駒1丁目351-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	363,000	363,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 SOPHIA CHA-DOU　CLUB　親と子の茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	SOPHIA CHA-DOU　CLUB 奈良県奈良市敷島町1丁目539-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 若草こども狂言教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	若草こども狂言を育てる会 奈良県奈良市奈良阪町2316番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	327,000	327,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 奈良　親子将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	奈良子ども将棋会 奈良県奈良市帝塚山三丁目7番22　石川高行　気付		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	90,000	90,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども日本舞踊教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	つぼみ会 奈良県奈良市高畑町738		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大和郡山子供わくわく教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大和郡山子供わくわく教室実行委員会 奈良県大和郡山市新町537-11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子供神楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	郡山八幡神社子供神楽会 奈良県大和郡山市柳四丁目25		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 華粋伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	華粋会実行委員会 奈良県奈良市西大寺芝町1-9-33		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	########	########	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 井戸堂百人一首教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	井戸堂百人一首クラブ 奈良県桜井市池ノ内1231-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 天理能楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	天理能楽教室 奈良県天理市東井戸堂町96-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 山の辺こども能楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	山の辺こども能楽教室 奈良県天理市成願寺町96-19		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 天理能楽お囃子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	天理能楽お囃子教室 奈良県天理市東井戸堂町96-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 山の辺お囃子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	山の辺お囃子教室 奈良県天理市森本町871		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 前栽百人一首教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	前栽百人一首教室 奈良県天理市前栽町119-30		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 天理百人一首教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	天理百人一首教室 奈良県天理市田井庄町308-12		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 天理市伝統文化わくわく教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	天理市伝統文化わくわく実行委員会 奈良県天理市杣之内町917-3-202		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 橿原百人一首教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	橿原百人一首教室 奈良県橿原市上品寺町440-1　B303		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統体験　お箏編	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	うさみみ会 奈良県桜井市戒重250-5　ヒラタビル3F		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 御所子供わくわく教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	御所子供わくわく教室実行委員会 奈良県御所市柏原1587-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 九品寺雅楽こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	奈良葛城楽所雅遊会 奈良県御所市楢原1188		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化こども作法教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本現代作法会　生駒支部 奈良県奈良市千代ヶ丘3-4-20		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	360,000	360,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大和いこまっこ狂言クラブ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大和いこまっこ狂言クラブ 奈良県生駒市東旭ヶ丘12-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 うだ子ども能楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	うだ子ども能楽教室 奈良県宇陀市大宇陀下片岡542		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子ども和太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	和太鼓　奏 奈良県宇陀市菟田野古市場276-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	411,000	411,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 詩舞	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	詩舞きょう風会 奈良県宇陀市榛原ひのき坂2-2-23		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	307,000	307,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 宇陀百人一首教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	宇陀百人一首教室 奈良県宇陀市榛原榛見が丘1-5-13		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 山添村わらべうた保存会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	山添村わらべうた保存会 奈良県山辺郡山添村西波多４９２２		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	126,000	126,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 御殿万歳こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	山添村御殿万歳保存会 奈良県山辺郡山添村伏拝６４２－１		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	33,000	33,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 やまぞえ書を楽しむ会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	やまぞえ書を楽しむ会 奈良県山辺郡山添村西波多４９２２		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	129,000	129,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 平群伝統文化「Reiwa-2育成プロジェクト」	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	一般社団法人くまがしクラブ 奈良県生駒郡平群町大字福貴72番地	3150005008921	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 囲碁親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	川西町子ども会連合会 奈良県磯城郡川西町結崎32番地の1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	300,000	300,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 みんなで楽しく！子ども能楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化を次世代へつたえる会 奈良県磯城郡田原本町秦庄２６８－２		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ステップアップ！子ども能楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化を次世代へつたえる会 奈良県磯城郡田原本町秦庄２６８－２		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 王寺町伝統文化子ども落語教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	王寺町伝統文化子ども落語教室実行委員会 奈良県北葛城郡王寺町王寺2-1-18		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	327,000	327,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 王寺町伝統文化子ども茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	王寺町伝統文化子ども茶道教室実行委員会 奈良県北葛城郡王寺町本町2-38-36		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	216,000	216,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 王寺町伝統文化子ども華道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	王寺町伝統文化子ども華道教室実行委員会 奈良県北葛城郡王寺町久度3-12-22		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	319,000	319,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 王寺町伝統文化雅楽親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	王寺町伝統文化雅楽親子教室実行委員会 奈良県北葛城郡王寺町本町2-18-33		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 王寺町伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	王寺町伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 奈良県北葛城郡王寺町南元町3-3-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	429,000	429,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 王寺町落語・お囃子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	九雀チルド連 奈良県北葛城郡王寺町王寺1-3-2-407		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	352,000	352,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども箏曲教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	琴・三弦教室　菊恵美会 奈良県北葛城郡河合町大輪田1858-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	杭ノ瀬子ども会 和歌山市新中島133番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 粟地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	粟地区伝統文化いけばな親子教室実行委員会 和歌山市神前297-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	190,000	190,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 御坊子ども将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟 紀の国支部 御坊市島584（大洋化学株式会社内）		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和太鼓子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	天音太鼓保存会 御坊市藤田町吉田2231-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	215,000	215,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 紀南支部将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟 紀南支部 和歌山県田辺市上の山2-10-22		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子供伝統文化交流体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	こども未来 和歌山県新宮市木ノ川114-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	283,000	283,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 てまり親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西川流日本舞踊子供会 和歌山県新宮市木ノ川505-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばな　きもの着装・マナー　こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	和の心「珠蒼の会」 和歌山県新宮市三輪崎1411-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 藤並公民館 伝統文化を楽しむ会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	藤並公民館 伝統文化を楽しむ会 和歌山県有田郡有田川町天満388-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	200,000	200,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 鳥屋城公民館　茶道を通じて日本の伝統文化を学ぶ会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	鳥屋城公民館　茶道を通じて日本の伝統文化を学ぶ会 和歌山県有田郡有田川町中井原154		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	159,000	159,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	こども囲碁普及会 和歌山県有田郡有田川町下津野614-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	300,000	300,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化こども作法教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本現代作法会　和歌山支部 和歌山県有田市港町614		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 古座川町伝統文化体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	古座川町伝統文化体験教室実行委員会 和歌山県東牟婁郡古座川町高池777		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	197,000	197,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 桜日本舞踊親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西川流友華会 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町狗子ノ川157-468		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 なでしこ親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	太地町日本舞踊子供教室 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町下里270		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 鳥取県鳥取市湖山町南3丁目368		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 逢坂伝統文化継承教室「こども和太鼓教室」	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	ジュニア逢鷲太鼓 鳥取県鳥取市気高町山宮637-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	370,000	370,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	鳥取地区伝統文化いけばなこども教室実行委員会 鳥取県鳥取市大覚寺163-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	181,000	181,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子おどり教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	稚鮎の会 鳥取県鳥取市宮長230-44		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 うぐい突き親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大堤うぐい突き保存会 鳥取県鳥取市気高町会下124		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 岩美町岩井地区伝統文化子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	岩井地区伝統文化子ども教室実行委員会 鳥取県岩美郡岩美町岩井614		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	253,000	253,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和田荒神太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	和田荒神太鼓 米子市和田町1829-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化彦名いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	彦名校区青少年育成会 米子市彦名町2850-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	103,000	103,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 米子がいな太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	米子がいな太鼓保存会 米子市日野町162 米子市商店街連合会事務局内		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 昔遊びの会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	茶道裏千家淡交会 米子学校茶道連絡協議会 鳥取県東伯郡琴浦町赤崎138-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化外江こどもいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化外江こどもいけばな教室 鳥取県境港市外江町2062－1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	120,000	120,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 あまりこ親子茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化親子茶道の会 鳥取県境港市高松町153		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	277,000	277,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども生け花クラブ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	こども生け花クラブ 島根県松江市東出雲町1398-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	101,000	101,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 たのしいいけばな　こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	池坊いけばなクラブ 島根県松江市法吉町30-48		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子ども佐陀神能教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	子ども佐陀神能教室実行委員会 松江市鹿島町佐陀本郷640-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こどもをどり塾　いずもこども琴クラブ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	出雲伝統芸能振興事業実行委員会 島根県出雲市大塚町745-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 三隅生け花子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	三隅生け花子ども教室 島根県浜田市三隅町向野田39-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	93,000	93,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども将棋クラブ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟中国銀行支部 岡山市北区丸の内1-15-20岡山経済研究所内		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	355,000	355,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 岡山市東地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	岡山市東地区伝統文化いけばな親子教室 岡山市東区西大寺上1丁目3-2-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化を生かした子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	坪田譲治を顕彰する会「子どもの館」 岡山市北区富町2-9-3岡山市立石井幼稚園内		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	52,000	52,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 寺子屋書道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人寺子屋書道教室実行委員会 岡山市北区野田屋町1-9-14		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	102,000	102,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 福成キッズ将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟玉野支部 岡山県玉野市和田1丁目16-23		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 タカとふれあうキッズ教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	岡山子ども教育支援サークル 岡山市北区撫川1053ハイカムールウエストリバーA103		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 岡山市かるた・読み聞かせ教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	岡山市TOSSかるた・読み聞かせ教室 岡山市北区牟佐1361-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 岡山市五色百人一首教室(藤田支部)	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	TOSS五色百人一首協会（藤田支部） 岡山市南区藤田438-39		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	387,000	387,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 真備こども将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	真備こども将棋教室 岡山県倉敷市真備町有井1624-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	237,000	237,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 倉敷こどもいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	倉敷こどもいけばな教室 岡山県倉敷市水島東弥生町3-29		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	188,000	188,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 水島子ども将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟倉敷支部 岡山県倉敷市中央1丁目1-18		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	300,000	300,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 天城地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	天城地区伝統文化いけばな親子教室 岡山県倉敷市藤戸町天城1735-9		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	339,000	339,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 天城地区伝統文化茶道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	天城地区伝統文化茶道親子教室 岡山県倉敷市藤戸町天城1735-9		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	318,000	318,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 児島ちびっこおどり教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本舞踊と下津井節継承ちびっこ児島教室 岡山県倉敷市児島稗田町526-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 初心者囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	津山囲碁協会 岡山県津山市院庄1255-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 津山キッズ将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	津山キッズ将棋教室 岡山県津山市小原415-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 小・中学生茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	小・中学生茶道教室 津山市安井560-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 津山伝統文化茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	津山伝統文化茶道教室 津山市安井560-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化獅子舞教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	二宮獅子舞保存会 津山市二宮601		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	250,000	250,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	玉野市伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 岡山県玉野市日比7-1-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	267,000	267,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 たい子ども教室 茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	たい子ども楽級茶道教室 岡山県玉野市田井4-10-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和太鼓・こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	応神太鼓保存会・童 岡山県笠岡市笠岡4313－4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	157,000	157,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 地域クラブ長発太鼓	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	井原町まちづくりの会 井原市井原町１２４３－１		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	198,000	198,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 井原備中神楽保存会　小中学生伝承教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	井原備中神楽保存会 井原市下出部町２丁目２３－１		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化子ども生花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人NPOきらめき広場 岡山県新見市哲西町矢田3604	6260005006416	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	123,000	123,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 剣道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	本郷剣友会 岡山県新見市哲多町本郷563-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	344,000	344,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 備前焼の郷　伊部の歴史教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	備前焼保存会 岡山県備前市伊部629		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子ども太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日生甚九郎太鼓保存会 岡山県備前市日生町寒河3747		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	180,000	180,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 佐方子供吉備神楽伝承教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	佐方子供吉備神楽伝承教室 浅口市金光町佐方2008－2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	172,000	172,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 “まなぼーや”さつきっ子教室 ・筝サウンズ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	“まなぼーや”さつきっ子教室 ・筝サウンズ 浅口市金光町占見新田790-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 町家塾	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	かもがた町家管理組合 浅口市鴨方町鴨方240		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ウィークエンドわくどき体験教室　・琴塾	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	ウィークエンドわくどき体験教室 ・琴塾 浅口市鴨方町鴨方2244-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	254,000	254,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 三ツ山っ子	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	三ツ山っ子教室 浅口市寄島町16091-23		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	102,000	102,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 早島町日本舞踊子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	早島町日本舞踊こども教室 岡山県都窪郡早島町早島745-111		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 矢掛囲碁の会子ども囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	矢掛囲碁の会 岡山県小田郡矢掛町矢掛2677-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	189,000	189,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	たかきた太鼓の会＜荒谷太鼓＞ 広島県広島市安佐南区高取北三丁目17－21		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	333,000	333,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	華道家元池坊広島支部青年部 広島県広島市中区幟町12-2小畑ビル4階		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	154,000	154,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 もみじお茶会こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	もみじお茶会こども教室 広島県広島市安佐北区亀山5-1-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	252,000	252,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 亀山子供神楽親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	亀山子供神楽 広島県広島市安佐北区亀山7丁目9-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子ども落語塾	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	子ども落語塾 広島県広島市中区大手町5-14-10-904		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	396,000	396,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子ども長唄三味線塾	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	子ども長唄三味線塾 広島県広島市中区大手町5-14-10-904		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	387,000	387,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子ども能楽塾	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	子ども能楽塾 広島県広島市中区大手町5-14-10-904		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	398,000	398,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子ども日本舞踊塾	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	子ども日本舞踊塾 広島県広島市中区大手町5-14-10-904		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	410,000	410,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 三入地区伝統文化いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	三入地区伝統文化いけばな教室 広島県広島市安佐北区亀山5-20-10-17		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	207,000	207,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 幟町小 伝統文化子ども生け花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	サポート幟 広島県広島市中区上幟町6-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	279,000	279,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 仁保小 伝統文化子どもいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	広島市立仁保小学校PTA 広島県広島市南区仁保新町二丁目8-30		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	283,000	283,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 宇品学区 伝統文化子どもいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	宇品学区子ども会育成協議会 広島県広島市南区宇品海岸1-1-36-405		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	288,000	288,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 中野東小学校伝統文化子ども生け花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	中野東学区子ども会育成協議会 広島県広島市安芸区中野東5-4-32		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	283,000	283,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 能楽仕舞子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	広島能楽子ども教室実行員会 広島県広島市南区皆実町1-17-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 呉市郷原地区伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな小原流呉市郷原地区伝統文化こども教室実行委員会 呉市焼山本庄3丁目7-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 尾道市伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	尾道市伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 広島県尾道市美ノ郷町中野790		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	301,000	301,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 千田生け花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	めぐみ生け花教室 広島県福山市横尾町２丁目１８－７		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	121,000	121,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 「茶道を知る」福山親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	トヨの会 福山市鞆町鞆９３７－７		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	105,000	105,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 鞆の浦民謡・民舞親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	鞆の浦民謡民舞親子教室実行委員会 福山市鞆町鞆３７９		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	283,000	283,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 手城生け花親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	手城生け花親子教室 広島県尾道市美ノ郷町三成１８０９－２５		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	257,000	257,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 加茂子ども生け花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	加茂子ども生け花教室 広島県福山市加茂町下加茂１７６５－１		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	215,000	215,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 小手火（こてび）作り親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	鞆の絆委員会 広島県福山市鞆町後地１２９６－２		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	263,000	263,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 剣道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	福山竹の子会 広島県福山市地吹町１２－２６		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	283,000	283,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 川口剣道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	福山南剣友会 広島県福山市沖野上町２－１１－６－３０４		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 鳳剣道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	福山東雲会 広島県福山市伊勢丘８丁目１６－３		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	312,000	312,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 春草会（みどりかい）	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	春草会（みどりかい） 三次市三次町1821-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	295,000	295,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 三次こども将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟三次支部 三次市高杉町494-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	414,000	414,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子供奉納太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	庄原市上高自治振興区 庄原市高野町新市1283		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	219,000	219,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 比婆荒神神楽子ども神楽親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	比婆荒神神楽子ども神楽塾 庄原市東城町粟田2872-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	346,000	346,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 東城伝統文化子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	庄原市文化協会東城支部 庄原市東城町小奴可2661-13		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ”日本が世界に誇る将棋で論理的思考ができる子供を育てよう”2020	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟ひがし広島将棋サロン支部 東広島市西条町土与丸1153-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	405,000	405,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 菅田三嶋神社囃子親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	菅田三嶋神社囃子保存会 東広島市黒瀬町菅田315		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	277,000	277,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 東広島伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	華道家元池坊東広島橘支部 東広島市西条町寺家6202-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	75,000	75,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 五色百人一首教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	TOSS広島コンマサークル 東広島市西条中央7-8-22		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	241,000	241,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 響け子ども和文化	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	広島さくらの会 東広島市西条町吉行182-144		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 三ツ城放課後子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	三ツ城放課後子ども教室 東広島市西条町下三永178-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	220,000	220,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 あおい会　こどもお茶会教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	あおい会 広島県安芸郡海田町上市11-20-402		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子茶道体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	このはな茶道教室 広島県山県郡北広島町有田1687-12		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	211,000	211,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 わらべうたこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	わらべうたこども教室 広島県神石郡神石高原町高蓋1036-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	155,000	155,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 文洋中校区地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	文洋中校区地区伝統文化いけばな親子教室 山口県下関市上新地町5-13-21		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	100,000	100,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 彦島地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	彦島地区伝統文化いけばな親子教室 山口県下関市彦島江の浦町5丁目5の4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	215,000	215,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化箏こども教室（下関）	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化箏こども教室（下関） 山口県下関市長府松小田中町19-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化箏こども教室（川中）	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化箏こども教室（川中） 山口県下関市勝谷新町4-18-13		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親も子もみんなで楽しむ昔ばなしと昔あそび	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	ポプラの会 山口県下関市豊田町大字矢田176-15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 長府東地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	長府東地区伝統文化いけばな親子教室 山口県下関市宮田町2-3-16		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	239,000	239,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化長唄下関教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化長唄下関教室 山口県下関市長府中之町5-24		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 勝山地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	勝山地区伝統文化いけばな親子教室 山口県下関市形山町1-37		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	183,000	183,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 黒井地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	黒井地区伝統文化いけばな親子教室 山口県下関市豊浦町豊洋台2丁目561-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	184,000	184,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 下関子ども将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	下関子ども将棋教室 山口県下関市川中豊町六丁目2-30		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	371,000	371,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 文関養治地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	文関養治地区伝統文化いけばな親子教室 山口県下関市彦島迫町3-6-19		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	210,000	210,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 亀山能楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	亀山能楽教室 山口県下関市中之町1-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	270,000	270,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばなこども川中教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化いけばなこども川中教室実行委員会 山口県下関市西大坪町8-13		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	133,000	133,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 山の田地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	山の田地区伝統文化いけばな親子教室 山口県下関市有冨597		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	124,000	124,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	楢原ゆうあい会 山口県下関市豊田町大字楢原39		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	168,000	168,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子で踊る楽しい民謡民舞	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	民謡舞踊さつき会 山口県下関市川中豊町7丁目13-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	371,000	371,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 宇部親子将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟宇部支部 山口県宇部市中央町三丁目６番１２号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	418,000	418,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 令和２年度　伝統文化親子教室　山口市ものづくり親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	山口ものづくり塾 山口県防府市大崎５９－２		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども狂言教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	山口鷺流狂言保存会 山口県山口市春日町５－１山口市教育委員会文化財保護課内		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化大内夢くらぶ子供生け花”なのはなの会”	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化大内いけばなこども教室 山口県山口市大内長野１６５６－２		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	94,000	94,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 佐波こどもいけばな教室実行委員会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	佐波こどもいけばな教室実行委員会 山口県周南市櫛ヶ浜462		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	245,000	245,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 中関地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	中関地区伝統文化いけばな親子教室 山口県防府市仁井令1019-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	251,000	251,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 華城地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	華城地区伝統文化いけばな教室 山口県防府市石が口三丁目4-20		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	314,000	314,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化牟礼いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化牟礼いけばなこども教室 山口県周南市櫛ヶ浜462		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	221,000	221,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 令和2年度伝統文化親子教室山口ものづくり塾親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	山口ものづくり塾 山口県防府市大崎59-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 くだまついけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	下松市華道こども教室実行委員会 山口県下松市桜町3-14-9		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	289,000	289,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 下松茶道子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	下松茶道子供教室 山口県下松市潮音町4-8-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 山代白羽神楽　親子伝承教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	北中山子ども神楽 山口県岩国市美和町生見12441-82		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 山代本谷神楽子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	本郷子供神楽 山口県岩国市本郷町本郷319		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	358,000	358,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和楽器体験教室～箏・三味線・尺八に挑戦！	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	岩国古典の会 山口県岩国市御庄5-109-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	333,000	333,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和楽・華弥音会　親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	和楽・華弥音会 山口県岩国市南岩国4丁目68-20		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 華道家元池坊光支部　光花っこクラブ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	華道家元池坊光支部 山口県光市室積七丁目１６番１号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	60,000	60,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 富田東茶道こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	清水社中茶道こども教室 山口県光市虹ヶ丘６－４－３		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	163,000	163,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 周南いけ花子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	周南いけ花子ども教室 山口県周南市宮の前２丁目５－１２		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	50,000	50,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 糸あやつり人形芝居親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	周南市安田の糸あやつり人形芝居保存会 山口県周南市安田５６２－２　三丘市民センター（徳修館）		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	168,000	168,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 櫛浜子ども華道教室（茶道）	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	櫛浜子ども華道・茶道教室 山口県周南市大字栗屋１０２１－４０		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	215,000	215,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子供茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	南陽茶道倶楽部 山口県周南市富田２－３－２１		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	155,000	155,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 とくしま五色百人一首教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	サークル彩 徳島県徳島市城南町３丁目３－２４		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばな子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな子供教室実行委員会 徳島県徳島市名東町１－１２９－１７		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子いけばな体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	徳島キンダークラブ 徳島県徳島市中前川町３丁目９－１２		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	310,000	310,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども三味線教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	こども三味線教室実行委員会 徳島県徳島市南内町１丁目１４		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 八万能楽子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	観世流能楽嘉風会 徳島県徳島市八万町大坪２２０－１１		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ふれあい子ども生け花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	ふれあい健康館未生流笹岡生け花会 徳島県徳島市沖浜東２丁目１６番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 徳島市伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	徳島のきもの伝統文化活性化実行委員会 徳島県徳島市助任橋４丁目８－１－１５０２		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 那賀川町伝統文化子ども茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	那賀川町伝統文化子ども茶道教室実行委員会 徳島県阿南市那賀川町今津浦免許186		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	353,000	353,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 祇園囃子伝承教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	祇園囃子伝承教室 徳島県小松島市立江町字新開18番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子孫で遊ぶ百人一首・俳句かるたわくわく教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人　子ども夢つむぐ 徳島県小松島市田浦町字原田14の3	9480005006226	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 世代で感じる伝統文化の美	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人吉野川市文化協会 徳島県吉野川市鴨島町鴨島696-14	8480005003273	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	327,000	327,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和紙で遊ぼう！のびのび親子アート教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	一般財団法人阿波和紙伝統産業会館 徳島県吉野川市山川町川東141	7480005005989	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	429,000	429,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 美馬市三味線餅つき子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	美馬市無形文化財三味線餅つき保存会うだつ 徳島県美馬市脇町大字猪尻字西上野47-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 美馬茶道子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	徳島県退職公務員連盟美馬支部茶道子ども教室実行委員会 徳島県美馬市美馬町字宗重73		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	212,000	212,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 脇町子ども盆石教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	細川流盆石徳島支部美馬同好会脇町子ども盆石教室 徳島県美馬市脇町字曽江名5－12		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	235,000	235,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 かいなっ子茶道こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	かいなっ子茶道こども教室 徳島県三好市池田町州津井関1222番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 舞の集い伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	舞の集い 徳島県三好市池田町シンマチ1605番地1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 楪生伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西祖谷山村伝統文化こども教室実行委員会 徳島県三好市西祖谷山村重末373-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	232,000	232,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本舞踊子ども教室の会 徳島県三好市井川町吉岡140番地8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	276,000	276,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 勝浦町伝統文化活性化事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	勝浦町伝統文化活性化実行委員会 徳島県勝浦町大字久国字久保田２番地１		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	136,000	136,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 中山盆神踊り親子伝承教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	中山盆神踊り保存会 徳島県那賀郡那賀町中山字柳沢４７		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	161,000	161,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 宍喰祇園祭りお能子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	宍喰祇園祭お能保存会 徳島県海部郡海陽町宍喰浦字宍喰300		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 北島茶道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	北島茶道いけばな子どもマナー教室実行委員会 徳島県板野郡北島町中村字岸ノ上1-271		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 つるぎ町子どもいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	つるぎ町子どもいけばな教室 徳島県三好郡東みよし町加茂3924-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	83,000	83,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊を学ぼう	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	ゆうま子ども日本舞踊教室 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字長瀬49		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	604,000	604,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 阿波木偶箱まわし伝承教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	法市農村舞台保存会 徳島県三好郡東みよし町東山字法市204-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 わくわく昔遊び教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	教師力向上サークル恥楽っと 香川県高松市円座町1547番地1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 みたに親子自然塾	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	みたに親子自然塾 香川県高松市三谷町2650番地11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	78,000	78,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 みまや焼き教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	みまや焼き教室実行委員会 香川県高松市御厩町816番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	34,000	34,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 下笠居伝統文化親子茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	下笠居伝統文化親子茶道教室 香川県高松市亀水町1411番地4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 令和２年度スパイラル将棋センターこども将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟スパイラル支部 香川県高松市香川町大野52番地1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 十河獅子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	十獅会 高松市十川東町799番地1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	256,000	256,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 香南町こども茶華道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	香南町こども茶華道教室実行委員会 高松市香南町横井820番地7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 讃岐国分寺子供太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人　讃岐国分寺太鼓保存会 香川県高松市国分寺町新居1430番地4	2470005001928	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 高松木太囲碁スクール	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	高松木太囲碁スクール 香川県高松市木太町2915番地6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟鬼無支部 香川県高松市鬼無町山口418番地3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	和太鼓集団夢幻の会子ども太鼓 香川県高松市国分寺町福家甲3141番地6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 太田・中央校区放課後子ども教室茶道部	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	太田・中央校区放課後子ども教室 香川県高松市伏石町2071番地16		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	232,000	232,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 香川県五色百人一首教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	香川県五色百人一首協会 香川県丸亀市綾歌町栗熊東2035番地10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 香川町子ども茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	香川町茶道文化推進会 香川県高松市香川町浅野842番地1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子礼儀作法教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人　伝統和文化マナーマイスター協会中国四国本部 香川県高松市松縄町1067番地19		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	690,000	690,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 円座町子供茶華道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	円座町茶華道文化推進会 高松市西山崎町110番地3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	336,000	336,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 獅子舞教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	上法南獅子組 香川県丸亀市飯山町上法軍寺2359-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 丸亀地区伝統文化いけばな子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	丸亀地区伝統文化いけばな子供教室実行委員会 香川県丸亀市中津町1092－1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	92,000	92,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 西三分一獅子舞親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西三分一若人会 香川県丸亀市原田町1733番地6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子DE煎茶	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	曙会 坂出市西庄町1229-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 坂出こども茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	坂出みなづきこども茶道教室実行委員会 坂出市寿町一丁目3番10号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	241,000	241,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 坂出市日本舞踊こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	坂出市日本舞踊こども教室 坂出市元町2-10-33		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 善通寺子どもカルタ教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	善通寺子ども百人一首協会 香川県三豊市財田町財田中3930-28		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 獅子舞教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	赤門筋獅子組 香川県善通寺市善通寺町1-4-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 獅子舞教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	上吉田西部獅子組 香川県丸亀市柞原町320-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 囲碁親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	南部囲碁クラブ 香川県善通寺市大麻町1165-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 善通事生野東上組獅子舞教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	善通寺生野東上組 香川県善通寺市生野町434-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 獅子舞教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	稲木本村獅子組 香川県善通寺市稲木町975-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	414,000	414,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 獅子舞教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	生野東中獅子組 香川県善通寺市生野町702番地2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	336,000	336,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 鉢伏会子ども会教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	鉢伏会 香川県善通寺市与北町1225		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	284,000	284,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 五条獅子舞親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	五条獅子組 香川県善通寺市原田町2341-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 観音寺地区伝統文化いけばな子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	観音寺地区伝統文化いけばな子供教室実行委員会 香川県観音寺市大野原町中姫７５１		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	247,000	247,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 三豊子どもカルタ教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	TOSS三豊子ども百人一首協会 香川県三豊市財田町財田中3930-28		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 法華堂自治会獅子舞教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	法華堂自治会青年部 香川県三豊市三野町下高瀬1921番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子茶道体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	茶道裏千家淡交会小豆分会 香川県小豆郡土庄町甲638番地18		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	189,000	189,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 獅子舞親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	二條獅子連 香川県木田郡三木町大字井戸2256		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 綾川町子供茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	綾川町子供茶道教室実行委員会 香川県綾歌郡綾川町滝宮1499番地8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 獅子舞教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	葛原正八幡宮　大木獅子組 香川県仲多度郡多度津町葛原1070-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 まつやま能楽こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	まつやま能楽こども教室 愛媛県松山市平田町783-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 五色百人一首教室2020	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	TOSS五色百人一首協会愛媛県支部 愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城4166-13		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 北条風早みどり会伝統文化茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	北条風早みどり会伝統文化茶道教室 愛媛県松山市中西外94		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	226,000	226,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばなこども教室たんぽぽフラワーサークル	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな小原流松山こども教室たんぽぽ 愛媛県松山市新石手274-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	270,000	270,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 松山こども能楽クラブ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	「松山こども能楽クラブ」実行委員会 愛媛県松山市春日町10-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	292,000	292,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばな伝統文化こども教室松山	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな小原流伝統文化こども教室松山 愛媛県松山市山越1丁目7-27-702		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	168,000	168,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 道後親子日舞教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	道後親子日舞教室 愛媛県松山市祝谷3-6-30-401		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばなこども教室ひまわりクラブ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな小原流睦の会 愛媛県松山市余戸西5丁目8-18		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	193,000	193,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 つくしいけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	つくしいけばなこども教室 愛媛県松山市本町6丁目6-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	268,000	268,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 みつばちグループ・グループたんぽぽ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	リボンの会 愛媛県松山市持田町2丁目1-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	331,000	331,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばな伝統文化こども教室松山	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな伝統文化こども教室デージークラブ 愛媛県松山市祓川1-1-47		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	129,000	129,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 鶴亀こども能楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	鶴亀こども能楽教室実行委員会 愛媛県松山市余戸中4丁目9-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 久米地区伝統文化いけばな子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	久米地区伝統文化いけばな子供教室実行委員会 愛媛県松山市来住町1155-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	79,000	79,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 松山こどもいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	池坊いけばな若葉会 愛媛県松山市拓川町7-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	221,000	221,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 松山若葉教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	茶道裏千家淡交会松山学校茶道連絡協議会（松山若葉教室） 愛媛県松山市枝松5-1-43		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	322,000	322,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 石井日舞教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	石井こども日舞教室 愛媛県松山市東石井7丁目1-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	175,000	175,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ジュニア川柳	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	川柳まつやま吟社 愛媛県松山市北梅本町720		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	215,000	215,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 石井地区和泉フラワー子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	石井地区伝統文化いけばな子供教室実行委員会 愛媛県松山市和泉北一丁目13番33号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	152,000	152,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 高部地区伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	高部地区伝統文化こども教室実行委員会 愛媛県今治市高部甲1293番地3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばなこども教室ひまわり	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	今治いけばなこども教室ひまわり 愛媛県今治市本町3丁目2-15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	260,000	260,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大西地区伝統文化・親子いきいき華道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大西地区伝統文化・親子いきいき華道教室 愛媛県今治市波方町宮崎甲120		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	213,000	213,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子教室事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本書道教育学会夢こども書道会 愛媛県今治市中日吉町3丁目4-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ときわ伝統文化子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	常盤伝統文化保存会 愛媛県今治市常盤町7-5-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	273,000	273,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大西伝統文化こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大西伝統文化保存会 愛媛県今治市大西町新町甲1026-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	420,000	420,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 神楽親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	蒼社伝統文化会 愛媛県今治市玉川町鈍川甲254		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 吉田町いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	吉田町いけばなこども教室 愛媛県宇和島市吉田町東小路甲106		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	225,000	225,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばなこども三間教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばなこども三間教室実行委員会 愛媛県宇和島市三間町宮野下835番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	383,000	383,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 宇和島市こどもこと・三味線教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	宇和島市こどもこと・三味線教室 愛媛県宇和島市恵美須町2丁目3-26		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	361,000	361,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 新居浜伝統文化教室2020	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	新居浜市伝統文化を継承する会 愛媛県新居浜市桜木町13-49		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 泉川地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	泉川地区伝統文化いけばな親子教室 愛媛県新居浜市土橋1-3-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	241,000	241,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 花華クラブ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	華道家元池坊新居浜支部 愛媛県四国中央市土居町上野169番地1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	164,000	164,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子ども伝統文化教室2020	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西条市伝統文化を継承する会 愛媛県新居浜市桜木町13-49		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばなこども教室・なのはなクラブ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな小原流伊予の会 愛媛県松山市余戸中5丁目5-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	189,000	189,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いよっこ親子茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伊豫國茶道会 愛媛県伊予市下三谷1761-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	299,000	299,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 扶桑太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伊豫之二名島扶桑太鼓保存会 愛媛県伊予市米湊768-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子ども茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	茶道裏千家淡交会三島青年部 愛媛県四国中央市川之江町1630番地7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 西予箏曲こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	箏・絹の会 愛媛県西予市野村町野村14-351		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばなこども教室なでしこの会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばなこども教室なでしこの会実行委員会 愛媛県東温市牛渕1215-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	88,000	88,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 上弓削愛護班親子いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	上弓削地区愛護班 愛媛県越智郡上島町弓削上弓削449番地5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	144,000	144,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 たいき伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	たいき伝統文化親子教室 愛媛県喜多郡内子町五百木243-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化城の辺親子いけ花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化城の辺親子いけ花教室 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2227-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	293,000	293,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 三弦・箏の会　伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	三弦・箏の会 高知市瀬戸南町１－２－19		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	弥の会 高知市桟橋通３丁目16－10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 高知市こども生け花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	高知市こども生け花教室実行委員会 高知市長浜蒔絵台２－８－８		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	870,000	870,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 なかよし子どもいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	うしお子ども応援団 高知市廿代町９－２コーポすずき南棟405		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	120,000	120,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 箏あじさい会伝統文化こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	箏あじさい会 高知市春野町南ヶ丘６丁目５－２		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 将棋文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟土佐安芸支部 高知県安芸市幸町3-12		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	427,000	427,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 安芸地区伝統文化いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	安芸地区伝統文化いけばなこども教室実行委員会 高知県安芸市井ノ口乙3444		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	176,000	176,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 とさしみずこども茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	とさしみずこども茶道教室実行委員会 高知県土佐清水市浦尻５－２１		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	239,000	239,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 四万十地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	四万十地区伝統文化いけばな親子教室 高知県四万十市中村大橋通6-4-13		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	299,000	299,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	ひまわり子供茶道教室 高知県四万十市田野川乙1518-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	253,000	253,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	香美地区伝統文化いけばな親子教室 高知県香美市土佐山田町東本町2-2-21		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	301,000	301,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子茶道教室黒潮町地区	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化親子茶道教室黒潮町地区 高知県幡多郡黒潮町浮鞭3954-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	277,000	277,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 黒潮地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	黒潮地区伝統文化いけばな親子教室 高知県幡多郡黒潮町下田の口822-185		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	301,000	301,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 黒潮地区伝統文化おこと親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	黒潮地区伝統文化おこと親子教室 高知県幡多郡黒潮町下田の口822-98-201		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	349,000	349,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子ども邦楽　春の会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	子ども邦楽　春の会 北九州市門司区白野江3-5-13		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 真鶴少年剣道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	真鶴少年剣道教室 北九州市小倉北区下到津5-10-27		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 清水武道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	清水武道教室 北九州市小倉北区下到津5-10-27加藤総業４Ｆ		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 折尾西市民センターこどもいけばな	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな小原流折尾西地区伝統文化いけばなこども教室実行委員会 北九州市八幡西区日吉台二丁目３－１４		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	110,000	110,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 箏・三絃親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	北九州三曲協会 北九州市若松区今光2丁目5-12		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	未生流伝統文化いけばな子供教室実行委員会 北九州市小倉南区蒲生一丁目１－２０		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 南丘市民センターいけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな小原流小倉北地区伝統文化いけばなこども教室実行委員会 北九州市小倉北区木町2丁目１７－１３		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	58,000	58,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 長期休み子供将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟　北九州支部 北九州市小倉北区片野4-20-3　泰平ビル２階　小倉将棋センター		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和太鼓どんどこ童教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	博多舞姫太鼓（ジュニア部門） 福岡県福岡市博多区下呉服町6-12		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 東箱崎伝統文化百人一首教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	東箱崎伝統文化百人一首教室実行委員会 福岡県福岡市東区箱崎7丁目16-23		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	163,000	163,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子ども生け花教室・茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	社会福祉法人福岡市保育協会 福岡県福岡市中央区今泉1-19-22天神クラス		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	128,000	128,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ジュニア和太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	博多おっしょい太鼓 福岡県福岡市博多区神屋町2-4-501		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本舞踊教室　明奈の会 福岡市早良区室見2-10-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 飯原太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	飯原太鼓同好会 福岡市早良区原7丁目3番21号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 福岡未来こども塾	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	遠州流茶道　福岡支部 太宰府市宰府1-2-25		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本のこころと美しい礼法・作法	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	NPO法人福博相伝の会 福岡県福岡市中央区大手門3-1-7	7290005013391	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いきみなみこどもいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いきみなみこどもいけばな教室実行委員会 福岡市西区野方3-29-13		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	170,000	170,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	博多っ子さくらの会 福岡市早良区百道浜4-2-1-606		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	278,000	278,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 能楽体験講座「箱崎教室」	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	能楽体験講座「箱崎教室」実行委員会 福岡市中央区大名1-9-7-205		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子ども和太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	壱鼓館 福岡県福岡市東区松崎1丁目10-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 令和2年度 松風園伝統文化こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人デザイン都市・プロジェクト 福岡県福岡市南区大橋2丁目2番1号マルイビル2F	8290005003697	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 博多伝統文化こども茶育教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人Wing-Wing 福岡市南区柏原6-62-4-204	3290005015292	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 紅太鼓	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	紅太鼓 福岡市早良区野芥7-39-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 能と出会う夏休み	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人アートマネージメントセンター福岡 福岡県福岡市中央区大名1-14-28第一松村ビル（紺屋2023）405号	9290005003762	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 別府子供将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟玲瓏支部 佐賀県唐津市浜玉町浜崎1901-318		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 福岡囲碁会館　ヒカルの碁スクール	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本棋院　九州本部 福岡市博多区博多駅前2-2-1福岡センタービル3階		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	250,000	250,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 福岡県子ども囲碁普及会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	福岡県子ども囲碁普及会 福岡県福岡市博多区博多駅中央街5-11-407		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	城島龍神太鼓 福岡県久留米市城島町六町原266-29		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	御井鼓舞組 福岡県久留米市御井町2120-9		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こどもいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	久留米いけばな文化振興会 福岡県久留米市城南町19-27　吉岡ビル1F		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども長唄三味線教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	海津三味線会 福岡県久留米市安武町住吉387-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 囲碁親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人囲碁将棋育成会 福岡県久留米市国分町1433-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日吉こども茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	和の会 福岡県久留米市大石町575		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども日本舞踊教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	きょうまち日本舞踊振興会 福岡県久留米市大石町143		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	327,000	327,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 遠賀川水辺館茶道華道子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人直方川づくりの会 福岡県直方市溝堀3丁目6番41号	9290805006064	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	281,000	281,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 かがり火太鼓ジュニア教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	かがり火太鼓 福岡県飯塚市椿114-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 飯塚市伝統文化茶道こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	茶道裏千家淡交会筑豊支部 福岡県飯塚市片島2丁目20-74		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	86,000	86,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化狂言教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	狂言を学ぶ友の会 福岡県飯塚市伊岐須1-4-5-503		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 飯塚祇園太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	飯塚本町宿場太鼓「龍王」 福岡県飯塚市本町15-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	269,000	269,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化体験能（仕舞・謡）教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	雛謡会 福岡県飯塚市宮町2-83		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 筑後こども三味線教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	筑後郁青会 福岡県みやま市瀬高町文廣1267		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ぶぜんこどもいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	池坊ぶぜんこどもいけばな教室実行委員会 福岡県豊前市大字中村127番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	328,000	328,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 小郡市伝統文化活性化事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化実行委員会 福岡県小郡市松崎789		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	905,000	905,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化いけばなこども花の会 福岡県小郡市小郡248-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	390,000	390,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ちくしのこどもいけ花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	筑紫野市華道連盟 福岡県筑紫野市針摺西1-4-26-102		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	144,000	144,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 筑紫野親子囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	子ども囲碁天満宮大会実行委員会 福岡県太宰府市通古賀6-9-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 将棋グループ「歩」の会親子将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	将棋グループ「歩」の会 福岡県筑紫野市二日市南4丁目3番5-403号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	45,000	45,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 つくし太鼓愛好会子ども和太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	つくし太鼓愛好会 福岡県筑紫野市大字下見137-20		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 春日市いけ花親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	こどもいけ花教室このゆびとまれ 福岡県春日市紅葉ヶ丘西7-34		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化いけばなこども教室 福岡県春日市白水ヶ丘4-33		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	162,000	162,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 福岡支部夏休み子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟　福岡支部 福岡県大野城市栄町１－３－１３－２Ｆ		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大野城こども囲碁教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大野城こども囲碁教室 福岡県春日市若葉台西３丁目５５－４		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	327,000	327,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化こども生花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化国分っ子生花の会 福岡県筑紫野市針摺西1-6-17		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	129,000	129,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな一翠会 福岡県嘉麻市山野1647		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	253,000	253,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 グリーンコープ子供将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟玲瓏支部 佐賀県唐津市浜玉町浜崎1901-318		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化高木瀬子どもいけ花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化高木瀬子どもいけ花教室 佐賀県佐賀市高木瀬東1丁目3-28		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばなもろどみ子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化いけばなもろどみ子供教室 佐賀県佐賀市諸富町大字為重76-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化川副いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化川副いけばなこども教室 佐賀県佐賀市川副町鹿江640-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 嘉瀬町親子茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	嘉瀬町親子茶道教室 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原1690		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 佐賀地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	佐賀地区伝統文化いけばな親子教室 佐賀県佐賀市多布施4-1-44		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 神野こどもいけ花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	神野こどもいけ花教室実行委員会 佐賀県佐賀市天神2丁目3-31		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	269,000	269,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大和町茶道文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大和町茶道文化親子教室 佐賀県佐賀市大和町久池井1659-28		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日新茶道文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	茶道文化こども教室 佐賀県佐賀市巨勢町牛島95-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 赤松こども茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	赤松こども文化サークル 佐賀県佐賀市中の館町3-20		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化高木瀬茶道こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化茶道こども教室 佐賀県佐賀市若宮3-25-203		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	和太鼓葉隠 佐賀県佐賀市大財2丁目7-15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 博愛親子茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	博愛親子茶道教室 佐賀県佐賀市中の館町12-44		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 東与賀子ども茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	東与賀子ども茶道教室 佐賀県佐賀市東与賀町大字下古賀606-24		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化子ども能楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	佐賀城本丸歴史館薪能準備会 佐賀県佐賀市松原4-5-13		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化東与賀いけばな子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	東与賀いけばな子ども教室実行委員会 佐賀県佐賀市川副町大字南里652-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	273,000	273,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども箏教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	こども箏伝統文化継承会 佐賀県佐賀市西与賀町厘外757-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 モラージュ子供将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟玲瓏支部 佐賀県唐津市浜玉町浜崎1901-318		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな教室　三喜 佐賀県唐津市和多田用尺6-15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	121,000	121,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばな子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな教室翠の会 佐賀県唐津市七山荒川1199-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	314,000	314,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 領巾振子供将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟玲瓏支部 佐賀県唐津市浜玉町浜崎1901-318		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 令和2年度チャレンジ塾　鳥栖北教室 基里教室　将棋夏休み将棋教室鳥栖将棋教室１　鳥栖将棋教室２	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟鳥栖支部 佐賀県鳥栖市東町三丁目922-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伊万里子ども茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伊万里子ども茶道教室 佐賀県伊万里市二里町大里乙2236		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	362,000	362,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 東山代神楽の会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	東山代神楽の会 佐賀県伊万里市東山代町里105番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 松浦こども太鼓	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	松浦こども太鼓 佐賀県伊万里市松浦町提川522		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	212,000	212,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いまり子ども将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いまり子ども将棋教室 佐賀県伊万里市木須町5057-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	203,000	203,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伊万里公民館将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟玲瓏支部 佐賀県唐津市浜玉町浜崎1901-318		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	山内日本舞踊推進会 佐賀県武雄市山内町大字三間坂甲14011-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	344,000	344,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 武雄子供将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟玲瓏支部 佐賀県唐津市浜玉町浜崎1901-318		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 鹿島市伝統文化茶道こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	鹿島市伝統文化茶道こども教室 佐賀県鹿島市大字納富分1025-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	259,000	259,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 たんぽぽこども茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	たんぽぽこども茶道教室 佐賀県小城市三日月町樋口1148番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 小城市こども茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	小城市こども茶道教室 佐賀県小城市芦刈町永田350番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 わかばこども茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	わかばこども茶道教室 佐賀県小城市三日月町長神田1680番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ひまわりこども茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	ひまわりこども茶道教室 佐賀県小城市三日月町長神田2122番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 津の里こどもいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	津の里こどもいけばな教室 佐賀県小城市牛津町牛津64番地11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	377,000	377,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 祇園いけばな子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	祇園いけばな子供教室 佐賀県小城市小城町松尾3655番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 小城こども箏教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	小城こども箏教室 佐賀県小城市三日月町堀江465番地3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	336,000	336,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 桜いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	桜いけばなこども教室 佐賀県佐賀市大和町久池井1543番地59		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ゆめぷらっと子供将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本将棋連盟玲瓏支部 佐賀県唐津市浜玉町浜崎1901-318		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化聖いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化聖いけばなこども教室実行委員会 佐賀県杵島郡大町町大字福母2319		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばなこども有明教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	白石いけばなこども教室実行委員会 佐賀県杵島郡白石町大字深浦5260-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	227,000	227,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こどもいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	華道家元池坊長崎正風会支部 長崎県西彼杵郡時津町西時津郷64-22		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	72,000	72,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	雲仙市伝統文化和装礼法親子教室 長崎県雲仙市吾妻町阿母名７９２番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 百人一首体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大村っ子の未来を考える会 長崎県大村市武部町828-12		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	349,000	349,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こまの実親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	将棋教室こまの実 長崎県佐世保市日野町2025-11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 百人一首体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	TOSS長崎・東長崎サークル 長崎県東彼杵郡川棚町百津郷386-11 フォートレス石橋303		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化将棋教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	子供将棋教室ふぁんた 長崎県長崎市大橋町9-1-1201		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 長崎市内における囲碁普及活動	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	長崎市こども囲碁教室ネットワーク 長崎県長崎市魚の町7-3-702		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	624,000	624,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 長崎こども茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	茶道裏千家淡交会長崎青年部 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷479-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 やさしい箏教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	箏遊会 長崎県長崎市かき道2-10-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 諏訪ノ森柔道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	諏訪ノ森柔道教室保護者会 長崎県長崎市桜馬場1丁目12-23		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	333,000	333,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	長崎市東長崎伝統文化和装礼法親子教室 長崎県長崎市田中町79番地54		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	364,000	364,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 長崎市北部地区伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	長崎市北部地区伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 長崎県長崎市赤迫2-4-19-408		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 チトセピア伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	小原流長崎支部伝統文化いけばな親子教室実行委員会 長崎県西彼杵郡長与町高田郷2289-16		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	153,000	153,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統芸能保存事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	長崎ぶらぶら節保存会 長崎県長崎市戸町1-3-19		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子日本舞踊教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	実花会 長崎県長崎市愛宕3丁目11-11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 長崎こども茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	一般社団法人茶道裏千家淡交会長崎支部 長崎県長崎市興善町8-2　太田早苗方		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	560,000	560,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 長崎市朝日・稲佐地区伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	長崎市朝日・稲佐地区伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 長崎県長崎市大鳥町530		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 長崎市小江原地区伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	長崎市小江原地区伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 長崎県長崎市小江原4丁目17-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子ども流鏑馬親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人　長崎流鏑馬保存会 長崎県長崎市油木町35番60号	4310005008177	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 長崎市中央和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	長崎市中央和装礼法親子教室 長崎県長崎市若竹町10-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 五色百人一首の教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人　長崎・教師力向上研究会 長崎県諫早市長田町3120番地	1310005005128	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 諫早こども茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	茶道裏千家淡交会長崎学校茶道連絡協議会 長崎県長崎市下西山町4-15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本の文様文化と和紙文化を学ぶ親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本の伝統文化を楽しく学び未来へつなぐ会 長崎県諫早市宇都町1-18		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	362,000	362,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 佐世保市伝統文化親子教室推進事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	佐世保市伝統文化保存継承実行委員会 長崎県佐世保市名切町313-7-501		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	########	########	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子どもいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	華道家元池坊熊本銀杏支部 熊本市中央区坪井1-1-22坪井マンション101		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	289,000	289,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 キッズいけばな教室（花園公民館）	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	華道家元池坊熊本銀杏支部青年部 熊本市中央区坪井1-1-22坪井マンション		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	283,000	283,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 武道体験・護身術こども教室（熊本市）	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	川尻空手道教室 熊本市南区平田2丁目23-56		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 城南町子供日舞体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	城南町子供日舞体験教室 熊本市南区城南町舞瀬1332-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	熊本市帯山西地域こどもふれあい 熊本市中央区帯山1丁目32-26		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	265,000	265,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 託麻地域伝統文化いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	託麻西地区伝統文化いけばな親子教室 熊本市東区長嶺西1丁目9番1-612		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	172,000	172,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばな親子教室　惠華会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	華道家元池坊　惠華会 熊本市東区長嶺南4-11-134		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	熊本市大江地域こどもふれあい 熊本市中央区新大江2丁目10-12		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 玉名市伊倉伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	玉名市伊倉伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 熊本市北区清水万石5-13-13		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	328,000	328,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 熊本市北区伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	熊本市北区伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 熊本市北区清水万石5-13-17		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	297,000	297,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	一般社団法人茶道裏千家淡交会熊本支部 熊本市中央区上通町5-20		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけ花親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	わかばの会 熊本市東区江津1丁目11-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	239,000	239,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 力合こどもいけ花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	力合地域こどもふれあい 熊本市西区二本木3丁目4番11号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 くまもと伝統文化和楽器親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	くまもと和楽器の会 熊本市北区飛田1丁目3-17		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 月出いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	月出いけばなこども教室実行委員会 熊本市東区月出6丁目2番147号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	289,000	289,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 南部地区いけばなと茶道子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	南部地区いけばなと茶道子供教室 熊本市南区川尻4-13-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	309,000	309,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 水前寺いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	小原流水前寺会 熊本市中央区国府2-12-27-802		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	248,000	248,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 令和2年度伝統文化親子教室熊本ものづくり塾親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	熊本ものづくり塾 熊本市中央区練兵町45番地早野ビル3Ｆ		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 熊本市東区伝統文化和装礼法親子教室実行委員会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	熊本市東区伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 熊本市東区新外4丁目2-48		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子供のための筝曲教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	植木三曲の会 熊本市北区植木町大和36-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子供のための筝曲教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	熊本箏演奏者協会 熊本市中央区黒髪2-21-40		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 民謡・三味線　子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	子ども民謡・三味線「しいのみ会」 熊本市東区小山2丁目25-17グランレーヴ壱番館301号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	267,000	267,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 西原いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな伝承の会 熊本市北区楠7丁目3-19		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化こどもいけばなこども教室（託麻原）	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	お花ふれあい会 熊本市北区鶴羽田3丁目5-57		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	184,000	184,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 清水いけばな子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	小原流 清水会 熊本市東区京塚本町1-25		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	238,000	238,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化わくわく子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	教育サークル縁 宇土市松原町53-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	229,000	229,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばな子供教室みなみ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化いけばな子供教室 熊本市南区田井島3-2-76		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	205,000	205,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 植木地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな小原流植木こども教室実行委員会 熊本市北区植木町大和19-11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	86,000	86,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子書道華道茶道文化郷土料理教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	白山8町内自治会 熊本市中央区国府本町5-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子書道華道和装礼法茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	出水11町内自治会 熊本市中央区出水6丁目28-70ベルス801号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化日本舞踊八千把教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化日本舞踊八千把教室 熊本県八代市古閑上町252		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	377,000	377,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子書道日奈久教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化親子書道日奈久教室 熊本県八代市日奈久大坪町18-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	306,000	306,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化八代書友会親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	八代書友会 熊本県八代市上野町1225-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	430,000	430,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 樅木児童神楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	樅木児童神楽会 熊本県八代市泉町樅木137-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	333,000	333,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こども民謡スクール	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本民謡八代尚和会 熊本県八代市港町19		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子いけ花継承会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	親子いけ花継承会 熊本県八代市永碇町842-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	404,000	404,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子いけ花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化親子いけ花さくら会 熊本県八代市松崎町539-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	313,000	313,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化親子茶道育成委員会 熊本県八代市敷川内町2678-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	406,000	406,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化皇風煎茶親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化皇風煎茶親子教室 熊本県八代市平山新町5647-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	367,000	367,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばな桔梗会伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな桔梗会 熊本県八代市郡築一番町96-10		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	360,000	360,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子かえで会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化親子かえで会 熊本県八代市坂本町西部い2370-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子教室表千家	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化親子教室表千家 熊本県八代市高島町4251-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばな瑋美会伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	いけばな瑋美会 熊本県八代市本野町1581-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	275,000	275,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 令和2年度　伝統文化親子教室　全国ものづくり塾　八代教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	全国ものづくり塾　八代支部 熊本県八代市松江町360-4-101		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化煎茶親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化煎茶親子教室 熊本県八代市田中北町12-8-2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	299,000	299,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 みどり会伝統文化茶道親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	みどり会茶道親子教室 熊本県八代市植柳上町340		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子茶道松高太田郷教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化親子茶道松高太田郷教室 熊本県八代市永碇町747-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	339,000	339,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 植柳の盆踊・棒踊伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	植柳盆踊り保存会 熊本県八代市植柳下町1048-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化日本舞踊教室　郡築教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化日本舞踊教室　郡築教室 熊本県八代市築添1639-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	222,000	222,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化こどもいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	華道家元池坊人吉支部 熊本県球磨郡相良村柳瀬817-17		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	231,000	231,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 ひとよし地区伝統文化いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	ひとよし地区伝統文化いけばなこども教室 熊本県人吉市願成寺町476-15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	250,000	250,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 球磨神楽子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	青井阿蘇神社子ども神楽教室運営会 熊本県人吉市上青井町118		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	247,000	247,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 久木野子ども伝統芸能教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	久木野子ども伝統芸能講座実行委員会 熊本県水俣市久木野641		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	160,000	160,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばな子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	華道家元池坊玉名支部 熊本県玉名郡玉東町木葉46		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	138,000	138,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 玉名市伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	玉名市伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 熊本県玉名市繁根木301-9		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	285,000	285,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 横島潟担い節の継承	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	横島子ども潟担い節保存会 熊本県玉名市横島町大園17番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	188,000	188,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化わくわく子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	やまがの子どもを支える会 熊本県山鹿市中671-13		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	201,000	201,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 八千代座子供歌舞伎教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	山鹿市民歌舞伎の会 熊本県山鹿市川端町611　パレーシャル102		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 宇土大太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	太鼓芸能集団「紬衣」 熊本県宇土市新小路町123		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 宇土御獅子舞保存継承事業	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	宇土御獅子舞保存会 熊本県宇土市本町一丁目73		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 武道体験・護身術こども教室(宇城市)	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	柔法拳　武神会（本部） 熊本県上益城郡嘉島町井寺1040		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子民謡・三味線教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	民謡竹峰流 熊本県熊本市東区沼山津1-8-19		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 不知火竜燈太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	不知火竜燈太鼓保存会 熊本県宇城市不知火町永尾1414－2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 永尾ちょぼくれ親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	永尾ちょぼくれ保存会 熊本県宇城市不知火町永尾310		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 宇城市伝統文化いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	宇城市伝統文化いけばなこども教室 熊本県宇城市松橋町きらら3－11－3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 わくわくかるた教室2020inうき	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	くまもと子ども観光大使実行委員会 熊本県八代市千丁町古閑出2455-14		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	195,000	195,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 小川地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	小川地区伝統文化いけばな親子教室 熊本県宇城市小川町西北小川472		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	322,000	322,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 阿蘇市茶道子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	阿蘇市茶道子ども教室実行委員会 熊本県阿蘇市一の宮町宮地3249		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	179,000	179,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 阿蘇市伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	阿蘇市伝統文化親子教室実行委員会 熊本県阿蘇市一の宮町宮地178		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	270,000	270,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 天草市伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本舞踊・地域伝統芸能教室 熊本県天草市牛深町2211-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	226,000	226,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 民謡・三味線野々島親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	野々島民謡教室 合志市野々島5353－3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 武道体験・護身術こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	空手道　龍武館 合志市須屋1635－283－101		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子教室　全国ものづくり塾　長洲教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	熊本ものづくり塾 熊本県熊本市中央区練兵町45番地早野ビル3F		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	862,000	862,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 武道体験・護身術こども教室（大津）	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	柔法拳　武神会（大津支部） 熊本県菊池郡大津町美咲野4丁目18-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化わくわく子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	子どものしあわせと未来をつくる会 熊本県熊本市中央区国分2丁目6-103		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 菊陽町伝統文化こども茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	菊陽町伝統文化こども茶道教室 熊本県菊池郡菊陽町津久礼309-27		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	236,000	236,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 武道体験・護身術こども教室（菊陽）	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	柔法拳 武神会（菊陽支部） 熊本県合志市須屋2695-492		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 菊陽こどもいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	菊陽華道会 熊本市中央区南坪井町3-15		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	245,000	245,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 久木野伝統文化和楽器親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	南阿蘇久木野会 熊本県阿蘇郡南阿蘇村河陰4006-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 武道体験・護身術こども教室（御船）	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	御船空手道教室 熊本県上益城郡御船町木倉1050-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 嘉島こども伝統文化教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	嘉島こども伝統文化教室 熊本県上益城郡嘉島町上六嘉2035		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 武道体験・護身術こども教室(嘉島)	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	空手道　嘉島道場 熊本県上益城郡嘉島町井寺1039		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 嘉島親子茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	嘉島親子茶道教室 熊本県上益城郡下六嘉1710		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	293,000	293,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	益城神楽子ども教室運営委員会 熊本県上益城郡益城町辻の城50		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	120,000	120,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和楽器親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	和楽器伝承会 熊本県上益城郡益城町広崎1403-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 益城親子能楽教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	益城親子能楽教室 熊本県上益城郡益城町惣領1243		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 武道体験・護身術こども教室（益城）	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	益城空手道教室 熊本県上益城郡益城町砥川2002-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 芦北町伝統文化和装礼法親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	芦北町伝統文化和装礼法親子教室実行委員会 熊本県葦北郡芦北町佐敷390		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	245,000	245,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 芦北芳柳会舞踊親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	芦北芳柳会舞踊親子教室実行委員会 熊本県葦北郡芦北町花岡1315-8		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	120,000	120,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 あさぎりいけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	あさぎりいけばな親子教室実行委員会 熊本県球磨郡あさぎり町上東1249-22		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	親子いけばな教室スイートピー会 熊本県球磨郡あさぎり町上北1246		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大分市西地区伝統文化いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大分市西地区伝統文化いけばな親子教室 大分県大分市中島西1-6-17-901		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	305,000	305,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 東大分地区伝統文化保存継承事業～まつり囃子親子練習教室～	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	堺町町内会 大分県大分市萩原1-4-33		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 萩原伝統文化保存継承事業～萩原つくりもの（人形）製作教室～	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	萩原伝統文化保存継承委員会 大分県大分市萩原3-19-35		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 少年剣道居合道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	玄武館道場 大分県別府市中須賀本町１２組		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	華道家元池坊佐伯支部 大分県佐伯市長島町2-3-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	170,000	170,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 佐伯児童館伝承教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	佐伯児童館伝承教室 大分県佐伯市中の島3丁目13-21		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	86,000	86,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 SAIKI舞扇キッズ日本舞踊教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	舞扇倶楽部 大分県佐伯市大字長谷103227-7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 津久見伝統文化（扇子踊り・太鼓）親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	津久見扇子踊り保存会 大分県津久見市大字津久見浦3614		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大内児童クラブ茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大内児童クラブ 大分県杵築市大字大内4353-2（杵築市立大内小学校内）		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 児童クラブ「風ん子ハウス」茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	児童クラブ「風ん子ハウス」 大分県杵築市片野83番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	287,000	287,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 中央こども園放課後児童クラブ茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	中央こども園放課後児童クラブ 大分県杵築市大字南杵築972番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	255,000	255,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 宇佐こども和太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	院内龍神太鼓保存会 大分県宇佐市院内町斎藤559-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 とよのくに伝統文化子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	とよのくに伝統文化子ども教室実行委員会 大分県宇佐市大字中原212-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 はさま子ども和太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	はさま子ども和太鼓クラブ由布はさま太鼓 大分県由布市挾間町挾間894番地6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	482,000	482,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 着付けとお茶入門	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	はさま未来クラブ 大分県由布市挾間町向原128番地１		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	435,000	435,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	下原地区伝統文化いけばな教室 宮崎県宮崎市永楽町3番地5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	139,000	139,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 花ヶ島地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	花ヶ島地区伝統文化いけばな親子教室 宮崎県宮崎市村角町宮崎牟田63番地2		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	158,000	158,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 小戸・西池地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	小戸・西池地区伝統文化いけばな親子教室 宮崎県宮崎市小松台西2丁目7－13		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	204,000	204,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 潮見地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	潮見地区伝統文化いけばな親子教室 宮崎県宮崎市堀川町40-8パナハイツオノ201		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	131,000	131,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 住吉地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	住吉地区伝統文化いけばな親子教室 宮崎県宮崎市島之内29-9		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	243,000	243,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 佐土原地区伝統文化親子いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	佐土原地区伝統文化親子いけばな教室 宮崎県宮崎市佐土原町東上那珂14139-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 南の子楽しいいけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	南地区伝統文化いけばな親子教室 宮崎県日南市南郷町潟上1222		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	284,000	284,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大淀地域伝統文化こども茶道教室 宮崎県宮崎市月見ヶ丘1丁目9-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	268,000	268,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 生目地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	生目地区伝統文化いけばな親子教室 宮崎県宮崎市清武町加納乙333-39		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	256,000	256,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 長唄三味線伝統文化教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	長唄三味線伝統文化教室 宮崎県宮崎市神宮1丁目126		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 赤江東地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	赤江東地区伝統文化いけばな親子教室 宮崎県宮崎市桜町7-12		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	190,000	190,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	宮崎市伝統文化同好会 鹿児島県霧島市国分名波町1120-305号名波ハイタウン		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 細江神楽／獅子舞こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	細江神楽保存会 宮崎市大字細江3720		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	140,000	140,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大塚台地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大塚台地区伝統文化いけばな親子教室 宮崎県宮崎市大塚台西2丁目6-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	239,000	239,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 清武地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	清武地区伝統文化いけばな親子教室 宮崎県宮崎市清武町加納乙358-9		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	205,000	205,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	木花地区伝統文化こども茶道教室 宮崎県宮崎市学園木花台南3丁目4-4		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	310,000	310,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 大淀西地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	大淀西地区伝統文化いけばな親子教室 宮崎県宮崎市大坪西1丁目7-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	328,000	328,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化和装礼法親子教室事業実行委員会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	宮崎市伝統文化和装礼法親子教室事業実行委員会 宮崎県宮崎市大字島之内7301-33		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	430,000	430,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化いけばな親子教室事業実行委員会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	宮崎市伝統文化いけばな親子教室事業実行委員会 宮崎県宮崎市大字島之内7301-33		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	430,000	430,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 妻ケ丘地区伝統文化親子いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	妻ケ丘地区伝統文化親子いけばな教室 宮崎県都城市蔵原町7-29		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 都城子ども日本舞踊教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	寿実丸会 宮崎県都城市一万城町38-13		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	167,000	167,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 横市地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	横市地区伝統文化いけばな親子教室 宮崎県都城市南横市町1973-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	387,000	387,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 都城・北諸県子供わくわく教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	都城・北諸県百人一首等伝承会 宮崎県都城市若葉町92-1-11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 じいちゃん・ばあちゃん　宝箱教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	どんぐり 宮崎県延岡市愛宕町3丁目172		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 寺子屋　やまびこ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	やまびこクラブ 宮崎県延岡市川島町1351-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 こでまりの花の会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	こでまりの花の会 宮崎県延岡市南一ヶ岡2丁目5の7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 刺しゅうの伝統の技を伝える布針糸に親しむ親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	ひと針の布工房 宮崎県延岡市西階町2丁目4601		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本の伝統武道なぎなたを多くの人に伝えよう会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	なぎなたを学び伝えよう会 宮崎県延岡市大貫町5-2357-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	694,000	694,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 三川内伝統文化を守る会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	三川内伝統文化を守る会 宮崎県延岡市北浦町三川内5420-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	388,000	388,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 茶道・茶花の寺子屋	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	めざせ！！利休の心茶道文化親子寺子屋 宮崎県延岡市恒富町3丁目3-5		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	689,000	689,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 熊田花とふれあう伝統文化子供教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	伝統文化生け花を楽しむ会 宮崎県延岡市北川町川内名3122		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 つくしんぼ伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	つくしんぼ「花の会」 宮崎県延岡市沖田町2394-12		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 チントンシャンこども三味線寺子屋	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	チントンシャンこども三味線寺子屋 宮崎県延岡市昭和町1丁目2-12		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 東海地区こども相撲保存会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	東海地区こども相撲保存会 宮崎県延岡市粟野名1987-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 心を落ちつけて東海っ子茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	心を落ちつけて東海っ子茶道教室 宮崎県延岡市大武町5300-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	300,000	300,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 延岡日本舞踊協会親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	延岡日本舞踊協会 宮崎県延岡市古城町5丁目63-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	376,000	376,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 くるくる伝統の皿回しふるさと文化教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	くるくる伝統の皿回しふるさと文化教室 宮崎県延岡市大武町5293-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	314,000	314,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 若草茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	表千家径友会 宮崎県延岡市永池町1-2-16R＆R502号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 元気いっぱい！！ふるさと伝統和太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	倭伝太鼓の会 宮崎県延岡市二ツ島町9580番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	774,000	774,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 「港わんぱく太鼓」和太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	港わんぱく太鼓 宮崎県延岡市東海町159番地6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	375,000	375,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 農耕文化を起源とした伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	のべおか　風と土の学校 宮崎県延岡市上三輪町3401-39		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日南和太鼓親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日南地区太鼓保存会 宮崎県日南市大字板敷753番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	345,000	345,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日南北地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日南北地区伝統文化いけばな親子教室 宮崎県日南市大字星倉2502-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 黒潮こども茶道・いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	南郷地区伝統文化茶道・いけばな親子教室 宮崎県日南市南郷町中村甲94-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	276,000	276,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日向市伝統文化子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日向市舞踊連盟 宮崎県日向市富高6333-16		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊　子ども教室　ひむかをどり	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本舞踊　絹彩の会 宮崎県日向市富高6276-46		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	284,000	284,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和太鼓教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	ひむか和太鼓の会 宮崎県日向市浜町2丁目126番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	776,000	776,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 西都地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西都地区伝統文化いけばな親子教室 西都市大字三宅3360-42		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	137,000	137,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 都於郡地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	都於郡地区伝統文化いけばな親子教室 西都市大字鹿野田6350-3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	100,000	100,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 国富地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	国富地区伝統文化いけばな親子教室 宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4439番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	199,000	199,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 森永地区伝統文化親子いけばな教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	森永地区伝統文化親子いけばな教室 宮崎県東諸県郡国富町大字森永2228番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	252,000	252,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 綾町地区伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	綾町地区伝統文化いけばな親子教室 宮崎県東諸県郡綾町大字北俣85番地3		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	163,000	163,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 高鍋和太鼓を楽しむ会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	高鍋和太鼓元気クラブ 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江1818		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	414,000	414,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 いけばなこども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	門川町華道連盟 宮崎県東臼杵郡門川町宮ケ原１－９８		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	301,000	301,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 門川神楽こども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	門川神楽保存会 宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末1569番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統文化囲碁親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	鹿児島県ジュニア囲碁連盟 鹿児島市坂元町25番17号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本棋院かごしま県連支部	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	日本棋院かごしま県連支部 鹿児島市武1丁目12-16　ともえビル1F		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 宝生流鹿児島子ども能教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	宝生流鹿児島子ども能教室 鹿児島市永吉2-27-7-805		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 さくら伝統文化いけばな親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	さくら伝統文化いけばな親子教室 鹿児島市西陵8-24-24		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	248,000	248,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 郷土の伝統芸能文化の継承体験と成果発表	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人らんらんらん 鹿児島市荒田1丁目40番10号	9340005002230	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 自信をつける夏休み子ども空手教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	特定非営利活動法人後藤道場 鹿児島市吉野町6009-1	8340005001968	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	431,000	431,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 かごしま囲碁親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	かごしま囲碁振興会 鹿児島市池之上町6-11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	211,000	211,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 子ども五色百人一首教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	TOSS五色百人一首鹿児島市支部 鹿児島市冷水町21-11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	200,000	200,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 わくわく明和塾お花生け、福平げんっき子クラブ	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	華道家元池坊鹿児島支部 鹿児島市山下町2-12-304		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	414,000	414,000	100%	—						

分野	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした具体的理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	成果物（報告書等）	問い合わせ先
											公益法人の区分	所管の区分	応札・応募者数			
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 田上子供いけ花教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	田上文化財活性化実行委員会 鹿児島市田上2-6-6		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	67,000	67,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 小倉百人一首かるた教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	姶良かるた会 鹿児島県姶良市宮島町23-11		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	143,000	143,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 霧島市伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	TOSS鹿児島「ティダ」 鹿児島県霧島市隼人町住吉1935番地7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	241,000	241,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 きものとマナーの伝統文化親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	姶良親子の会 鹿児島県霧島市隼人町住吉1935番地7		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	276,000	276,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 駒水ヤンセ踊り親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	駒水ヤンセ踊り保存会 鹿児島県枕崎市駒水町1番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 チャレンジキッズ文化教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	TOSS音楽Beat 沖縄県那覇市首里末吉町3-79-27		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	319,000	319,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 Kidsワークショップ 日本文化に触れてみよう　はじめての茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	キャリアデザイン和ごころ， 沖縄県宜野湾市宜野湾２丁目14番２号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	271,000	271,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 伝統芸能子ども教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西原町字小那覇自治会 沖縄県西原町字小那覇397番地		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	430,000	430,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 百人一首教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	TOSS琉球 沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平351番地２階		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	302,000	302,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 将棋親子教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	西表・上原将棋クラブ 沖縄県八重山郡竹富町字上原53-1		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	258,000	258,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 親子茶道教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	親子茶道教室 沖縄県沖縄市上地3-1-29		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	279,000	279,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 和装作法教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	一般財団法人全日本和装コンサルタント協会 大阪府守口市大庭町2丁目16番2号		本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	########	########	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 日本舞踊合同発表会	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	一般社団法人伝統文化芸術協会 日進市浅田平子2-153	5180005017034	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	21,121,000	21,121,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 未来へつなげ“日本の心”　日本のおどり子ども体験教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	一般社団法人日本のおどり文化協会 京都府京都市左京区八瀬野瀬町10	6130005013994	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	25,862,000	25,862,000	100%	—						
役務の提供等（その他）	令和２年度伝統文化親子教室事業 創作ゆかた親子文化教室	文化庁次長　中岡　司 東京都千代田区霞が関3-2-2	令和2年5月7日	一般財団法人民族衣裳文化普及協会 東京都中央区八重洲1-6-2	5013305000691	本事業については，HP等を通じた公募のうえで，外部委員による審査（企画競争）を経て選定されたものであり，契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから，当該事業を実施できる相手方は他にない。よって，競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	########	########	100%	—						